

# 嵐山町議会平成28年第3回定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月13日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
町長挨拶	7
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
諸般の報告	10
行政報告	11
常任委員会所管事務調査報告	13
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	29
報告第2号の上程、説明、質疑	31
報告第3号の上程、説明、質疑	33
認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑	35
議案第49号の上程、説明、質疑	63
決算審査特別委員会の設置、委員会付託	64
決算審査特別委員会委員の選任	65
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告	65
休会の議決	66
散会の宣告	66

第 2 号 (9月15日)

議事日程	6 7
出席議員	6 8
欠席議員	6 8
本会議に出席した事務局職員	6 8
説明のための出席者	6 8
開議の宣告	7 1
諸般の報告	7 1
一般質問	7 1
2 番 森 一 人 議員	7 1
3 番 佐久間 孝 光 議員	8 6
5 番 青 柳 賢 治 議員	9 6
4 番 長 島 邦 夫 議員	1 1 7
発言の訂正	1 2 7
散会の宣告	1 3 8

第 3 号 (9月16日)

議事日程	1 4 1
出席議員	1 4 2
欠席議員	1 4 2
本会議に出席した事務局職員	1 4 2
説明のための出席者	1 4 2
開議の宣告	1 4 5
諸般の報告	1 4 5
一般質問	1 4 5
1 3 番 洪 谷 登美子 議員	1 4 5
6 番 畠 山 美 幸 議員	1 8 1
1 番 吉 本 秀 二 議員	2 1 4
8 番 河 井 勝 久 議員	2 3 1

散会の宣告	2 3 9
-------	-------

#### 第 4 号 (9月20日)

議事日程	2 4 1
出席議員	2 4 2
欠席議員	2 4 2
本会議に出席した事務局職員	2 4 2
説明のための出席者	2 4 2
開議の宣告	2 4 5
諸般の報告	2 4 5
一般質問	2 4 5
9番 川口浩史議員	2 4 5
11番 松本美子議員	2 7 5
10番 清水正之議員	3 0 6
会議時間の延長	3 2 8
散会の宣告	3 3 5

#### 第 5 号 (9月21日)

議事日程	3 3 7
出席議員	3 3 9
欠席議員	3 3 9
本会議に出席した事務局職員	3 3 9
説明のための出席者	3 3 9
開議の宣告	3 4 1
諸般の報告	3 4 1
報告第4号の上程、説明、質疑	3 4 1
同意第10号の上程、説明、質疑、採決	3 4 4
同意第11号の上程、説明、質疑、採決	3 4 6
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 9
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 1

議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 0
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 2
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 5
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 6
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 9
発言の訂正	4 2 5
議案第 4 3 号の修正案の提出	4 3 1
会議時間の延長	4 3 7
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3 8
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4 9
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5 1
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5 5
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6 3
休会の議決	4 6 6
散会の宣告	4 6 6

## 第 6 号 (10月5日)

議事日程	4 6 7
出席議員	4 6 9
欠席議員	4 6 9
本会議に出席した事務局職員	4 6 9
説明のための出席者	4 6 9
開議の宣告	4 7 1
諸般の報告	4 7 1
認定第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 7 2
認定第 2 号～認定第 6 号、議案第 4 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 8 6
議員派遣の件について	4 9 6
閉会中の継続調査の申し出について	4 9 7
日程の追加	4 9 7
発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9 8

発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9 9
発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0 8
発議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1 3
発議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1 4
発議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1 5
議会運営委員長報告	5 2 9
発議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3 0
発議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3 6
発議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4 0
発議第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4 7
町長挨拶	5 5 0
議長挨拶	5 5 1
閉会の宣告	5 5 2
署名議員	5 5 3

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第211号

平成28年第3回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月23日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成28年9月13日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	佐 久 間 孝 光	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	洪 谷 登 美 子	議 員	1 4 番	大 野 敏 行	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成28年第3回嵐山町議会定例会

### 議事日程（第1号）

9月13日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（大野議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）  
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 広報広聴特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 報告第 2号 平成27年度嵐山町健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 平成27年度嵐山町資金不足比率の報告について
- 日程第 9 認定第 1号 平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 2号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 3号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 4号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 5号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 6号 平成27年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 日程第 15 議案第 49号 平成27年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について



○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務
柳	勝	次	代表監査委員
吉 場	道	雄	監 査 委 員

---

◎開会の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第3回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時59分)

---

◎開議の宣告

○大野敏行議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎町長挨拶

○大野敏行議長 まず、議事に先立ちまして、さきの町長選におかれまして、岩澤町長が4期目の当選を果たされました。まことにおめでとうございます。一緒にお仕事ができることをうれしく思います。

それでは、岩澤町長より就任の挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、28年第3回定例会に当たり、町長再任のご挨拶を述べさせていただきます。このような機会をいただきまして、ありがたく御礼を申し上げます。

今回の町長選挙におきましては、議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様から力強いご支援を賜り、3期目に続いての無投票での再選となりました。ありがたく重ねて御礼を申し上げます。同時に無投票による再選の重さに身の引き締まる思いでございます。初心を忘れることなく嵐山町の発展と町民福祉の向上、この一点を心魂に据えて引き続き町政を担当することをお誓いを申し上げます。議員の皆様には今後ともよろしくご指導のほどお願いを申し上げます。

さて、矢のごとく過ぎ去りました3期12年を振り返りますと、平成16年9月町長就任時には、町の財政は危機的状況にありました。町の借金を減らしつつ、かつ町民の

皆様や地域のニーズに応えるため、行財政改革を断行したり、役場職員の意識改革を行う中、前回の第4次総合振興計画に沿って多くの事業を実施することができました。

従前に比べ、地域でのきずなが心配される中で、地域コミュニティ事業を最初の事業として実施をし、以来町民とともに町政に取り組む地域経営の考え方が浸透をし、現在に至るまで、防犯、防火、防災、交通安全、地域の見守り合い、他の自治体を比べても充実をした取り組みを実施できております。

役場職員の意識改革も着実に進展をし、地域の除草、環境整備事業、職員による広報配達、地域御用聞き活動など、職員のボランティア意識も醸成される中で、現在は議員の皆様にもご参加をいただき、一緒に地域環境整備も拡大しております。これらの取り組みは地域住民にも波及をして、町内清掃活動をはじめ、多くの事業に町民の参加も多くなり、現在も盛況となっており、ありがたく感謝をしているところであります。

事業の推進に当たり、その時々機構改革も行いながら、町民サービスの向上を目指してまいりました。今後も適宜実施をし、町民の負託に応じてまいりたいと思います。

現在、最大の不安要因は防災への対応であります。地震、台風による風水害、土砂崩れ、雪害、竜巻などなど、自然災害に対する備えが、さらに喫緊の大きな課題として立ちほだっております。自然の猛威には対応のすべもありませんけれども、個々人が身を守る対策は、町としても急がなくてはなりません。

自助、共助、公助と申します。まず、第一に自分たちでできる備えが必要であります。防災グッズのためのリュックサックなど、今後行政で助成してでも全戸に備えてまいりたいものであります。地域での防災会などの支え合い、そして行政はどこまでできるのか、早急の対策をすぐに始めたいと思っております。

人口減少の状況下でのまちづくり、今までに経験のない行政での取り組みになります。確かに人口減少は静かな危機であります。財政力、地域力、役場力の低下をどうしたらいいのか、農業、商業、工業、観光業、これらの産業活性化は、にぎわいづくりは、稼ぐ力をどうつけていくのか、道路、橋梁、公共施設などはどうする。教育のためのソフト、ハード対策、特に小中学校の統合などで維持管理費をどう削減できるかなどなど課題が山積であります。

今後の4年間にしっかりと町の方向づけをしていかなければなりません。その暁には、他の自治体と比べても、活力に満ちた安心して暮らしている嵐山町が生まれて

きます。そのためには、近未来への取り組みをいち早く勇気を持って、町民と協力のもとで改革を断行することであります。この改革の先頭に立って心血を注いでまいります。議員の皆様方のご指導とご協力を伏してお願い申し上げる次第でございます。

以上申し上げまして、再任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

これより議事に入ります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○大野敏行議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第13番 渋谷 登美子 議員

第1番 吉本 秀二 議員

を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○大野敏行議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

長島議会運営委員長。

[長島邦夫議会運営委員長登壇]

○長島邦夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前に9月6日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として大野議長、出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、中嶋総務課長に出席をいただき、提出されます議案についての説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、人事2件、条例6件、予算6件、認定6件及びその他1件の24件ということでございます。このほか議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に質疑した結果、第3回定例会は本日13日から10月5日まで

の23日間とすることに決定をいたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順といたしまして、9月15日1番の森一人議員から4番の私、長島まで、9月16日に5番、渋谷登美子議員から8番の河井勝久議員まで、9月20日に9番の川口浩史議員から11番の清水正之議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日9月13日から10月5日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月5日までの23日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○大野敏行議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案、報告3件、人事2件、条例6件、予算6件、認定6件及びその他1件の計24件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、柳代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、6月から8月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成28年7月12日、全国町村議国会館において、全国町村議会議長会主催の町村議会広報クリニックに議会報編集委員6名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第7号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、関係大臣及び各被災県知事に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第2号 核も戦争もない平和な二十一世紀を求める要望書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○大野敏行議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日、ここに平成28年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

また、柳代表監査委員並びに吉場議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案をいたしました議案は、報告3件、人事2件、条例6件、予算6件、認定6件、その他1件の計24件であります。各議案の提案理由並びに説明につきまして

では、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成28年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

さて、この夏、日本列島は相次ぐ台風に見舞われ、大雨による河川の氾濫など、多数の住宅被害とともに多くの尊い命が奪われました。被災されました皆様に心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

災害の備えにこれで終わりということはありません。いつどんな状況においても対応できるよう万全を期してまいります。今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 教育委員会関係につきましてご説明、ご報告いたします。

2、学校教育関係、(1) 工事関係でございますが、七郷小学校駐車場整備工事、6月補正で既に承認をいただいているところでございます。契約期間、概要、請負金額等ご高覧いただければ幸いです。

菅谷小学校プール改築工事、7月7日臨時議会におきまして、議案第36号で承認をいただいているものでございます。契約期間、概要、請負金額等ご高覧いただければ幸いです。

なお、(2) 業務委託関係、児童福祉関係につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどご高覧いただければ幸いです。

なお、お手元に配付いたしました平成27年度教育委員会点検・評価報告書でございますが、平成27年度嵐山町教育行政重点施策のうち、20の重点的な項目を評価したものでございます。

なお、この点検・評価を行うに当たっては、引き続き元江南町教育長、馬場攻氏の助言、指導をいただいております。



結果の内容につきましては、2ページから16ページのとおりでございますので、後ほどご覧いただければ幸いです。

今後とも点検・評価の内容や方法をさらに検討するとともに、結果の検証を行い、成果と課題を明確にして施策の充実と事務の適正な管理に努めてまいります。議員各位のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、教育委員会の説明と報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

---

◎常任委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長

平成28年9月13日

嵐山町議会議長 大野敏行様

総務経済常任委員長 佐久間孝光

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

町の経済の活性化について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「町の経済の活性化について」を調査するため、6月15日、7月14日及び9月2日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 6月15日の委員会について

当日は久喜市菖蒲総合支所にて、第22回あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル担当者により、その運営等について概要説明を受けた。

あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバルの主催は、ブルーフェスティバル実行

委員会で、久喜市観光協会副会長が実行委員長を務めている。久喜市、久喜市観光協会、久喜市商工会が後援。実施期間は、6月5日から26日の3週間。会場周辺には、700台の無料駐車場があるが、期間中約20万人が訪れるため、それでも路上駐車が発生してしまう。来場者の8割は女性。ラベンダーは、高温多湿に弱いため水はけ、風通しが大切。環境に合わず、枯れてしまった品種もあった。大体5年程度で枯れてしまうので、イベントに合わせローテーションを組むことが必要。水や肥料は余り必要ないが、草取りは小まめにやるのが大切。露天商は1軒もなく、地元出店者に限る。傾斜地に植えたほうが見ばえがいい。

(問) 経済効果は。

(答) 40万人来ていたころは、1日70万円くらい。今はその半分。

(問) 運営は。

(答) 苗の購入、植えつけ、シルバー人材による草取りの維持等は市(予算900万円)が、イベント(市からの補助120万円)は観光協会、年4回のボランティア草取りは両者で行っている。

(問) 3週間のイベント中、毎日出店しているところもあるが、人件費以上の利益が出ているということか。

(答) そうです。食べ物を提供するところは保健所の指導によりプレハブで、期間中1日、2日の出店者はテントにて販売。

(2) 7月14日の委員会について

当日は、山下企業支援課長、植木環境農政課長に出席を求め説明を受けた。山下企業支援課長からは、産業団地の進捗状況について以下の説明があった。

花見台拡張予定地区は、町からの要望により企業局地域整備課が花見台の現地確認を行った。その後の協議の中で、申請時に必要となる産業団地適地選定図書を準備してほしいとの指導を受け、今後はその図書の発注をし、業務を進めていく予定。今年度4月以降、2度の協議をし、「山林の高さが目立つ」「土量はかなり多く出るのでは」とのご指摘を受けた。町としては、企業局に調査業務の着手を要望している。

川島地区は、平成25年9月から、この地区を産業団地とする協議を県企業局田園都市づくり課と開始した。平成26年3月、協議の中で過去に川島地区に泥を運んで埋め立てをした経緯があり、土壌調査を行うようにとの指示があった。町の業務として行ったが、特に基準値を超えるようなものは出なかった。その結果については、報告書

を県企業局へ提出している。

インターランプ内は、平成12年、地権者15名によって開発の要望書が町に出された。平成22年第4次総合振興計画に産業系土地利用地区として、町が位置づけをした。平成25年に入り地権者への地元説明会がなされ、平成25年度末には買収単価の発表がなされた。その後個別交渉に入っている状況である。平成26年町のほうも県土整備事務所、埼玉県警と道路協議に入っている。一旦道路協議は終了し、造成に関する協議は現在でも進行中である。

越畑地区は、平成21年に開発申請が出され、平成22年には開発許可がおりている。平成24年には現地の造成がほぼ完成。今年度に入って、建物を建設する開発協議を経て立地に至った。建物は1万5,442平米の2階建ての物流倉庫。町の開発審査会協議も終わり既に承認済み。大和ハウスグループの大和物流と昭和地所との間で契約をされ立地となった。最終的に建物を使うのはドラッグストア、ウエルシア1社。来年3月までには完成、6月から稼働開始予定との計画が町には提出されている。雇用は、従業員の駐車場として100台を予定しているの、恐らく80名前後は見込まれる状況。

#### 説明後の主な質疑応答

(問) 花見台拡張工事の際の残土に関する説明の中で、企業局に要望した具体的調査業務の内容は。

(答) 企業局の業務として進めていく上で最初に行うのが県の事業としての調査業務である。企業局では地区ごとに工事費が幾らになるのか、最終的に造成が終わった後、売買できる土地の平米数はどれくらいになるのか、その取引価格を設定し、全部の筆が処分できた場合、収支が幾らになるのか収支計算までして議会に提出する。

(問) 花見台の一部になるということか。

(答) 名前も現在、拡張予定ということで作業を進めさせていただいている。花見台地区が広がるという捉え方である。

(問) 県内の多くの要望の中で嵐山町はどの程度のランクづけされているのか。

(答) 嵐山町は起伏が多い場所で、深谷等の平らな場所、山林のない場所と比較されると、収支という点ではどうしても不利になる。50年先、100年先を考えたとき、嵐山町にとって産業団地は不可欠であるという認識のもと動いてはいるが、他の自治体も一緒である。その中で、順位づけをされるとかなり低い部類になってしまう。嵐山町が順位的に上がるには何をどうすればいいのか企業局と相談に入っている。

(問) 企業局との話が進んだ場合、実際に販売するに至るまでにはどれくらいの時間がかかるのか。

(答) 通常企業局が行う造成となると調査業務を2回実施する。それに2年から3年。その後造成。花見台の場合は道路等のインフラは目の前にあるが、取りつけ道路や下水管、水道管の取り出し工事はあるので、調査期間とは別に5年程度かかると考える。

(問) インターランプ内に実際に進出したいと考える企業からの問い合わせは町に来ているのか。また、現在携わっているMKは動いているのか。

(答) 町としては少しでも早く造成に向けて動き始めてほしいと協議をディベロッパーのMKと進めているところ。進出企業に関してはMKが募集をかけている。実際に申し込みがあったという話は聞けるが、具体的企業名はお話しだけない。

(問) 花見台の拡張部分や川島地区は企業からの引き合いはあるのか。

(答) 企業からの相談は、昨年、今年かなり来ている。ただ、造成後は何とも言えない。

植木環境農政課長からは、株式会社ナガホリによる補助金にかかわる農業参入について以下の説明があった。

嵐山町へは平成22年ごろから東松山農林振興センターを介して進出し始めた。当初は根岸地区2筆、約18アールの耕作放棄地の再利用交付金を得た事業として始めた。それ以後、平成26年度25筆、27年度25筆と利用権の設定をしたが、この50筆は単に利用権を設定し農業参入を計画したもので、補助金等を利用したものではない。

平成28年6月21日現在、根岸地内の2筆の農地は、利用権の期限終了につき地権者に返還された。

耕作放棄地利用再生交付金を受けると最低5年間耕作することが条件で、平成22年度に受けた交付金は5年が経過しているので、補助金の縛りはなくなっている。交付金そのものは耕作放棄地を解消するのが目的で、実施をしたのがナガホリなので、仮に途中で撤退したとしても、その農地が適正に耕作されていればこの交付金については有効である。ナガホリが耕作放棄地の解消を実施したけれども、その後耕作が行われておらず、5年以内にもとの耕作放棄地に戻っているとか、耕作をされていなくて保全管理の状態にあるということであれば、補助金の返還ということが生じる場合がある。根岸地区のケースについては、もう5年が経過しているので、平成27年度をも

って補助金を返還するような事態は発生しない。

(問) ナガホリが再生利用交付金を交付され実施した事業に関しては、問題なく終了したという認識でいいのか。

(答) はい。

(問) ナガホリと利用権を設定したり、解約したりした中で、耕作料の未払い、もとの状態に戻さなくてはならない等の実質的な被害を受けた人はいなかったのか。

(答) 実質的な被害ということに関しては、耕作放棄地が中心ではあったが、それ以外の農地も農地所有者に農地バンク登録をしていただいた。町としてはナガホリを積極的にあっせんしたが、契約の年限がいかないうちに返され、その後新たな耕作者が見つかるまでは自分で管理するというのが原則になるので、そういった意味ではご迷惑をおかけしたことになるかと思う。しかし、ナガホリは3年間、5年間、10年間、単価は幾ら、年間で幾らでという契約をしていたので、合意解約の時点で、それまでの日割り計算された料金が支払われているので、金銭的被害は発生していない。

(3) 9月2日の委員会について

当日は、山下企業支援課長、小輪瀬企業支援副課長、植木環境農政課長、杉田環境農政副課長、渡辺農業活性化アドバイザーから現地にて説明を受けた。

・インターランプ内地区は、インター接続道路の4車線化計画がある。4車線化が実施された場合、大型トラックの出入りのための交差点設置が県警との協議の結果、設置不可との見解により、Uターン場所等を設けるなど一定の解決策を協議中であり、当面は今の2車線に右折帯を設けることで進めていく。

・越畑地区は、ボーリング箇所へコンクリートを流し込む基礎工事が行われており、大量の水を必要とするが、嵐山町は水道水の供給が潤沢で助かっている。工事は順調に進んでおり、予定どおり来年6月に稼働予定。(工事関係者の説明)

・花見台拡張予定地区は、県の評価順位を上げるため、本来企業局で実施する調査業務を町の予算で実施する方向で進めている。

・川島地区は、造成基盤のかさ上げが必要となるが、土の確保を含め検討課題である。

・千年の苑事業対象農地65筆のうち、61筆は利用権設定が確実に見込め、残り4筆は今後進めていく。平成27年10月15日にラベンダーグロッソを500株、センティヴィアを200株定植。管理には除草と剪定が重要。今後、除草作業員を募集する。“我がふ

るさと嵐山”の意識の醸成、子供たちにラベンダーの栽培や利用方法についての提案などへのかかわりを持たせたい。平成30年度の開園を目指す。

### 3. 今までの委員会を踏まえての各委員の意見

#### (1) 産業団地について

・工業導入について町は力を入れているが、小さい自治体ですので、財政的には厳しいので、県からの支援を頼りにするのは仕方のないこと。工業、製造業のような団地をつくるだけでなく、税増収を目的ということでは、さまざまな産業が入ってきても構わないのでは。県に頼るだけでなく、民間の活用をもう少し勉強すべきではないか。どこかで何かを探しているという情報を得たら、即動いて、嵐山町の財政力の中で造成をしたりして誘致をすべきである。

・花見台拡張予定地区は早期実現可能性が最も高い。予想以上に深刻な人口減を考えると、将来的財源確保という観点からも企業からの引き合いがあるうちにスピーディーに実現すべきである。また、9月議会以降になろうと思うが、嵐山町と同程度の規模の自治体で、民間の力をうまく引き出しているところに研修に行くことも重要だ。

・川島地区は河川改修等も行う必要が出てくる可能性もあり、今後もかなり資本を投下しなければならないと思う。

・今回、県に頼るだけでなく町の予算を使ってでも産業団地早期実現に向け踏み出したことは大いに評価できる。

#### (2) 農業の6次産業化について

・久喜市のブルーフェスティバル実行委員会が実施をしている「あやめ・ラベンダーの里」は、市からの財政的支援をかなり受けている。我々が目指しているのは、町からの財政的支援を受けずに独自で事業展開ができるシステムの構築である。そのような事業展開をしている先進地を視察する必要があると考える。

・農地を観光的に大規模利用している先進地から付随するインフラ整備の問題、地元の人たちがどうすれば全面的にバックアップしてくれるのか等の課題、将来発生するであろう問題点等の経緯を聞かせていただくべきだ。秩父の芝桜は、見るのは一時的ではあるが、多くの商品が開発され、年間を通して商品が出ていることにより、6次産業化につながっている。こういった点は実際にやっているところ、経験しているところでないといけない。

・ラベンダー園、バーベキュー場は、嵐山で一番の場所。春の桜、秋の紅葉等周辺

の自然環境を複合的、総合的に売り出すことが必要。ラベンダーだけでなく、ほかのことも含めた成功事例を研究すべきである。また、ラベンダー園に対し町民と意識を共有し、まず町民に来てもらえるような工夫を料金設定も含め検討することが必要。

・最初の段階は、ラベンダー一本に絞って進めるべき。どうしてもうまくいかなければ、その時点で新たな展開を検討するほうがいい。

・視察先として群馬県沼田市のたんばらラベンダーパークを一つの候補に。開花時期に当たらなくても、6次産業は1年を通して運営していくものなので、かえって開花時期以外に行ったほうがいいのか。地元の果物や野菜等が6次産業とどう結びついているのかを含めて見てくる必要がある。

・めんこ61に関しては、まだ具体的なことは出てきていないので、その辺をもう少し具体的にしていく必要はあると感じている。

上記の意見を踏まえ、先進地視察も含め、今後さらに具体的な方向を調査研究することで一致した。

以上、中間報告といたします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことがございませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ページがないので、ナガホリの件なのですが、ナガホリがこういうふうに書いてあるわけですね。耕作放棄地の解消を実施したけれども、耕作は行われておらずと。耕作していなかったのに、しかし補助金は返さなくてもいいのですよというのは、どうも納得いかないのですけれども、これはこの補助金の性格上、仕方がないことだということなのですか。ちょっと中身がわかっていれば、お聞かせいただきたいと思いますと思うのですけれども。

○大野敏行議長 それでは、佐久間委員長、お願いします。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 耕作をしていないのではなくて、耕作ちゃんとしたのです。それだから、根岸地区の2筆だけがその補助金にかかわる事業でありますので、それに関してはしっかりとやっておりますので、全然問題ないということであります。

○大野敏行議長 よろしいですか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これにナガホリが耕作放棄地の解消を実施したけれども、その後耕作が行われておらずと、こうあるのです。これはどこの部分が耕作されていないのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

○大野敏行議長 佐久間委員長。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 これは仮定でありまして、こういうことがあってもこういうことですよという話でありますので、ナガホリの場合には、実際に耕作をして、それで5年間きちっとやった中で地主さんのほうに返しているということでありますので、全く問題ないということであります。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

先ほど文書の差しかえをさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

平成28年9月13日

嵐山町議会議長 大野敏行様

文教厚生常任委員長 森 一人

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告をいたします。

記

#### 1 調査事項

「環境美化について」及び「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」

#### 2 調査経過

本委員会は、閉会中の特定事件として「環境美化について」と「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」を調査するため、6月16日、7月13日（行政視察）及び8月30日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（1）6月16日の委員会について



調査事項の「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」において、志賀小学校、七郷小学校と玉ノ岡中学校の現地視察と、7月に行う行政視察先の千葉県柏市に対しての、主な質問事項について協議した上で、質問書を送付させていただきました。柏市は、不法投棄対策に特化し、ぼい捨て防止条例もある先進自治体です。

【志賀小学校の現地視察において、問題点・改善が必要と思われる事項の一部】

・プールサイド床面の劣化（図1）とプール床面のさび（図2）は、安全性・衛生面において問題があるのでは。

・給食配膳室前のシャッターが片方側に支えがなく、これは（図3）になります、次ページにございます。風が吹くと危険な状態。早急に撤去をするべきでは。

・給食配膳室においても衛生的に問題あり。

・灯油供給システムが、漏れとにおいから使用を中止している（図4）。

・校舎内の壁面のクラック（図5）。校舎外壁の汚れ・しみ（図6）。のり面が多いため、草刈りに費用がかかり過ぎる状況（学校応援団・ボランティアはよく活動していただいている）。

・体育館の水銀灯がすぐに切れてしまう。等々。

【七郷小学校の現地視察において、問題点・改善が必要と思われる事項の一部】

・変電設備の上に木々が伸びてきている、枝が折れると危険な状況（図7）。

・校舎内の壁面塗装が剥離している状況（図8）。

・運動場放送設備が北部交流センター駐車場の外側に位置しており使いづらい状況。

・トイレ環境が、住宅レベルよりかなり低い状況。

・プール床面の塗装が剥がれ、児童が足裏にかなりの痛みを感じている。

・プール外壁のひび割れ、鉄筋が入っていない。危険な状況（図9）。等々。

【玉ノ岡中学校の現地視察において、問題点・改善が必要と思われる事項の一部】

・のり面が多く（図10）草刈りが大変である（保護者が手伝ってはいる）。

・グラウンド側（図11）、前面のり面をコンクリート化し、土どめが必要では（全部の面を階段化か、ブロック積み）。

・校舎外壁の塗装剥がれ、しみ込み、雨漏りしている状況。

・体育館においても雨漏りがある状況。

・水回りは改修が必要、トイレ臭気問題もある（便器洋式化の要望は出している）。

- ・プールの劣化（コンクリート式）。
- ・部室・グラウンド前、水はけが悪い状況。

前回と今回の小中学校現場視察を踏まえ、町に要望していること（嵐山町の各学校サイドからこども課を通して、改善・改修が必要な箇所、問題点等を書き出していただき、資料として提出していただきたい）が出てきた上で、今後も調査研究を続けていくこととしました。

#### 【柏市に対しての事前質問】

##### 1. 不法投棄対策について

- ・不法投棄防止カメラ設置台数や監視状況（録画等）、維持管理費等について。
- ・不法投棄防止カメラの効果と移動の時期について。
- ・近隣市不法投棄対策情報交換会の内容について。
- ・フェンス等の設置に対する所有者への助成等について。等々。

##### 2. ぼい捨て等について

- ・条例制定の効果と周知について。
- ・違反者の取り締まり体制について。
- ・条例に基づく公表や過料の具体的ケースについて。
- ・過料の取り扱いについて。等々。

委員で協議の上、以上の質問を提出いたしました。

##### (2) 7月13日の行政視察について

当日は、柏市で取り組んでいる不法投棄対策並びにぼい捨て等防止条例について、パワーポイントを使用しての詳しい説明を受けました。質問事項の主な回答は以下になります。

##### 1. 不法投棄対策について

- ・不法投棄防止カメラ設置台数、監視状況（録画等）と維持管理費等について。

（回答）カメラの設置台数は8台で、そのうちの6台はダミーカメラ。残りの2台については、動画を市役所へ飛ばせ、カメラの可動範囲320度ほど動かせるものが1台。もう1台は静止画録画のカメラが1台。平成19年度から順次設置し、買い取りのものが4台、リースが4台で、リースからの買い取りという形である。維持管理費等についてはカメラの種類によって異なるが、買い取りが15万円から約110万円、リース料については、月8,300円から7万8,000円。

・不法投棄防止カメラの効果と移設の時期について。

(回答) 不法投棄防止カメラの効果は大きい。移設については、投棄物の性質、回数、投棄量等を考慮して決定していく。また、カメラの設置と移設には近隣住民の理解が必要である。

・フェンス等の設置に対する所有者への助成等について。

(回答) 柏市不法投棄対策条例第3条「適切な役割分担等」にのっとり、民有地における不法投棄につき、投棄者が見つからない場合は土地所有者または管理者による自己処理となる。投棄物処理の手助けをする際には自己負担での再発防止策を条件とする(看板・柵の設置等)。自己防衛のお願いの徹底をしている。

委員からの主な質問については以下になります。

(問) 不法投棄防止カメラ設置基準は。

(答) 37カ所の不法投棄があつて、その中の多いところから選択する。

(問) 買い取りとリースの併合は、どのような理由か。

(答) 最初からリース5年契約で、その後買い取りという流れ。

(問) 不法投棄防止講座の内容と対象は。

(答) 対象は高校生。内容は柏市における不法投棄とポイ捨てについての講義後、地域清掃活動を行った。

(問) カメラから飛ばした映像は、担当職員が見ているのか。

(答) 録画対応しているので、それを担当職員がチェックしている。

(問) 近隣市情報交換会の内容と、その効果は。

(答) 近隣市において不法投棄が多い場所、重なっている場所について年1回会議を行っている。効果はある。【防止カメラの設置取り扱いにおいては持ち回り】

## 2. ポイ捨てについて

・条例制定の効果と周知について

(答) 平成9年、柏市ぼい捨て及び違反ごみ出し防止条例制定、この条例は罰則のない努力規定。平成15年3月(施行から約7年)には条例施行前の3割までポイ捨てごみが減少した。しかし、ポイ捨てごみの大半がたばこの吸い殻であり、歩きたばこ等に対する意見が多く寄せられた。

その後、審議会を開催し、市民アンケート等を実施。平成17年柏市ぼい捨て等防止条例施行(改正)。

柏駅周辺（約37ヘクタール）を禁煙等強化区域に設定。禁煙等強化区域におけるポイ捨て、路上喫煙者に対し過料徴収（2,000円）にし罰則のない努力規定から変更、同年10月より過料徴収実施。市内全域の路上での歩きたばこ禁止。改正後、ポイ捨ては減少傾向にあり、効果が出ている。

周知については、各団体や企業等への条例趣旨説明、キャンペーン実施（平成17年4月から）毎月、環境美化推進委員が中心となり、定例キャンペーンを実施。巡回パトロールの実施。SNS（ツイッター）の活用した啓発活動。その他啓発物（路面シール、看板及びかけ垂れ幕、駅前アナウンス放送、広報、ホームページ等々）による周知。写真は、支柱に巻かれた啓発看板と禁止事項についての立て看板でございます。

・違反者の取り締まり体制について。

（回答）路上喫煙等防止指導員として警察OBを採用（臨時的任用職員）。

平成23年末まで3名1班体制。

平成24年度からは2名1班体制。

平成28年度からは2～3名が1班体制。

パトロール実施期間（現在）

基本：日中パトロール 9時から17時まで（2名1班体制）。

不定期：早朝パトロール 7時から12時まで（3名1班体制）。

夜間パトロール 12時から20時まで（3名1班体制）。

・過料の取り扱いについて

（回答）取り締まりにおいて、注意・条例趣旨説明し、告知弁明書の記入をしてもらい、現金徴収か納付書発行による事後納付。

【納付書発行における未納対策】

納付書発行後、督促状、電話催告、催告書という流れになります。

【問題点】

・本人確認書類の提出が任意のため、うその名前や住所を記載され、督促・催告が行えなくなってしまう。そのため、本人が記載した名前等を相手に見せず再度読み上げ確認を実施。

・過料徴収及び注意・指導の際、相手方が怒ってしまい、トラブルに発展してしまう可能性がある。そのため、高いコミュニケーションスキルを備えた警察OBを採用。委員からの主な質問については以下になります。

(問) 柏市以外の方が条例を知らなくて、禁煙等強化区域でたばこを吸ってしまった場合は。

(答) 何でもかんでも、過料は徴収していない。注意を促す、過料を取るのが目的ではない。

(問) 過料は一般財源になるのか。

(答) 一般財源になる。

(問) 禁煙等強化区域において指定喫煙所が必要では。

(答) 全6カ所あった指定喫煙所を撤去した。

受動喫煙に関する苦情が多かった。民地については、市は関与をしていない状況である。

上記の写真が実際に柏市で説明を受ける前に、柏駅周辺で現地を見させていただいたときに、民地にある自販機付近の吸い殻のポイ捨てになります。

(3) 8月30日の委員会について

当日の委員会は、過日に行った行政視察について、各委員から意見や感想を出してもらい、その後に特定事件「環境美化について」と「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」の今後の進め方について協議しました。

【7月13日の柏市行政視察について】

柏市の行政視察について、次のような意見・感想が出されました。

「不法投棄対策について」

- ・カメラの設置は効果があると思うので、町には今後、検討していただきたい。
- ・何度も繰り返し不法投棄がある箇所にカメラを設置すれば効果があると思う。
- ・不法投棄防止の啓発について、SNS（ツイッター等）を活用して情報を流すと効果があるのでは。

- ・不法投棄対策として、近隣市との情報共有は必要では。

「ポイ捨て等について」

- ・文教厚生常任委員会において、きれいなまちづくりの実現のため、条例制定を含め進めていくべきでは。

以上の意見等をまとめ、特定事件「環境美化について」は今後、近隣の東松山市「東松山のまちをみんなで美しくする条例」についての行政視察を含め、委員会としてポイ捨て等禁止条例制定も視野に入れながら、調査研究を続けていくことに全委員一致

で決定いたしました。

また、文教厚生常任委員会としては、今回の行政視察を踏まえ、下記について町に提言いたします。

【提言】

1. 不法投棄防止対策として、カメラの設置は大変効果があるため、不法投棄が多い箇所を設置の検討。

2. 不法投棄防止対策として行政境の近隣市町との情報共有を踏まえ、近隣市町不法投棄防止対策交換会の開催を検討していただき、広域での不法投棄の未然防止及び拡大防止を図っていただきたい。

次に、特定事件「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」については、人口減、少子化の問題を踏まえ、教育環境の充実と学校統合という、いつかは訪れる大きな問題も視野に入れ、調査研究を続けていくことに全委員一致で決定いたしました。

以上、中間報告とします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことがございませんか。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 学校施設の調査なのですけれども、町のほうからは提出が出されたのでしょうか。非常に学校施設なので、6月16日に視察をした段階で、とりわけプールなんかは、授業に影響はなかったのでしょうか。子供たちに安全・衛生面について問題があるという、委員会で提起をしているわけですよね。とりわけ志賀小、七小にはそういう提言をしているのですけれども、それは改善をされたのでしょうか。子供たちには影響はなかったのでしょうか。とりわけ7月授業だとか、夏休み期間中に改善がされていないということであれば、プールの使用ってしていると思うのです。そういう面では、子供たちへの影響というのは出てこなかったのでしょうか。

○大野敏行議長 以上2点、回答を求めます。

森文教厚生常任委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 各学校サイドからのこども課を通して改修、改善が必要な箇所、問題点等ははまだ提出していただいておりますが、さきに6月16日の委員会で七郷小学校を現場視察をしたときに、校長先生のほうより資料として、今児童についてこういうことがあると、職員についてはこうだと、保護者についてはこうだ、

地域の方々についてはこう、施設についてはこういうところが問題であるし、こういうところがよいという資料をいただいております。

また、プールの衛生面についてでございますが、プールの床の塗装が剥がれ、児童が足裏にかなり痛みを感じている、塗装工事はできないかと、七郷小学校の校長からもそのとき資料をいただいたときにありましたが、志賀小もプールの床面がさびている状況、これはもう目で見て茶色く出ていますので、児童にとってどうなのかという全委員の感想ということで、その時点でプールの使用中止だとか、そういうところは、委員会として町には提言はしておりません。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 委員会として学校視察をして、それぞれの、プールも含めてですけれども、安全面や衛生面に問題があるのだということであれば、町のほうに早急に改善を求めていかなければ、学校というのは子供たちにとって一番安全なところだと思うのです。そういう面では、委員会が早く学校施設についての改善をすることによって、子供たちの安全や衛生面がわかっていながら、それをしなかったというのは、どういうことなのでしょう。

また、学校施設が、委員会が安全や衛生面に問題があるという指摘をしているという認識を町のほうはしていると思うのです。にもかかわらず、それを放置しているというのは、非常に問題があるというふうに思うのですが、いかがなものなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

森文教厚生常任委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 プールについては、先ほど答弁したとおりでございますが、プールサイドの壁が崩れそうな、これは図9になると思いますが、これについてはこども課にご報告を申し上げ、改善が必要ではないかと早急にとすることは、進言させていただきました。

また、多分プールの衛生面というところではございますが、学校側としても今の現状、問題があれば、プール使用はしていないわけでございますので、学校側として判断したのでは、ではないや、こども課として安全であるということで、プール授業を実施したのではないかと思います。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、給食のシャッターの関係もそうなのですけれ

ども、風が吹くと危ないというふうに言っているわけですね。子供たちに対して危険だ。また、プールに対しても委員会は、安全面や衛生面に問題があるというふうに言っている。だけれども、それをやっていないで授業をやったということは、町は、委員会が指摘したにもかかわらず、そういったものは子供たちに対しては、大して大きな問題ではないという認識だったのでしょうか。私は、委員会が指摘したことが、この問題はもう早急に改善しなければならない問題だというふうに思うのですけれども、その認識の違いというのはどこから生まれてくるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

森文教厚生常任委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 委員会といたしましては、先ほど学校サイドから改善が必要な点について資料を出していただいた上で協議し、検討を進めていくという段階で全員一致しておりますので、その点については委員会としては、こども課に対して進言はいたしておりません。

○大野敏行議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 1点です。柏の研修に行ってこられたということでございます。過料等なんていうものも金額的には少ないものだと思いますけれども、柏の中で、実際に一般財源化されている金額とか、さらには非常に指導員というのですか、そういった方もかなり厳重なパトロールというか行われているようでございますが、それについても多少費用的なものがわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

森文教厚生常任委員長。

○森 一人文教厚生常任委員長 過料についての金額の増減というのは、我々としては資料として今持ち合わせてございませんが、過料徴収件数の推移というところでは、今減少傾向にあり、過料を徴収することによってごみの個数も減少しているということでございます。

パトロール要員でございますが、先ほどご説明申し上げたとおり、警察OBの方に指導員として、コミュニティ能力の高い方に市としてお願いしているという状況でございます。

○大野敏行議長 ほかに。



〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

会議の途中ですが、暫時休憩をいたします。11時15分を再開時間といたします。

休 憩 午前11時03分

---

再 開 午前11時15分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳広報広聴特別委員長。

〔青柳賢治広報広聴特別委員長登壇〕

○青柳賢治広報広聴特別委員長

平成28年9月13日

嵐山町議会議長 大 野 敏 行 様

広報広聴特別委員長 青 柳 賢 治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

第9回議会報告会報告書の作成、議会モニターとのかかわり及びICTの活用について

2 調査結果

本委員会は、6月15日、7月6日、9月7日に委員会を開会した。

(1) 6月15日の委員会について

第9回議会報告会報告書の作成について、議会報告会担当者よりの報告書原案が事務局より提出されたので、報告書全般について、特別委員全員でチェック、確認を行った。意見交換会の中で出された耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を受けた企業に

については、総務経済常任委員会で調査、研究することになった。ほかに修正、確認する箇所も数カ所あったので、次回までに修正することにして確認作業を終えた。今後の予定として9月にタブレットの講習を行うこと、11月19日に第10回議会報告会を実施することも決定した。

次に議会モニターについて検討、決定事項は下記のとおりでございます。

1. 議会モニターから出された資料の貸与については、希望するモニターには貸与すること。(後刻議運での検討の必要がある)

2. 議会モニターについて、有償化が望ましいという委員の意見もあるので、次回検討するため、嵐山町の町政モニター制度のあり方を調査しておくこと。

以上のことを協議して、当日の委員会を閉会した。

(2) 7月14日の委員会について

第9回議会報告会報告書について、前回の修正箇所を確認し、他の補正部分もあったので、訂正した上でホームページにアップすることにした。

事務局より町政モニターの設置要綱と今後の町政モニターのあり方について説明を受けた上で、議会モニターの有償化について協議した。出された主な意見は要約すると下記のとおりとなる。

1. 傍聴に来ていただくのも、パートなどの時間を使ってご足労いただくことになるので、その役務に対して報償が必要ではないか。

2. 新モニターは、無償ということをお願いをしているので、有償になることで負担になっても気の毒である。

3. モニターなりに自覚を持ってきていただいていると思うので、議会に対して自由に発言していただくことで足りるのではないかと、有償化については来年度からでもいいのでは。

4. モニターの成果がはっきりあらわれていない中で有償化はどうか、まず議会がモニターに何を望んでいくのが重要である。

5. 議会力アップのため、モニターのやりがいということからも有償化に向けて進んでいかなければならないのでは。

6. モニターの負担にならない程度の議会側からのお礼にとどめては。

以上のような意見が出されたが、最終的に今年度の議会モニターからモニターの負担にならない程度の議会側からのお礼にとどめることとし、議長交際費の範囲内で対

応することで合意した。9月定例会終了後、議会モニターの都合のよい時間帯において、9月定例会の感想や議会の運営などに対して、意見交換会を実施することも決定した。

(3) 9月7日の委員会について

「地方自治体におけるICTの活用」について、東京インタープレイ株式会社の君島雄一郎氏を講師に迎え、講習会を実施。ペーパーレス議会システムは約5年分の文書資料が保存でき、大量の文書でも横断検索機能により瞬時に閲覧ができることによって議員活動の活性化につながること、業務の平準化が図れるなどの導入メリットについて説明を受け、実際にタブレットを使用して各機能について操作体験した。その後の質疑応答においては、主に他の議会においての導入、移行時における状況や課題について、運用面での注意点、さらには費用面における質疑が行われた。

終わりに議会モニターとの意見交換会の日程調整表を配付して、当日の委員会を閉会した。

以上、委員会報告といたします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。ここで休憩といたします。

休 憩 午前11時22分

---

再 開 午前11時22分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第7、報告第2号 平成27年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提案者から説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、平成27年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成27年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、報告第2号の細部について説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に定められました4項目の比率を報告させていただくものでございます。

お手元の報告第2号の裏面をごらんいただきたいと思います。まず、実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化するもの、また次の連結実質赤字比率につきましては、一般会計以外の全ての会計を含め、赤字の程度を指標化するものでございますが、ともに赤字ではございませんので、数値は表示されておりません。

次に、実質公債費比率ですが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等の返済額等を含め、公債費の大きさを指標化して資金繰りの危険度を示すものでございますが、7.8%でございます。

その次の将来負担比率ですが、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化するものでございまして、80.5%でございます。

以上4項目の比率につきましては、それぞれの指標の括弧内に示しております早期健全化基準に達しておりませんので、本町、当町におきましては健全な財政運営が行われているというものと評価されるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、健全化判断比率の状況としての、各比率の算出基礎数値の資料を添付させていただいておりますので、こちらにつきましては、後ほどご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成27年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。  
柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成27年度嵐山町健全化判断比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月20日に役場205会議室におきまして、吉場監査委員とともに実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第8、報告第3号 平成27年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提案者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、平成27年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成27年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長 報告第3号につきまして細部説明させていただきます。

報告書の裏面をごらんください。平成27年度嵐山町資金不足比率報告書でございます。水道事業会計及び下水道事業特別会計とも資金不足はありませんでしたので、ここに数値的な表示はされておりません。なお、備考の金額につきましては、事業の規模について記載をさせていただいております。

水道事業会計につきましては、営業収益から受託工事収益を差し引いた金額4億5,025万8,000円につきまして掲載をしております。

次に、下水道事業特別会計の2億4,487万8,000円の内容につきましては、下水道使用料及び浄化槽使用料と手数料収入、さらには諸収入を合計した事業収益から受託工事収益を差し引いた金額について記載しております。

報告第3号の参考資料につきましては、算定様式でございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成27年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成27年度嵐山町資金不足比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月20日に役場205会議室におきまして、吉場監査委員とともに実施いたしました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

[発言する人なし]

- 大野敏行議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

---

◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑

- 大野敏行議長 日程第9、認定第1号 平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、認定第2号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第3号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第4号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、認定第5号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第14、認定第6号 平成27年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

- 岩澤 勝町長 それでは、認定第1号から順次ご説明申し上げます。

認定第1号は、平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額65億6,559万9,754円、歳出総額62億1,899万6,611円、歳入歳出差引額3億4,660万3,143円であります。また、繰越明許費繰越額は91万円であり、実質収支額は3億4,569万3,143円であります。

続きまして、認定第2号について説明申し上げます。認定第2号は、平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額26億287万6,984円、歳出総額24億3,355万4,202円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は1億6,932万2,782円であります。

続きまして、認定第3号についてご説明申し上げます。認定第3号は、平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額1億7,227万3,574円、歳出総額1億6,933万6,142円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は293万7,432円であります。

続きまして、認定第4号についてご説明申し上げます。認定第4号は、平成27年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額は11億5,565万7,489円、歳出総額10億8,793万8,953円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は6,771万8,536円であります。

続きまして、認定第5号についてご説明申し上げます。認定第5号は、平成27年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額5億7,203万1,710円、歳出総額5億6,551万1,173円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は652万537円であります。

以上、認定第1号から認定第5号は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

続きまして、認定第6号についてご説明申し上げます。認定第6号は、平成27年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件でございます。平成27年度の業務状況は、給水人口1万8,066人、給水戸数7,592戸、年間総配水量274万967立方メートル、総有収水量260万1,891立方メートル、有収率は94.93%と、前年度に比べ0.62ポイントの減少となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益4億9,862万1,750円に対し、事業費用は4億2,911万9,985円で、当年度純利益は6,955万1,765円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額1,111万5,000円に対し、支出額2億1,777万4,722円で、不足する額2億665万9,722円は減債積立金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

以上、認定第6号は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 続いて、金井会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

金井会計管理者兼会計課長。

〔金井敏明会計管理者兼会計課長登壇〕

○金井敏明会計管理者兼会計課長 認定第1号 平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決



算認定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、主要な施策の説明書でご説明いたしますので、説明書をご高覧いただきたいと思います。12ページをお開きください。

1、決算の概要の(1)総括収支の状況であります。歳入合計は65億6,559万9,754円、歳出合計は62億1,899万6,611円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で1億4,063万1,795円、歳出で1億7,972万6,045円と、いずれも減額となりました。歳入歳出差引額は3億4,660万3,143円ですが、繰越明許費繰越額が3事業3件で91万円ありますので、差引翌年度繰越額は3億4,569万3,143円となりました。

次に、(2)歳入の款別の状況であります。単位は1,000円であります。主なところを何点か申し上げます。

まず1款徴税であります。決算額は27億1,553万4,000円でありまして、歳入に占める割合は41.4%であります。前年度と比較いたしますと6,510万8,000円の減額であります。

次に、10款地方交付税であります。決算額は8億2,945万2,000円で、歳入に占める割合は12.6%であります。前年度と比較いたしますと6,052万1,000円の増額であります。

次に、14款国庫支出金ですが、決算額は5億8,800万5,000円でありまして、歳入に占める割合は9%、前年度と比較いたしますと1億674万4,000円の減額であります。

次に、21款町債ですが、決算額は5億5,814万8,000円でありまして、歳入に占める割合は8.5%、前年度と比較いたしますと1億7,534万円の減額であります。

次に、15款県支出金の決算額は4億5,735万5,000円でありまして、歳入に占める割合は7%、前年度と比較いたしますと3,097万9,000円の減額であります。

次に、18款繰入金ですが、決算額は3億3,621万3,000円でありまして、歳入に占める割合は5.1%、前年度と比較いたしますと588万1,000円の減額であります。

次に、13ページの(3)歳出の款別の状況であります。単位は1,000円であります。

1款議会費ですが、決算額は1億718万5,000円で、前年度と比較いたしますと623万5,000円の増額であります。増額の主なものにつきましては、議員報酬費等であります。

次に、2款総務費ですが、決算額は11億8,800万8,000円でありまして、歳出に占める割合は19.1%であります。前年度と比較いたしますと2,304万円の減額であ

ります。減額の主なものは、庁舎管理事業、財政調整基金管理事業、町税還付事業の償還金利子及び割引料等であります。

次に、3款民生費であります。決算額は17億2,957万1,000円でありまして、歳出に占める割合は27.8%であります。前年度と比較いたしますと1億3,279万8,000円の減額であります。減額の主なものは、臨時福祉給付金事業、子育て支援拠点整備事業、子育て世帯臨時特例給付金事業、保育所保育事業の減額等であります。

次に、4款衛生費であります。決算額は5億4,794万1,000円でありまして、前年度と比較いたしますと477万9,000円の増額であります。増額の主なものは、健康づくり事業の委託料等であります。

次に、5款労働費であります。決算額は10万5,000円で前年度と同額であります。

次に、6款農林水産業費であります。決算額は1億4,665万4,000円で、前年度と比較いたしますと2,975万8,000円の増額であります。増額の主なものは、川のまると再生事業の委託料等であります。

次に、7款商工費であります。決算額は9,143万3,000円で、前年度と比較いたしますと3,633万9,000円の増額であります。増額の主なものは、地域限定プレミアム付商品券発行事業及び川のまると再生事業の委託料、公有財産購入費等であります。

次に、8款土木費であります。決算額は8億4,431万円でありまして、歳出に占める割合は13.6%で、前年度と比較いたしますと5,970万8,000円の増額であります。増額の主なものにつきましては、生活道路整備事業、幹線道路整備事業、武蔵嵐山駅東西連絡通路駅前広場管理事業、平沢土地区画整備事業等であります。

次に、9款消防費であります。決算額は3億2,330万6,000円でありまして、前年度と比較いたしますと130万7,000円の減額であります。減額の主なものは、一部事務組合の非常備消防負担金等であります。

次に、10款教育費であります。決算額は5億8,570万7,000円でありまして、歳出に占める割合は9.4%で、前年度と比較いたしますと1億7,056万6,000円の減額であります。減額の主なものにつきましては、小学校施設改修事業、中学校施設改修事業等であります。

次に、12款公債費であります。決算額は6億5,477万6,000円でありまして、歳出に占める割合は10.5%で、前年度と比較いたしますと1,116万5,000円の増額となりました。

以上、概要を申し上げましたが、予算執行率につきましては、歳入予算の執行率は97.5%、また歳出予算の執行率は92.4%でありました。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。今度は決算書の14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。

1 款町税ですが、1 項町民税の1 目個人1 節現年課税分の収入済額は8 億2,779万6,148円で、前年度と比較いたしますと1,730万7,397円の減額となりました。2 目法人の1 節現年課税分の収入済額は2 億5,866万3,800円で、前年度と比較いたしますと3,411万8,000円の減額となりました。

2 項1 目固定資産税の1 節現年課税分の収入済額は14億4,761万3,570円で、前年度と比較いたしますと157万7,780円の増額となりました。

3 項1 目軽自動車税の1 節現年課税分の収入済額は3,669万4,600円で、前年度と比較いたしますと105万2,400円の増額となりました。

4 項1 目町たばこ税の収入済額は1 億1,969万5,120円で、前年度と比較いたしますと1,318万9,432円の減額となりました。

18、19ページをお願いいたします。下段になります。10款1 項1 目地方交付税ですが、普通交付税は7 億2,809万6,000円で、前年度と比較いたしますと7,339万8,000円の増額、特別交付税は1 億135万6,000円で1,287万7,000円の減額となりました。

次に、22、23ページをお願いいたします。中段になります。13款使用料及び手数料の1 項4 目農林水産業使用料の1 節行政財産使用料436万2,008円は、太郎丸地内のため池のほかに花見台第3 調整池に設置された太陽光発電のため池使用料が収入されたものでございます。

26、27ページをお願いいたします。中段になります。14款国庫支出金の1 項1 目民生費国庫負担金の3 節老人福祉費負担金90万1,425円は、低所得高齢者の介護保険料を軽減するための費用の一部が交付されたものであります。

また、3 目教育費国庫負担金の1 節教育振興費負担金67万9,760円は、子ども・子育て支援制度に伴い、地域型保育施設への給付に対し補助されたものでございます。

同じページ下段になります。2 項1 目総務費国庫補助金の1 節総務費補助金の備考欄の上から4 行目、4、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型タイプ2）963万3,600円は、昨年10月末までに地方総合戦略を策定し、その中に位置づけられている事業に対し交付されたものであります。

また、下から4行目、2、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金507万4,000円は、マイナンバー制度導入に伴う通知カード及び個人番号カード関連事務に対し交付されたものでございます。

28、29ページをお願いします。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金の備考欄でございませう。1、子ども・子育て支援交付金1,683万3,000円は、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業に対し交付されたものでございませう。

32、33ページをお願いいたします。下段になります。15款県支出金、2項3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金の備考欄でございませう。5、埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金500万円、これは、健康寿命を延ばそうプロジェクトとして県が推奨するモデル事業を参考に、さまざまなプログラムを実施したことに対し交付されたものでございませう。

34、35ページをお願いいたします。上段より少し下になります。15款県支出金、2項5目農林水産業費県補助金の2節農業振興費補助金の備考欄でございませう。7、農地中間管理事業補助金788万5,600円は、農地中間管理機構を活用し、農地を集積して賃貸借を行い、その面積に応じて補助金が交付されたものでございませう。

同目3節農地費補助金の備考欄、2多面的機能支援事業補助金352万7,250円は、農業・農村が有する国土の保全、景観の形成等多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に対する支援に対し交付されたものであります。

同目5節林業振興費補助金の備考欄、1里山・平地林再生事業補助金300万円は、放置された里山、里地の再生に要する経費に対し交付されたものでございませう。

下段になります。8目消防費県補助金、1節消防費補助金の備考欄の1、市町村有施設再生可能エネルギー等導入事業補助金4,198万7,400円は、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点に再生可能エネルギー等を導入する事業に対し交付されたもので、玉ノ岡中学校と北部交流センターに設置された太陽光発電に対する補助金でございませう。

46、47ページをお願いいたします。

○大野敏行議長　ここで、細部説明の途中でございませうが、暫時休憩をしたいと思います。再開時間を1時30分といたします。よろしくお願ひいたします。ご苦労さませう。

休　　憩　　午前11時59分

---

再 開 午後 1時29分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

金井会計管理者及び会計課長の細部説明です。

金井課長。

〔金井敏明会計管理者兼会計課長登壇〕

○金井敏明会計管理者兼会計課長 それでは、決算書の46、47ページをお開きいただきたいと思います。中段になります。20款諸収入、5項3目雑入の8節雑入ですが、備考欄の上から10行目、3公益財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,845万2,000円は、サマージャンポ宝くじ及びオータムジャンポ宝くじの売り上げの一部が助成されたもので、こども医療費給付事業に充てたものでございます。

また、その3行下の4自治総合センターコミュニティ事業助成金250万円は、市が1区子供みこし整備事業に充てたものでございます。

48、49ページをお願いいたします。備考欄上段より少し下になります。28太陽光発電売電収入6万5,800円は、花見台工業団地管理センター太陽光発電による売電収入でございます。

また、その6行下の29二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金624万5,000円は、LED照明灯導入調査事業として、一般社団法人低炭素社会創出促進協会から交付されたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、64、65ページをお願いいたします。備考欄の上から5行目になります。2款総務費、1項1目一般管理費の19住民税情報システム運用管理事業の19負担金補助及び交付金、1中間サーバープラットフォーム利用負担金558万6,000円は、マイナンバー制度に伴う中間サーバープラットフォーム利用負担金であります。

66、67ページをお願いします。備考欄の中段になります。2款総務費、1項2目文書広報費の02法規管理事業の13委託料、12例規整備支援業務委託料118万8,000円は、行政不服審査法施行に伴う例規整備業務委託料であります。

その下の繰越明許86万4,000円は、マイナンバー制度に伴う例規整備業務委託料であります。

74、75ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。2款総務費、1項6

目企画費の07交通弱者対策事業の13委託料、12生活交通基礎調査委託料269万2,440円は、北部地域の路線バスの廃止に伴い、今後の人口減少社会、超高齢社会に対応した交通弱者対策に要する経費として、生活交通に関する基礎調査を実施したものであります。

76、77ページをお願いします。備考欄の上から3行目になります。2款総務費、1項6目企画費の09子育て世帯転入奨励事業の19負担金補助及び交付金の2子育て世帯転入奨励金360万円は、15世帯に交付し、44人の転入がありました。

上段より少し下になります。12嵐山まもり隊支援事業14万5,895円は、嵐山町をあらゆる面で守っていききたい、支えたいというグループに対し支援を行うための経費で、平成27年度末は3団体15人でありました。

中段の13地方版総合戦略策定事業の13委託料の12地方版総合戦略策定基礎調査等業務委託料999万円は、嵐山町人口ビジョン及び総合戦略の策定支援業務委託であります。

82、83ページをお願いいたします。備考欄中段より少し下になります。2款総務費、1項9目町民活動推進費の05交流センター改修事業の15工事請負費1,976万4,000円は、北部交流センターの改修に伴い、太陽光発電設備等の設置工事を実施したものでございます。

84、85ページをお願いします。備考欄の下段になりますが、2款総務費、1項11目人権対策費の03人権対策啓発事業143万1,447円は、国立女性教育会館を会場として開催された第13回比企郡市人権フェスティバルの事業費が含まれております。

86、87ページをお願いします。備考欄の下段になります。2款総務費、1項12目諸費の02防犯対策事業の19負担金補助及び交付金、2防犯モデル地区事業補助金100万円は、危険箇所マップの作成等で、菅谷7区、川島地区の2地区に補助を行ったものでございます。

112、113ページをお願いいたします。3款民生費になります。備考欄の上から1行目、1項1目社会福祉総務費の20臨時福祉給付金事業の19負担金補助及び交付金の2臨時福祉給付金事業補助金は、対象者2,651名の方に1,590万6,000円を交付いたしました。

114、115ページをお願いします。備考欄の上から7行目になります。3款民生費、1項2目老人福祉費の06在宅高齢者等日常生活支援事業の19負担金補助及び交付金、

2 嵐山お助けサービス事業運営費補助金100万円は、嵐山町社会福祉協議会へ運営費を補助したものでございます。

122、123ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。3款民生費、2項1目児童福祉総務費の05こども医療費給付事業の20扶助費の11こども医療費給付金は4,434万7,198円でした。内訳につきましては、乳児医療費給付金が登録者数804人で1,817万3,999円、こども医療費給付金が登録者数1,072人で2,617万3,199円でした。

124、125ページをお願いします。備考欄の中段になります。3款民生費、2項1目児童福祉総務費の08地域子育て支援拠点運営事業の13委託料、12地域子育て支援拠点運営業務委託料750万円は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う地域子育て支援拠点の管理運営に要する経費で、嵐山町社会福祉協議会へ委託したものでございます。

その5行下の09子ども・子育て支援事業286万425円は、子育て家庭がニーズに合わせて幼稚園や保育所などの施設や子育て支援事業を選択できるよう、情報提供や相談、援助をする利用者支援事業等、子育て家庭を支援するために実施されたものでございます。

126、127ページをお願いします。備考欄の上から3行目になります。3款民生費、2項2目児童措置費の01子どものための教育・保育給付事業の13委託料、12子どものための教育・保育実施委託料2億9,764万8,730円は、子ども・子育て支援制度に伴い、保育実施委託料として各保育園に委託したものでございます。

中段になりますが、02児童手当特例給付事業の20扶助費、5児童手当は2億4,253万円で、延べ児童数は2万1,895人でありました。また、7特例給付は366万円で、延べ児童数は732人でありました。

132、133ページをお願いいたします。4款衛生費になります。備考欄中段になりますが、1項1目保健衛生総務費の05健康づくり事業の13委託料ですが、健康長寿埼玉モデル普及促進事業として、12血液検査委託料61万2,338円、健康プログラム委託料254万8,800円、運動指導業務委託料103万6,800円等を実施したものであります。

134、135ページをお願いいたします。備考欄の下段になります。4款衛生費、1項2目予防費の01予防接種事業の13委託料の12予防接種医師委託料は3,884万9,520円で、接種人数は5,369人、繰越明許分752万1,260円で、接種人数は931人でした。

140、141ページをお願いいたします。備考欄の中段になります。4款衛生費、1項4目環境衛生費の09地球温暖化防止事業の2太陽光発電高効率給湯器設置補助金は163万円で、該当数は47件でございました。

148、149ページをお願いいたします。6款農林水産業費になります。備考欄の下から2行目、1項3目農業振興費の02農業支援者事業の19負担金補助及び交付金の2経営体育成条件整備事業補助金284万3,858円は繰越明許分で、雪害による農業用施設の再建のための補助であります。

150、151ページをお願いします。備考欄の一番上になります。2農地中間管理事業補助金788万5,600円は、農地中間管理機構を活用し、農地集積を行った勝田地区、志賀地区、約25ヘクタールに対し補助されたものであります。

次に、備考欄の下段になります。5目農地費の01土地改良事業の15工事請負費1,487万1,600円は、嵐山南部野戦場の農道整備工事延長821メートルを実施したものでございます。

152、153ページをお願いします。備考欄中段より少し下になります。6款農林水産業費、2項1目林業振興費、02川のまるごと再生事業3,062万8,800円は、立ち木の伐採、もみじ等の植栽等を実施したものでございます。

154、155ページをお願いします。7款商工費になります。備考欄の下段になりますが、1項1目商工総務費の05子育て・高齢者応援リフォーム補助事業の2子育て・高齢者応援リフォーム補助金80万7,000円は、子育て世帯に対する中古住宅リフォーム及び高齢者世帯のバリアフリーリフォーム改修費用に対し、補助を行ったものでございます。

156、157ページをお願いします。備考欄の中段になります。7款商工費、1項2目商工振興費の06特産品開発支援事業の2特産品開発事業補助金50万円は、新たに特産品を開発し、商品化する団体等を支援するため補助を行ったものであります。

また、その下の07地域限定プレミアム付商品券発行事業3,649万9,490円は、商品券発行事業を実施したものでございます。

160、161ページをお願いします。備考欄の上段になります。7款商工費、1項4目観光費の04川のまるごと再生事業は、槻川の川のまるごと再生事業に要した費用で、遠山地内の観光駐車場整備測量業務委託、設計業務委託、トイレ設計業務委託で478万2,240円、駐車場用地の土地購入費321万1,002円、立ち木移転等物件補償費で41万



3,692円であります。

166、167ページをお願いします。8款土木費になります。備考欄上段より少し下になります。1項4目交通安全施設整備費の03道路照明灯施設設置事業の13委託料、12道路照明灯調査委託料637万2,000円は、LED照明灯導入調査業務で、図面作成、現地調査、管理台帳作成、LED照明灯導入計画策定等を実施したものでございます。

備考欄の中段になります。1項5目橋梁維持費の13委託料の2測量設計委託料は667万7,640円で、3本の橋について実施をいたしました。12橋梁点検業務委託料は603万7,200円で、11本の橋について実施をいたしました。

170、171ページをお願いいたします。備考欄の上から2行目になります。8款土木費、3項1目都市計画総務費の04武蔵嵐山駅東西連絡通路駅前広場管理事業の15工事請負費7,919万4,240円は、武蔵嵐山駅東西連絡通路のラッピングの内装工事や電気設備工事等を実施したものでございます。

174ページ、175ページをお願いいたします。備考欄の中段より少し下になります。8款土木費、3項5目公園費の07川のまるごと再生事業の15工事請負費2,208万3,840円は、武蔵嵐山遊歩道等を整備したものでございます。

184、185ページをお願いします。10款教育費になります。備考欄の下段になります。1項2目事務局費の14小中学校学年費補助事業の20扶助費の1小中学校学年費補助費は870万円で、小学生802人、中学生469人、合計1,271人に交付したものでございます。

196、197ページをお願いします。備考欄の上から4行目になります。10款教育費2項1目学校管理費の06小学校施設改修事業の13委託料、2測量設計委託料797万400円は、菅谷小学校プール改築工事の設計業務委託料であります。

204、205ページをお願いいたします。備考欄上段より少し下になります。10款教育費3項1目学校管理費の05中学校施設改修事業の15工事請負費3,792万6,360円は、玉ノ岡中学校の太陽光システム設置工事、菅谷中学校及び玉ノ岡中学校へのタブレットパソコン導入に伴うネットワークLAN配線工事、玉ノ岡中学校廊下アルミサッシの交換工事等を実施したものでございます。

220、221ページをお願いします。備考欄の上から4行目になります。10款教育費、5項3目文化財保護費の05杉山城跡整備事業の17公有財産購入費、3土地購入費は3,591万2,000円で、杉山城跡の公有化を図るもので、3万5,912平方メートルの土地を購入したものであります。

224、225ページをお願いします。備考欄の中段になります。10款教育費、6項2目体育施設費の01スポーツ施設管理事業の15工事請負費850万2,948円は、嵐山町B&G海洋センターの変電所内改修工事及び加圧給水ポンプユニット交換工事、また総合運動公園の音響設備交換工事等を実施したものでございます。

続きまして、357ページをお願いいたします。財産に関する調書であります。

1、公有財産の(1)土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産を合わせまして108万9,250平方メートル、建物につきましては、行政財産、普通財産を合わせまして5万1,758平方メートルでした。

下段の表の行政財産で、数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。まず、土地ですが、公共用財産のうち、その他の施設の3万7,695平方メートルの増は、杉山城跡の公有地化により3万5,912平方メートル、遠山観光トイレ駐車場用地の購入により1,783平方メートルが増となったものでございます。建物につきましては、公共用財産のうち、その他の施設の建物の非木造82平方メートルの減は、吉田集会所の解体により186平方メートルの減、北部交流センターの増築104平方メートルで、差し引き計82平方メートルの減となるものでございます。

次のページをお願いします。中段の表ですが、普通財産につきましては、土地、建物とも変更はございませんでした。

次のページをお願いいたします。(2)出資による権利でございますが、年度中の変更はございません。

360、361ページをお願いいたします。2、物品でございます。金額が50万円以上のものを記載してございます。自動車や体組成計等に変動がございました。ご高覧願います。

次のページをお願いいたします。3、基金の状況でございます。積立基金は取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末現在高の総額は、9基金で7億7,218万2,000円となりました。また、定額基金は5基金で、決算年度末現在高は、現金9,387万4,000円、貸付金2,847万4,000円となりました。また、土地につきましては249.61平方メートルとなりました。定額基金の運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金運用状況調書をご高覧願います。

なお、決算の詳細につきましては、平成27年度主要な施策の説明書をご参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、認定第1号 平成27年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

村田町民課長。

[村田 朗町民課長登壇]

○村田 朗町民課長 認定第2号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の246、247ページをお開きください。歳入ですが、1款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせて、収入済額4億4,857万1,618円でありました。

次の2款使用料及び手数料は、説明を省略させていただきます。

248、249ページをお開きください。3款国庫支出金は、収入済額4億9,866万8,760円でありました。内訳として、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は、収入済額3億7,283万905円が交付されました。これは療養給付費分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の納付に要する費用として、国負担分が交付されたものであります。

2目高額医療費共同事業負担金は、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額811万1,855円が交付されました。

3目特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に対して、対象経費の3分の1に相当する額254万6,000円が交付されました。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、保険者の財政力の不均衡を調整するために、収入済額1億1,484万9,000円が交付されたものであります。そのうち特別調整交付金におきまして、町国保行政の全体的な状況を評価され、経営努力分といたしまして1,100万円が交付されました。

また、2目災害臨時特例補助金は、収入済額33万1,000円が交付されました。これは東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している2世帯の保険税の減免、一部負担金の免除の特例措置に対しての国の予算の範囲内で、その額の10分の7が交付されたものであります。

次に、4款療養給付費交付金は、収入済額7,435万2,000円が交付されました。これは、退職被保険者等に係る医療給付に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

250、251ページをお開きください。5款前期高齢者交付金は、収入済額7億328万5,265円が交付されました。これは全国平均の前期高齢者加入率15%を基準にして、前期高齢者加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付されたものであります。なお、町の前期高齢者加入率は、平成27年度末現在で47.5%となっております。

次に、6款県支出金ですが、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額811万1,855円が交付されました。

2目の特定健康診査等負担金も国庫負担金と同様に、対象経費の3分の1に相当する額の258万5,000円が県負担分として交付されました。

2項県補助金、1目第1号県調整交付金は、収入済額9,033万7,000円が交付されました。

また、2目第2号県調整交付金は、収入済額3,690万3,000円が交付されました。これは、人間ドック等健診費用、レセプト点検及び徴収評価等に対し、交付されたものであります。

次に、7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金は、収入済額8,568万4,046円が交付されました。これはレセプト1件80万円を超える高額療養費について、対象件数209件分に対し、当該超える額の100分の59に相当する額が交付されたもの及びレセプト1件420万円以上の超高額医療費について、対象件数3件分に対し、200万円を超える額を対象に被保険者割が交付されたものであります。

252、253ページをお開きください。2目の保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額4億2,469万9,597円が交付されました。これは、全てのレセプトのうち、自己負担相当分の8万円以上から高額医療共同事業の80万円までの医療費の合計額の100分の59に相当する額が交付されたもので、対象件数は7万5,037件であります。金額及び件数の増加につきましては、レセプトの対象が10万円以上から全てに基準が改正されたことに伴う増額であります。

8款財産収入は、説明を省略させていただきます。

次に、9款繰入金ですが、1項1目一般会計繰入金は、収入済額1億275万3,639円

であります。この内訳といたしまして、1節の保険基盤安定繰入金は低所得者に係る保険税の軽減相当額が、2節の出産育児一時金繰入金は支給基準額の3分の2に相当する額が、3節の国保財政安定化支援事業繰入金は国保財政の健全化、国保税負担の平準化に資するために交付税措置された額が、4節のその他繰入金は事務費や保険事業に要する経費及び歳入不足見込み分が、そして5節の保険基盤安定繰入金は保険税軽減対象になった一般被保険者に応じて算定した額がそれぞれ繰り入れられたものであります。

254、255ページをお開きください。10款繰越金は、収入済額1億2,412万8,877円であります。

1目療養給付費交付金繰越金529万4,184円は、療養給付費交付金の確定に伴う返還金分で、2目その他繰越金1億1,883万4,693円は前年度繰越金でございます。

次の11款諸収入は、説明を省略させていただきます。

256、257ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は24億9,686万8,000円で、調定額27億767万7,064円に対し、収入済額は26億287万6,984円で、不納欠損額1,595万4,460円、収入未済額は8,884万5,620円でありました。

258、259ページをお開きください。続きまして、歳出ですが、1款総務費は、支出済額775万8,529円で、これは人件費、事務執行経費等でございます。

260、261ページをお開きください。2款保険給費は、支出済額15億1,293万1,630円であります。

内訳として、1項1目一般被保険者療養給付費は12億4,056万3,755円で、前年度比較4,592万1,548円、率にして3.8%増額となっており、2目退職被保険者等療養給付費は、支出済額5,627万4,063円で、前年度比較2,794万5,197円、率にして33.2%の減額となっております。

次の3目一般被保険者療養費は、支出済額1,611万8,205円、4目退職被保険者等療養費、支出済額102万7,521円で、前年度と比較するとどちらも減額となっており、5目審査支払手数料は、支出済額312万5,347円で増額となっております。

262、263ページをお開きください。2項高額療養費は、支出済額1億8,581万9,169円であります。支払い件数は、一般被保険者分2,828件、退職被保険者分78件であり、前年度と比較し、一般被保険者分は件数、金額ともに増加していますが、退職被保険者分は件数、金額はともに減少しております。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は、支出済額が840万円、件数は20件で、前年度に対し4件増加しております。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費は、支出済額160万円、件数は32件で、前年度に対し6件減少しております。

次に、3 款後期高齢者支援金ですが、264、265ページをお開きください。1 項1 目後期高齢者支援金は、支出済額2 億8,919万3,882円であります。これは後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費のうち、4 割を現役世代の保険税から拠出するもので、被保険者数1 人当たりの負担額等により算出された額を社会保険診療報酬支払基金に支出したものであります。

次に、4 款前期高齢者納付金等及び5 款老人保健拠出金は、国から示された算定方法に基づき計算され、その確定した額を社会保険診療報酬支払基金へ支払いしたものであります。

次に、6 款介護納付金は、支出済額1 億999万2,485円で、同じく社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

266、267ページをお開きください。7 款共同事業拠出金は、支出済額4 億4,435万7,766円であります。この制度には、高額医療費共同事業と保険財政安定化事業の2 事業があり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業に要する費用及び県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、全ての医療費の医療給付費を対象とし、その一定割合を埼玉県国保連合会へ拠出したものでございます。

次に、8 款保健事業費は、支出済額2,818万543円であります。

1 項1 目疾病予防費は、支出済額1,449万7,736円で、内容は人間ドック、併診ドック、大腸がん及び乳がん等の検診委託料が主なものであります。

続きまして、268、269ページをお開きください。2 項1 目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので1,287万7,307円であります。特定健康診査の受診結果ですが、平成27年度の目標率50%に対し、実施率は人間ドック等の受診者も含め40.4%でございました。

次に、9 款基金積立金は、保険給付費支払準備基金へ398円の積み立てを行いました。基金の27年度末現在高は180万4,590円となっております。

10 款公債費は、説明を省略させていただきます。

次に、11款諸支出金、1項3目償還金は、支出済額723万7,113円で、平成26年度分の療養給付費等負担金返還金及び退職者医療療養給付費等交付金返還金でございます。

2項1目一般会計繰出金は、支出済額3,300万円で、平成26年度に一般会計から歳入不足見込み分として繰り入れたものであります。

12款予備費は、説明を省略させていただきます。

以上、歳出合計ですが、予算現額24億9,686万8,000円に対し、支出済額は24億3,355万4,202円で、不用額は6,331万3,798円でございます。

272ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、3の歳入歳出差引額は1億6,932万2,782円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

○村田 朗町民課長 続きまして、認定第3号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の280、281ページをお開きください。歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億3,393万870円であります。収納率は、特別徴収分が100%、普通徴収の現年度分が99.76%でありました。また、平成27年度末現在の被保険者数は2,328人で、前年度と比較して105人、率にして4.7%増加しています。

2款使用料及び手数料及び3款寄附金は、説明を省略させていただきます。

次に、4款繰入金は、収入済額3,551万1,963円で、一般会計から事務費分及び低所得者等の保険料軽減分として、県と町負担分を合わせた保険基盤安定分を繰り入れております。

次に、5款繰越金は、収入済額282万3,572円で、内容は前年度繰越金でございます。

282、283ページをお開きください。6款諸収入は、説明を省略させていただきます。

以上、歳入合計ですが、予算現額は1億6,969万1,000円で、調定額1億7,259万464円に対し、収入済額は1億7,227万3,574円、不納欠損額6,270円、収入未済額は31万620円ございました。

284、285ページをお開きください。歳出ですが、1款総務費は、支出済額41万4,229円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億6,891万7,673円で、こ

れは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したものでございます。

次の3款諸支出金及び4款予備費は、説明を省略させていただきます。

286、287ページをお開きください。歳出合計は、予算現額1億6,969万1,000円に対し、支出済額は1億6,933万6,142円で、不用額は35万4,858円でございます。

次に、288ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は293万7,432円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

[山下次男長寿生きがい課長登壇]

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、認定第4号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部についてご説明申し上げます。

決算書の300、301ページをお開きください。事項別明細書の歳入、1款保険料ですが、調定額2億8,677万161円に対し、収入済額2億7,671万9,930円、不納欠損額515万1,831円、収入未済額489万8,400円となり、歳入総額に占める割合は24.0%となっております。収納率は96.5%で、前年度比0.64ポイント増加しております。

次に、3款国庫支出金ですが、収入済額は2億1万8,206円で、このうち1項国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分として1億7,946万7,446円交付されております。

2項国庫補助金の1目調整交付金については、後期高齢者の割合や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成27年度調整基準標準給付費の1.56%に調整率を乗じた額等1,466万4,000円が交付されたものであります。

302、303ページをお開きください。4目介護保険災害臨時特例補助金については、東日本大震災に係る避難指示区域から転入された方に対する介護保険料の減免措置に対して7万6,000円が交付されております。

次に、4款支払基金交付金ですが、収入済額2億7,517万7,000円で、これは第2号被保険者の保険料が財源となっており、社会保険診療報酬支払基金から、平成27年度の標準給付費及び介護予防事業費の28%が交付されたものであります。



次に、5款県支出金の収入済額1億5,132万9,364円については、1項の県負担金として、介護給付費の定率負担分1億4,842万3,984円、また2項の県補助金として、地域支援事業の定率負担分290万5,380円が交付されております。

304、305ページをお開きください。7款繰入金ですが、収入済額は1億6,301万6,000円で、このうち1項の一般会計繰入金1億5,701万6,000円を介護給付費及び地域支援事業の定率町負担分として繰り入れたもの、それから事務費負担分等として一般会計負担分を繰り入れたもの、また低所得者の介護保険料を軽減した分を繰り入れたものであります。

2項の基金繰入金については、介護給付費の支払い金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金から600万円を繰り入れたものでございます。

306、307ページをお開きください。8款繰越金については、8,872万4,766円を前年度から繰り越しをしたものでございます。

308、309ページをお願いいたします。歳入合計ですが、予算現額12億934万8,000円、調定額11億6,570万7,720円に対して、収入済額は11億5,565万7,489円となっております。

310、311ページをお開きください。次に、歳出ですが、1款総務費は、支出済額1,434万1,975円で、事務の執行に係る経費が主なものですが、そのうち3項介護認定審査会費の1,204万3,260円については、比企広域市町村圏組合への負担金及び主治医の意見書作成手数料等となっております。

312、313ページをお願いいたします。中段の2款保険給付費は、支出済額9億7,216万6,561円で、前年度比較2,714万1,669円、2.9%の増となっており、歳出決算額の89.4%を占めております。

1項介護サービス等諸費のうち、1目の居宅介護サービス給付費4億4,007万7,795円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供した居宅介護サービス費用の9割または8割を給付したもので、年度末現在354人の方が利用されました。

314、315ページをお開きください。5目の施設介護サービス給付費については、支出済額が3億2,953万4,020円で、年度末現在115人の方が利用されております。

9目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額4,579万1,199円で、要介護者に対し、ケアプランを作成した費用として3,813件分を介護支援サービス事業者に10割給付したものであります。

2 項の介護予防サービス等諸費については、支出済額4,900万8,317円で、これは介護認定審査の結果、要支援 1 または 2 と判定された方に対し、状態の改善と悪化予防のためのサービスを提供したものであります。

316、317ページをお開きください。中段になりますが、5 目の介護予防サービス計画給付費は、支出済額598万6,274円で、介護予防サービス事業者が要支援者に対し、作成したケアプランの費用として1,349件分を10割給付したものであります。

318、319ページをお開きください。4 項の高額介護サービス等費、支出済額1,560万9,906円については、1 割または 2 割の利用者負担額が高額になった場合にサービス利用料を軽減する制度で、一定の負担額を超えた1,637件分について償還払いで交付したものであります。

次に、5 項の高額医療合算介護サービス等費、支出済額217万989円については、医療保険の一部負担金と介護保険の利用者負担の 1 年間の総額が一定額を超えた81件分について償還払いで交付したものであります。

6 項の特定入所者介護サービス等費、支出済額3,622万3,540円については、介護保険施設等における低所得者の食費と居住費の負担限度額を超えた部分について1,738件分を給付したものであります。

320、321ページをお開きください。3 款地域支援事業費、1 項 1 目二次予防事業費、支出済額225万9,375円については、要介護状態となるおそれの高い二次予防事業対象者を把握するために要した経費と介護予防のための元気はつらつ体操教室等を行ったものであります。

322、323ページをお開きください。2 目の一次予防事業費、支出済額635万3,681円については、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、介護予防についてシニアいきいき講座や脳の健康教室等、多様な事業を実施したものであります。

326、327ページをお開きください。3 目の総合事業費精算金、支出済額11万104円については、町外の施設に入所している住所地特例対象者が施設所在地の介護予防日常生活支援総合事業のサービスを利用したため、かかった費用を精算したものでございます。

次に、2 項の包括的支援事業任意事業費、支出済額435万613円ですが、主なものとしては、一番下の 5 目任意事業費で、次のページお願いいたします。この事業の中で行っております高齢者の見守り事業及び配食サービス事業、また 6 目生活支援体制整

備事業費の生活支援コーディネーター業務委託であります。

次に、4款基金積立金については、1項1目介護保険介護給付費支払準備基金積立金として4,703万1,307円を積み立てました。これにより年度末の基金残高は1億6,362万6,777円となっております。

330、331ページをお開きください。5款諸支出金については、支出済額4,132万5,337円であります。主な内訳としては、1項2目償還金で、平成26年度決算に伴う国・県への返還金1,690万8,789円と2項繰出金で一般会計への繰出金2,441万2,548円となっております。

歳出合計は、予算現額12億934万8,000円に対して、支出済額10億8,793万8,953円、不用額1億2,140万9,047円で、執行率は90.0%でありました。

332ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、3の歳入歳出差引額は6,771万8,536円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

細部説明の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時33分

---

再 開 午後 2時46分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算について、細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長 認定第5号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、細部説明させていただきます。

最初に、主な施策の説明書215ページをお願いします。平成27年度末現在の事業の概要でございます。全体計画面積ですが、418ヘクタールで変更はありません。認可計画面積ですが、301.8ヘクタールから、認可変更により343.6ヘクタールとなりました。処理区域面積ですが、296.8ヘクタールから、認可変更により302.2ヘクタールとなりました。行政人口ですが、1万8,094人となり、前年より147人の減でございます。

全体計画人口ですが、1万6,000人から、認可変更により1万1,800人になりました。処理区内人口ですが、1万1,866人となり、前年度より62人の減でございます。水洗化人口ですが、1万97人で、前年度より166人の増となっております。人口普及率は65.6%になりました。面積普及率は71%から、認可変更により72.3%になりました。水洗化率は85.1%となり、前年度より1.8%の増となっております。以上が平成27年度末の整備状況でございます。

それでは、決算書の事項別明細書に沿って細部説明を申し上げます。

決算書の341ページをお願いします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽事業分担金ですが、収入済額は499万8,000円でございます。個人の負担金として、浄化槽事業費の1割相当分を分担金として納付されたものでございます。

次に、2項1目下水道事業負担金の収入済額は520万7,920円でございます。公共下水道区域において接続可能となった区域に対し、賦課対象面積に応じて負担をお願いしている負担金でございます。

第2款使用料及び手数料の1項1目下水道使用料の収入済額は2億2,438万947円でございます。使用者戸数ですが、4,475戸で、前年度より92戸の増となっております。現年度賦課分の収納率ですが、96%でございます。不納欠損額は28万7,515円でございます。地方自治法第36条1項の規定による金銭債務の消滅時効として処理したものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料の1項2目浄化槽使用料の収入済額は2,013万8,949円となりました。現年度賦課分の徴収率は、99.2%でございます。町管理型浄化槽整備推進事業による平成27年度末の町管理型浄化槽件数は、寄附浄化槽を含めまして587基でございます。

2項2目下水道事業手数料の収入済額は6万9,000円でございます。

次に、第3款国庫支出金の1項2目浄化槽整備事業費国庫補助金ですが、1,832万円でございます。単独浄化槽から合併浄化槽への転換、くみ取りトイレから合併浄化槽への転換等、設置された浄化槽に対して補助されるものでございます。補助対象基数は45基でございます。

343ページをお願いします。第4款県支出金、1項1目浄化槽整備事業補助金ですが、収入済額は987万2,000円でございます。浄化槽の配管費及び既設浄化槽やくみ取りトイレの撤去に対しまして、それぞれ限度額を設けて補助されたものでございます。

第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金ですが、収入済額は2億3,490万4,000円でございます。

第6款繰越金、前年度繰越金ですが、収入済額は3,145万1,596円でございます。

第7款諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

345ページをお願いします。第8款町債、1項1目下水道事業債ですが、収入済額は2,240万円でございます。

収入合計ですが、予算現額5億8,680万5,000円に対し、収入済額は5億7,203万1,710円でございます。

347ページをお願いします。歳出ですが、第1款公共下水道費、1項1目一般管理費の支出済額ですが、3,425万6,017円でございます。主な支出の内容は、下水道事業に要する人件費でございます。

349ページをお願いします。2項公共下水道費、1目建設事業費の支出済額ですが、1,324万2,836円でございます。

13節委託料は486万円でございます。内容は、嵐山町生活排水施設整備構想策定業務委託料で、生活排水施設整備構想の見直し業務委託でございます。

19節負担金補助及び交付金ですが、市野川流域下水道事業建設負担金といたしまして838万2,836円の支出をしたものでございます。

2目維持管理費の支出済額ですが、1億4,481万452円でございます。そのうち11節需用費は、マンホールポンプの電気料でございます。

13節委託料ですが、公共下水道マンホールポンプ清掃委託料ほか3事業の委託費でございます。

15節工事請負費は、花見台工業団地公共ます等、修繕工事を含めまして11件の工事を実施しております。

負担金のうち市野川流域維持管理負担金は、1億2,018万8,565円の支出をしたものでございます。

第2款浄化槽費、1項1目一般管理費の支出ですが、474万1,802円の支出でございます。主な支出の内容は、浄化槽事業に要する人件費でございます。

351ページをお願いします。2項浄化槽事業費、1目建設事業費の支出済額ですが、6,208万1,000円の支出でございます。

町管理型浄化槽整備推進事業に伴いまして、17節公有財産購入費ですが、買収した

浄化槽45基分の費用は5,024万6,000円でございます。

19節負担金補助及び交付金の支出済額ですが、1,183万5,000円で、内容は浄化槽配管費への補助及び既設浄化槽の撤去に対しまして補助したものでございます。

第2款浄化槽費、2項2目維持管理費の支出済額でございますが、3,721万4,477円で、主な内容につきましては、13節委託料でございますが、町が管理する浄化槽の保守管理委託料といたしまして1,771万5,752円の支出をしたものでございます。浄化槽の清掃委託料は1,843万848円の支出をしたものでございます。もう一つ、浄化槽使用料徴収委託料といたしまして62万4,024円の支出がありました。

第3款公債費、1項公債費、元金及び利子の合計償還額ですが、2億6,916万4,589円の支出をしたものでございます。平成27年度末の公債費現在額ですが、27億8,158万7,291円でございます。

353ページをお願いします。歳出合計ですが、予算現額5億8,680万5,000円に対しまして、支出済額5億6,551万1,173円となりました。前年度の支出済額と比較しまして176万7,311円の減となっております。

以上で、認定第5号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 続けてお願いいたします。

○深澤清之上下水道課長 続きまして、認定第6号 平成27年度嵐山町水道事業会計決算認定につきまして、細部説明をさせていただきます。

事務の事業量の説明につきましては、省略をさせていただきます。

決算書の366ページ、367ページをお願いいたします。平成27年度嵐山町水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出ですが、収入、第1款事業収益は、決算額が5億3,462万3,551円でございます。

第1項営業収益ですが、内容は水道料金、加入金などの収入が4億8,616万3,598円でございます。

第2項営業外収益ですが、4,839万6,953円でございます。

第3項特別利益ですが、貸倒引当金の戻し入れとして6万3,000円でございます。

次に、支出ですが、第1款事業費用の決算額が4億5,141万8,333円でございます。

第1項営業費用は4億1,245万1,575円でございます。

第2項営業外費用は1,953万5,258円でございます。

次に、第3項特別損失ですが、1,942万4,000円でございます。

第4項予備費につきましては、支出がございません。

次に、368ページ、369ページをお願いします。資本的収入及び支出のうち、収入ですが、第1款資本的収入の決算額は、補助金で1,111万5,000円でございます。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は2億1,777万4,722円でございます。

第1項建設改良費の決算額は1億9,094万1,676円でございます。

第2項企業債償還金ですが、2,683万3,046円でございます。

なお、欄外の記載ですが、資本的収入額1,111万5,000円が資本的支出額2億1,777万4,722円に対しまして不足する額2億665万9,722円は、減債積立金2,680万円、建設改良積立金7,370万円、過年度損失勘定留保資金9,273万4,922円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,342万4,800円で補填をさせていただいたものでございます。

371ページをお願いします。損益計算書でございます。

1、営業収益ですが、(1)の給水収益から(3)その他営業収益までの営業収益合計額が4億5,025万8,175円となりました。

2、営業費用ですが、(1)の原水及び浄水費から(6)の資産減耗費までの営業費用合計額としまして3億9,962万9,427円となりました。営業利益は5,062万8,748円となりました。

3、営業外収益ですが、(1)受取利息及び配当金から(3)雑収益までの営業外収益合計額が4,835万575円となりました。

4、営業外費用ですが、(1)支払利息から(2)雑支出の合計額が1,006万6,558円となりました。

3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額は3,828万4,017円となり、経常利益としまして8,891万2,765円となりました。

5、特別利益ですが、貸倒引当金戻入額6万3,000円でございます。

6、特別損失ですが、(1)過年度損益修正損と(2)その他特別損失の合計としまして1,942万4,000円でございます。

5、特別利益と6、特別損失の差額は、三角の1,936万1,000円となります。経常利益8,891万2,765円から特別損失1,936万1,000円を引きますと、当年度純利益としまし

て6,955万1,765円となりました。

次に、前年度繰越利益剰余金は5万3,543円でございます。会計基準の変更により、その他未処分利益剰余金変動額は1億50万円となります。その結果、当年度末処分利益剰余金につきましては1億7,010万5,308円となりました。

次に、372、373ページをお願いします。水道事業剰余計算書ですが、当年度資本剰余金は、受贈財産評価額から国庫補助金まで変動はなく、残高は32億1,237万9,747円でございます。資本剰余金合計の欄ですが、当年度末残高は2億3,376万124円でございます。

次に、利益剰余金ですが、減債積立金及び建設改良積立金は、資金的収入及び支出のところで補填をしております。その額は、減債積立金は2,680万円、建設改良積立金は7,370万円でございます。減債積立金の当年度末残高は3,280万円でございます。

次に、未処分利益剰余金の当年度末変動額ですが、1億7,005万1,765円でございます。未処分利益剰余金の当年度末残高は1億7,010万5,308円となるものです。利益剰余金合計の当年度末残高は3億3,730万5,308円でございます。資本合計の当年度末残高ですが、37億8,344万5,179円でございます。

続きまして、剰余金処分計算書の案でございます。処分案は改めて議決をいただく予定となっておりますが、処分利益剰余金の当年度末残高1億7,010万5,308円を減債積立金へ2,780万円、建設改良積立金へ4,180万円、自己資本金への組み入れとして1億50万円、それぞれ積み立て、組み入れの処分とする案としております。

374ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。初めに、資産の部の固定資産ですが、(1)有形固定資産のイの土地からりの建設仮勘定までの有形固定資産合計は39億5,405万850円でございます。次に、無形固定資産は68万5,900円で、前年度と変動がございません。固定資産合計ですが、39億5,473万6,750円でございます。

続きまして、2、流動資産ですが、(1)現金預金から(6)前払金までの流動資産合計が13億7,742万2,102円でございます。資産合計ですが、53億3,215万8,852円でございます。

次に、375ページの負債の部ですが、3、固定負債の(1)企業債から(3)引当金までの固定負債合計ですが、5億6,772万8,912円となりました。

4、流動負債ですが、(1)企業債から(8)浄化槽使用料までの流動負債合計は1億7,806万9,889円でございます。



次に、5番、繰延収益ですが、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は8億291万4,872円でございます。負債合計は15億4,871万3,673円となりました。

次に、資本の部ですが、6、資本金は、(1)固有資本金と(2)組入資本金の資本合計が32億1,237万9,747円でございます。

7、剰余金のうち、(1)資本剰余金ですが、イ、受贈財産評価額からチ、国庫補助金までの資本剰余金合計は2億3,376万124円でございます。

次に、(2)利益剰余金ですが、イ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ア、当該年度末未処分利益剰余金の利益剰余金合計でございますが、3億3,730万5,308円でございます。

剰余金合計は5億7,106万5,432円となりました。資本合計は37億8,344万5,179円となりまして、負債資本合計は53億3,215万8,852円でございます。これが資産合計と一致するものでございます。

次に、386ページをお願いします。平成27年度の重要契約につきまして記載をしております。全体では23件になっております。

393ページをお願いいたします。企業債明細書でございます。企業債の未償還残高ですが、計9口、平成27年度末未償還残高は2億4,884万1,532円となっております。

377ページからの決算附属書類につきましては、ご高覧いただければと思います。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成27年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の6会計及び定額基金の運用状況につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月20日から7月28日までの間、主に役場205会議室におきまして吉

場監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、決算審査に当たっての意見を述べさせていただきます。

平成27年度の我が国経済は、政府による大胆な金融政策の実施等で、企業収益や雇用情勢の改善が見られたものの、日本銀行のマイナス金利導入の影響や中国をはじめとする新興国経済の減速で株価低迷、円高により輸出業が伸び悩み、個人消費、民間投資の回復にもおくれが見られる状況でした。このため、政府は希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障の実現に向け、平成27年11月に緊急対策を取りまとめました。その効果もあり、今後の景気情勢は緩やかな回復に向かうことと思われまます。

そうした情勢の中で、嵐山町の財政については、前年度と比べ、軽自動車税は増収、個人町民税、法人町民税、固定資産税及び町たばこ税は減収となり、結果として、町税全体では約6,500万円の減収となりました。一方、平成27年度の地方交付税は8億2,945万2,000円で、前年度より約6,052万1,000円の増額となりました。今後も町民人口が年々減少していく中で、納税者からの税収増が見られない状況であり、依然として厳しい状況下での財政運営が続くものと思われまます。

平成27年度の決算は、このような財政状況のもとで、町政の進展と住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映したものであると言えます。各会計とも町の基本方針を示した第5次総合振興計画に沿い、町を取り巻く社会状況を念頭に自主財源の確保、経済対策関連の活用等に組織を挙げ努力されたことに対して敬意を表する次第です。今後も社会経済情勢の動向や制度改正など、地方自治体を取り巻く環境変化に一層注視され、また財政の健全化にも配慮しつつ町民の負託にに応じていただくよう願っております。

水道事業については、本業の利益を示す営業利益は増加しており、当年度純利益も前年度より1,000万円ほど高い約7,000万円計上されており、事業経営は安定している

ものと推察いたします。また、給水人口並びに年間総配水量はともに減少している状況です。

施設の設置から長年が経過し、施設の老朽化が懸念される中で、今後の人口減少を考慮した中長期的な視点のもとに、資金確保も含めた施設の更新の見通しについては、引き続き検討をお願いします。

安定供給、安心安全な水道水、そして安価であることが住みよい町として重要な点であると考えます。今後もこれまで同様、水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

以上、6会計についての審査結果をご報告いたしました。

申し上げるまでもありませんが、地方自治体における行政はサービス業です。これからも奉仕の精神で住民サービスの向上に努めるよう希望いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案6件を一括して行います。

どうぞ。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

---

◎議案第49号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第15、議案第49号 平成27年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第49号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、平成27年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成27年度嵐山町水道事業会計決算

に伴う未処分利益剰余金の処分につき議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長 議案第49号 平成27年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書の裏面をごらんください。平成27年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金当年度末残高1億7,010万5,308円のうち、議会の議決によります処分額としまして1億7,010万円の処分につきまして、ご提案させていただくものでございます。

議会の議決によります処分の内訳といたしましては、自己資本金へ組み入れるとして、1億50万円を自己資本金へ組み入れる内容でございます。ほかに減債積立金の積み立てに2,780万円、建設改良積立金の積み立てに4,180万円積み立て処分をさせていただきます、処分後の残高が5,308円とするものでございます。なお、この5,308円につきましては、繰越利益剰余金となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

---

#### ◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○大野敏行議長 お諮りいたします。

本決算認定6件及び議案第49号の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定6件及び議案第49号は、12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算認定6件及び議案第49号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算認定6件及び議案第49号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

---

#### ◎決算審査特別委員会委員の選任

○大野敏行議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時26分

---

再 開 午後 3時46分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○大野敏行議長 先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定をいたしましたので、報告をいたします。

委員長に畠山美幸議員、副委員長に吉本秀二議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

畠山美幸決算審査特別委員長。

〔畠山美幸決算審査特別委員長登壇〕

○畠山美幸決算審査特別委員長 ただいま決算審査特別委員長に就任しました畠山美幸です。

皆様の質疑に対しまして、スムーズな運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○大野敏行議長 ありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時47分

---

再 開 午後 3時48分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎休会の議決

○大野敏行議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月14日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月14日は休会することに決しました。

---

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時49分)

## 平成28年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

9月15日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

第2番議員 森 一人 議員

第3番議員 佐久間 孝光 議員

第5番議員 青柳 賢治 議員

第4番議員 長島 邦夫 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長



小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は全員であります。よって、平成28年第3回嵐山町議会定例会第3日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時57分)

---

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

---

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

---

◇ 森 一 人 議 員

○大野敏行議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号2番、森一人議員。

初めに、質問事項1のこれからのよりよい町づくりのため「嵐山町における地域の担い手とボランティア団体の発展・後継者育成について」からです。どうぞ。

〔2番 森 一人議員一般質問席登壇〕

○2番(森 一人議員) 議長のお許しをいただきましたので、議席番号2番、森一人、一般質問を行わせていただきます。

私の質問は大項目で1点、小項目で(1)から(5)になります。

これからのよりよい町づくりのため「嵐山町における地域の担い手とボランティア団体の発展・後継者育成について」。私は、地方創生発展のための重要ポイントは人

であると思います。特に人の創生は地域社会を担う多種多様で個性豊かな人材の確保であります。自治体においては、地域の担い手やボランティア団体等がどれだけ能力を発揮していただけるか、その方々が活躍できる場の提供と確保、育成が必要であります。この地域の担い手には地域を再生させるという強い意志が必要不可欠であり、強いリーダーシップをとれる人物は地域コミュニティの衰退を防ぐための人物になり得ます。そのため、今後さらに各分野、若い世代からの人材確保、育成が求められます。これはボランティア団体の発展と個人の意識向上、ボランティア精神の醸成にもつながることと思います。

そこで、以下について伺います。

(1)、ボランティアセンター登録状況は。個人が54人、団体が47団体（平成28年1月現在）とありますが、ボランティアセンター常設から現在までの個人、団体の登録取り消し数と新規登録数をお伺いします。

(2)、ボランティア個人・団体の高齢化による後継者不足等の問題は現状においても重要課題であると思います。そのボランティア個人・団体の足腰を強くすることが大切と考えます。そのためには具体的に何が必要か、町はどのようにお考えでしょうか。

(3)、今後において一層嵐山町ではボランティア活動の必要性が増すと考えるのはどの部分とお考えでしょうか。

(4)、これは地域の担い手になります。町が委嘱する各委員会委員、行政区においても高齢化や担い手、後継者不足等のいろいろな課題があると思いますが、現状において町長のご所見をお伺いします。

(5)、担い手（リーダーシップ）育成講座の開催や若者会議の開催など、若い世代や女性に対してまちづくりに興味を持ってもらうことが必要と感じますが、町のお考えをお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）から（3）について、村上文化スポーツ課長、お願いします。

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、私のほうから質問項目1の（1）から（3）につきましてお答えさせていただきます。

（1）でございますが、嵐山町ボランティアセンターは平成23年にふれあい交流センターの改修工事が実施され、平成24年度から改修いたしました。ボランティア登録

の状況は、平成24年度は個人が54人、団体が52団体でありました。平成25年度は個人では新規登録が14人、取り消しが12人で2人増であり、56人。団体では新規登録が8団体、取り消しが11団体で3団体減であり、49団体でありました。平成26年度は、個人では新規登録が16人、取り消しが23人で7人減であり、49人。団体では新規登録が4団体、取り消しが6団体で2団体減であり、47団体でありました。平成27年度は、個人では新規登録が19人、取り消しが14人で5人増であり、54人。団体では新規登録が3団体、取り消しが3団体で、増減なく47団体でありました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。ボランティアセンターにつきましては、センターの円滑な運営とボランティア活動の育成、援助及び活性化を図るため、ボランティアセンターサポート委員会を設置しております。当委員会では、そのためにはどうすべきかを検討するため推進部会、講座部会、広報部会の3つの部会を構成しております。推進部会ではニーズの集約と需給の調整、また活動の活性化のための研究検討を、講座部会ではボランティアを学びたい方、既に活動中の方々のための研修会、講座の開催を、広報部会では情報の収集と提供、対外的な発信による周知拡大をそれぞれ事業推進に必要な課題としておのおの協議しながら取り組んでおります。その一環として毎年5月にボランティアセンターのあるふれあい交流センターを会場にボランティア活動の紹介、ボランティアの皆様による舞台発表、ボランティア同士の交流や活動、PR、講演会、そして新たなボランティアへの参加促進を目的としてボランティアフェスタを開催しております。町といたしましては、今後におきましてもボランティアセンターサポート委員会と連携し、時代、社会に合わせた活動に努めてまいりたいと考えております。

続いて、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。ボランティアセンターの平成27年度のボランティアあっせん実績は42件ありました。活動先の状況は、福祉施設の事業19件、町の事業10件、地域での事業5件、社会福祉協議会の事業3件、学校や学童等の事業5件でありました。今後におきましては、現状より一段と高齢化が進むことは確実であり、老老世帯や独居世帯の増加も想定され、福祉関係のボランティアの必要性が増すものと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(4)、(5)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。質問項目1の(4)についてお答えをさ

させていただきます。

我が国は世界でも類を見ない超高齢化社会に突入をしております。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の人口は2050年には1億人を、2060年には9,000万人を割り込むことが予想をされております。一方、高齢化率は上昇することが見込まれており、2060年には約40%に達すると見られております。嵐山町においては、既に人口減少に対するさまざまな施策を行ってまいりましたが、さらなる一歩を進めるべく、まち・ひと・しごと創生法に基づく嵐山町人口ビジョン及び総合戦略を策定をし、これを受け、第5次嵐山町総合振興計画の改定を行い、一本化させた施策として推進をしております。どの施策におきましても町民の方々、各種団体の方々、企業の方々などの力を結集し、嵐山町が一体となった地域経営のまちづくりが不可欠となりますが、嵐山町では実現できるものと強く信じております。

ご質問のとおり、町が委嘱をする各委員会委員等においても、高齢化や担い手、後継者不足等の課題がありますが、課題解決のためには、若者世代には生活に直結する政治に関心を高める取り組みを進め、老年期世代には定年退職を機に培ってきたさまざまな経験を生かしていただくため、応募や推薦を待つだけでなく、議員のご質問にありますとおり、多種多様な個性豊かな人材を積極的に発掘、涵養することとして、そしてさらに住民参加の機会を拡充を図り、多くの町民が町や地域活動に参加をしていただく共同のまちづくりを進めることが大変重要だと考えています。

質問項目(5)につきましてお答えをさせていただきます。まちづくりの基本は人づくりであります。今後の嵐山町を担っていく若者世代にはこれまでも増して生活に直結をする政治に対し、みずからの影響力を意識をし、関心を持っていただくことが必要であり、若者の政治的関心を高める取り組みはこれまでも増して進めていかなければならないものと考えております。また、成人者だけでなく、高校生や大学生と連携したまちづくりの必要性も指摘されております。人口は減少しても若い世代が一人一人自分たちの町を愛する、誇りある町として高い意識を持つことで豊かな社会をつくることのできるものと考えております。そのためには、ご指摘のとおり若い世代にまちづくりに興味を持ってもらうことが何よりも必要と考えております。

今後、さまざまな方策を講ずることが必要となりますが、今年度は地方創生加速化交付金関連事業における情報発信拠点整備事業、またはホームページ運営管理事業の実施、大妻嵐山高校、滑川総合高校の生徒による期日前投票事務の従事、成人式の中

学生から大学生、社会人の実行委員会による企画運営、政策を絞ったアンケート形式での意見募集の検討、広報において大妻嵐山高校の生徒との特集記事の編集企画などなどに取り組んでおります。今後、総合振興計画、総合戦略の施策を実施していく上でさらに多くの若い世代に積極的に事業に参画していただけるようご指摘いただいております担い手育成講座の開催、あるいは若者会議の開催等につきましてもさらに検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） ありがとうございます。増減数の変化は出たり入ったりということで余り激しく変動はしてないと理解いたしました。今後はもっと団塊の世代が順次定年を迎え、高齢者の総数は拡大していきます。元気な高齢者が社会参加できる仕組みづくりは大変重要だと思います。それと同じくやはり町長からのご答弁にもありましたが、若い世代、次世代からのボランティアの育成をしていく必要があると思います。そのような視点から少し細かく確認させていただきたいと思います。わかる範囲で結構なのですが、10代から40代の各増減数はどのように推移しておられますか。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 年齢層の増減ということでよろしいでしょうか。大きな増減は各年度の個人または団体の取り消しと新規の中ではほとんどありませんでした。また、取り消し等の事由につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、団体自体が高齢化によって活動を縮小されたりということもありますし、またもともと独自にボランティアの活動をなさっていて、ボランティアサポートセンターに登録してなくても独自の活動をなさっている方等々がございます。私も一般質問のご通告いただきまして調べましたが、高齢者の登録のほうが拡大しているのかなと当初思っていたのですが、意外とそうではなく20代、30代の方々も働きながらそういうボランティアのお気持ちを持って毎年登録を少しずつですが、いただいているのが状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 今、ご答弁をお聞きしまして、20代、30代も少しずつですが、

ふえていると確認させていただきました。子育てで忙しい世代、若い世代はなかなかふえていないかなと思ったのですが、予想外に少しずつふえているということで安心するところもございしますが、さきに触れましたが、若い世代のボランティア精神の醸成と育成は高齢社会という中でも大変重要なことであると思いますし、重点的に力を入れていく必要があるのではないかと思います。

それを含めて、議長、(2)に移ります。

○大野敏行議長 どうぞ。

○2番(森 一人議員) 後継者の育成としては若い世代の方々に向けての周知、呼びかけの必要性とボランティア養成講座を若い世代が参加しやすい環境づくりを設けていくことが必要だと私は思っております。具体的には講座を開催するに当たって子供と一緒に参加できるボランティア養成講座の実施やその講座に保育ボランティアを置いて、講座を開催するのもよいかもしれません。現在ボランティアセンターで行っている事業においても取り入れていくのもいいと思いますが、いかがでしょうか、村上課長。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 議員ご指摘のとおりでございます。

先ほどご答弁させていただきましたボランティアセンターサポート委員会、こちらのほうでも今ご指摘のようなことをどうするべきかということで委員会の中で小中学校への巡回講座等も企画したらどうかということも実際検討しております。また、社会福祉協議会のほうでは、事業の一環として小中学校等からの福祉教育依頼への対応ということもなさっております。そういうふうに、幅広い世代にそれぞれのお考えでボランティアに参加していただけるよう、ボランティアサポートセンターとしても対応していきたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番(森 一人議員) サポート委員会ではだいま検討中ということで大変すばらしいことと思います。社協との連携も含めてみると、ボランティアセンターとしても大変前向きに動いていらっしゃるのだと確認させていただきました。次世代の若い方々のために種まきをしていくことは、町長、大変必要だと思っております。ボランティ

ア養成講座、複数回の開催においても講座だけでは終わらずにやはり終了後、コミュニケーションが図れるようにティータイム等を取り入れたり、複数回開催の最後1回はボランティア活動をするような仕組みが必要ではないでしょうか。特別な能力を持っていなくても、最初は何も得意なことがなくてわからなくても、余裕のある時間を他者のために社会のために使うという気持ちさえあればあふれる笑顔、心の通い合う町につながり、人の創生にもなると思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ボランティアについていろんなご指摘、お考えをいただいております。冒頭議員さんおっしゃいましたように、地域の発展のための重要なポイントは、人というふうにおっしゃいました。まさにそのとおりだと思うのです。それで、それにはどうするかということでもいろいろご指摘いただいているわけですが、答弁をさせていただいた中で、団体数も一番当初に比べて減ってきているわけです。そういう内容がどういう状況で減ってしまっているのか。ただ高齢化だけの問題で、仕事ができないよということであれなのか、あるいは当初考えていた内容とミスマッチの部分があるのかとか、考えていた分よりハードルが高いよとかいろんなことがあるのかと思うのですが、そういうところを細かくこれから突いていかないと、人数が少なくなってきた、対象者が少なくなってくるわけですので、細かい状況の中でどうやったらどうやってもらえるのかという方向を逆につくっていくような状況もないと難しくなるかなというような感じがしております。こっちだけでこういうような形でという、窓口だけ開いているというだけではなくて、やっていただけるという気持ちをお持ちの人には、どういう状況でならというようにすることもあわせていくようなことも必要のかなというふうに思います。そういう中で、いろんな行政の中でやっていただくのには若い人というような話がございました。確かに若い人もこれからどんどんやっていただかないといけないわけですが、何より一番、町に対して、町が今どういう状況なのだ、それでどういうようにしたらいいのかという問題意識というものを持ってもらわないとなかなか進まないのかというふうに思うのです。

それで講習会というようなことでお話ございました。そういうことも確かに必要だと思うのです。いろいろわかっていただくための講習会というのは必要だと思うのですけれども、大体ボランティアというのはかなりの人がどういうことなのかというの



は、大まかかわかっていない人のほうが少ないぐらいなところまで来ているのではないかと思うのです。それで、その上でさらにということになってくると、そのボランティアの内容というものを理解をしてもらうには、くどくなりますけれども、今町はどういう状況なのだと、それでどういうことをどういうふうにしなればいけない、それにはどういうことを、この層の人には、この層の人にはというようなことを具体的に提示をしながらご理解をいただく方策、ですから、砕いて言えば、今までのボランティアを募集をするとか、あるいはボランティアについての説明をするということをもっと細かく、福祉の関係ですと具体的にはこういうことなのですと、環境整備に関してはこういうことなのですということ具体的に話していただいて理解を求めていく、そういう方向が必要だなというふうに思うのです。そして、いろいろ若い人たちの話もありましたけれども、ぜひ町だけでなく商工会等の中でもどういうふうにしたらほかの人たちにも理解が進むのかというのを行政と、それと地域の主導者、団体の指導者等々との連絡交換、調整というのを密に、こちらも細かくやっていく必要があるのかというふうに思っております。言われていることはいろいろあるわけですが、それを周知をして理解をしていただくところまで進めるのが難しいのかなというふうに現状ではそんなふうに考えています。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 今町長からご答弁をいただきました。少し若者にも町の問題点やそういうところを共有していただくと。細分化して調査していきながら、どういったところが町のウイークポイントであって、それをどう解消していくかというのを細かく細分化していくというふうに受け取りました。

議長、(3)に移ります。

○大野敏行議長 はい。どうぞ。

○2番（森 一人議員） 私も福祉関係のボランティアは、これから高齢化社会が進んでいく中で地域福祉ボランティアの育成も大変重要だと思っております。また、それと同時にまちづくりにおいては、質問をしておいてなんですが、全ての分野においてやはり町民参加を促進していかなければならないと思っております。今後、少子高齢化や急激な社会情勢の変化などに加え、大規模災害に備えての地域での支え合いの仕組みを整えていくことが必要であると私は思っております。地域の互助の重要性は言うまでもなく増しております。しかしながら、先ほど町長でもありましたが、少し若

い世代は無関心層が多かったりとか、自分がよければいいとかそういった多種多様な生活スタイルがあって、価値観の変化で地域のつながりが希薄化してしまっていて、地域活動自体に興味がない人たちが多く、私の近所の話になりますが、隣組にももちろん入りません。区長様にお聞きしましたら、区にも加入しない人も中にはいるそうです。今地域のために尽力されている方々が活動しやすい環境を整備、維持していくことはもちろん重要ですが、これからはもっと若い世代に安心安全な地域づくりのため、防災や防犯に関するボランティアを養成し、各地域、各学校区や各防災会に反映させていく。それと高齢化社会が進んでいく中、先ほど言いましたが、福祉ボランティアの育成も大変重要です。

あと1点、町の進むべき方向性や今後において町が力を入れていきたい事業につながるようなボランティア活動、講座の開催をしていただいで、事業ボランティアの養成というのが大変必要だと思いますが、事業ボランティアについて、町長、いかがお考えでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

災害の話が出てきましたけれども、自助、共助、公助と言いますね。それが一番わかりやすいのかと思うのですけれども、自助は自助ですよね。それで共助、これを認識をしている人がどれぐらいいるのか、そしてそれをどうやったら広げていけるのか、そしてあとは公助というのはやり方というのをいろいろ国、県から示される中で、そしてまた地域の実情を見ながら公助のほうは考えているわけですが、共助についてはなかなか行政のほうでどうするということというのはいろいろ難しい部分があると思うのです。ここまでやってくれる地域と、ここまで行こうというところと、いろいろあるわけです。ですので、その共助という考え方というのがこれからのボランティアの進め方、生き方なのかなという感じがいたします。

先日機会があって、消防庁の長官のお話を聞く機会がありました。それで、紙を持ってきてみんなに配って、何のあれかなと思ったら、皆さんにお願いしたいのは大学生を消防団員にという取り組みを全国で展開をしていきたいと。それには協力をしていただけるだろうかということなのです。ですので、まさに若い人なのですけれども、今まで勉強している人たちに対してはそういうような働きかけ、呼びかけというのが

なかったというか、少なかった、全くなかったのではないかというぐらいだと思うのですが、今度の地域創生の中では、地域の中で大学だとかいろんなところと一つの方向について一緒に勉強し、研究しながら、学校の、また大学生の知恵をかりながら、指導を受けながら地域と一体になって地域づくりをしていくというのも、これも全国で数多くの展開をされています。

ですので、そういった興味を若い人たちに持ってもらう、それにはどうしていくのかということにもなるわけですが、議員さんお骨折りいただいているお祭り等により参加をしていただく中で、町、こうなのかというような話も話の中にいろいろ出てくると思うのです。そういうところが一つのきっかけにもなるかなとか、あるいはスポーツの運動会とかいろんな大会ですとか、そういうようなこと、あるいは趣味がいろいろありますので、芸能大会等に若い人にもさらに積極的に参加をしていただくとか、何ということなくいろんな形のところで話をかけていって、興味を何か持ってもらう、きっかけづくりをしていくということではないと、今までのやり方ですと限界が来ているのかなと、そんな感じがしますので、ぜひ今までと違った感じ、もうちょっと広く視野を持った形で町民の皆さんにお願いをしながら、行政のほうでもさらに研さんを積んで努力をしていきたいというふうに思っております。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 今町長からご答弁いただきまして、共助の必要性、また各種イベントがありまして、第三者的に話させていただきますが、そこには夏祭りもありまして、花火大会もあつたり、いろんなところで若い人たちが集まってくる。まさに子供から始まると、若い人たち、親御さんは必ずそこに一緒に参加してくるわけです。参加してくると、こんなふうにお祭りをするためには裏方の大事さというのですか、気持ちのある意味、今までははたから見ていたけれども、中に入ってみたらこんなに大変なのかよと関心していただける若い世代の親御さんもいらっしゃいまして、なるべくこれからそういうお祭りであつたり、いろんなイベントを継続していくためには、血の入れかえといいますか、やはり若い人たちの発想力も必ず必要でありまして、それと今までのキャリアを持った人たちとの融合、それがまさしくすばらしいことであり、それを伝承してもらおうと。そのスパイラルを継続していかなければならない。それは大変重要なことだと思うのですが、先ほど町長もご答弁でありましたが、若者がまず興味を持ってもらうというところで（4）に移らせていただきますが、よろしい

でしょうか。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○2番(森 一人議員) 町長には(4)については前向きなご答弁をいただきました。

なかなか地域の担い手、後継者づくりは地域にとっても行政にとっても最も重要であり、なおかつ最も即効的解決が難しい問題だと私も認識しております。今まで地域で育てられてきた若者たちが、くどいようですが、時代背景とともに地域離れや愛着、責任感などが薄れてきているというのが現状です。ただ、その状況下でも嵐山町のために、地域のために何かしたいなと思っている若者が絶対探せばいるはずなのです。そこで、きっかけづくり、仕組みづくりをつくるというのがやはり先ほども町長もご答弁していただきましたが、重要であって、それを5年後、10年後、20年後の嵐山町というものに時代のリーダーを育成する施策をもっともっと講じていただきたいと思うのが率直な意見なのですが、5年後、10年後、20年後を考えて、町長として今の委員会組織であったり、各種委嘱をしている団体に対してどのような、5年後、10年後という期間を考えて、どのようなご見解を、未来を見据えてというところで考えるとどのようなお考えでしょうか。お聞かせください。

○大野敏行議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 将来を見据えてというお話でございます。まさにそのとおりなのですが、けれども、いろいろ町でお願いをする委員会の役員さん等に公募を今までずっとやっているような手法でそのまま変わりなくやっけてきているわけですが、それに応募がいただけない状況が特に若い世代の人たちには多いのです。それで、どうしたらいいのかということなのですが、行政側としてもちょっと手詰まり感というのが正直あります。ですので、どうやったらいいのかというのはご指摘いただいているようなことをさらに進めなければいけないのかなと思いますけれども、応募をして、応募がいただけない。もっといろいろ言われることというのは、例えば交通安全のナイトパトロールをはじめ交通の朝晩の見守り活動を高齢者の皆さん中心にやっけていただいているわけですが、一番それに出にくいというか、出ていない人というのはその子供たちの親だという苦情が出るのです。ですので、これは考えてみると、仕事に両方、お父さんもお母さんも仕事で朝から夜までということになると、なかなか出づら。だから、当番のときに休んで、そのときだけは出るよみたいな感じになってしま

っている。そういう人たちがどうやってほかの回のところに出てもらえるのか。大変手詰まり感と申しましたけれども、策がなかなか見つからない状況もあります。

しかし、議員さんおっしゃるように、そのままがいいのかということを考えると、当然若い人たちのいろんなお考えを聞かなければ。それで、策とするとアンケート調査ですとかというようなことになってきてしまうわけです。それで、アンケート調査もいろんな機会にいただいて、それらを参考にしながら行政を進めているわけですが、そのほかに参画をしてもらう、一歩進んだやり方というのを、ぜひどうやっていくのかというのを、いろんな形でやらなければいけないのはわかっているのですが、若い人たちのPTAの組織ですとか、あるいはそのほか子供会の関係ですとか、それからスポーツ少年団の父母会、父兄の集まりですとかというような中から出てこないかなというような感じもしているのですけれども、なかなか参加をしてもらう、そして意見を聞くと、かえって何か後ずさりするような話が出てきてしまうのです。というのはスポーツ少年団の人数がどんどん減ってしまうと。それにはご父兄の方々が当番が回ってくるのがつらいのだというようなことで、子供をスポーツ少年団に参加をさせないというような意見が出たりとかというようなことがあって、前にもお話ししたことがあるのですけれども、ボランティアをやってもいいよという人たちのお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんの中にもそういうスポーツ少年団のお茶当番ですとか、何か試合に行くのに応援をして、俺の車に乗っけて行ってやるよみたいな、そういった応援というか、そういうようなものも協力をしてもらう。それにはそこをやっている人たちからこういうSOSが出てくると、周りにもわかりやすいのかなという感じもするのですけれども、いずれにしてもちょっと手詰まり感というのが、若い人たちを行政のサイドに入ってもらう、引っ張り出すというのはなかなか難しい面が現状ではあります。これからもいろんな形で知恵を絞って、何かないか、さらに進めていければというふうに思っています。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番(森 一人議員) 先ほどスポーツ少年団の話もありましたが、私も昔やっております、やはり自分の父も母もその当番を嫌々ながらも子供のためにということで、ある意味、そういう気持ちの醸成がそういうところでも親も育てられて子供と一緒に成長していくというのが多分スポーツ少年団の一つの意義だと思いますし、そういうところから出てくる人たちというのはやはりいろんな考えも持っている方だと思います。

すので、1つ1点突破口を一人組み込めれば、その横のつながりというのが絶対、その人たちの仲間がいますから波及していくと思うのです。そういうところがやっぱり必要だと私は感じております。

議長、(5)に移ります。

○大野敏行議長 はい。

○2番(森 一人議員) 町長からは大変、これから今年度は前向きな事業を進めていくとご答弁をいただきました。大変すばらしい事業であったり、企画であると思いません。また、前向きに担い手、養成講座の開催や若者会議の開催等につきましても検討させていただきたいというご答弁をいただきました。大変ありがたく思っております。若者会議の開催については、以前にも質問をさせていただきました。そのときはまだ町長の中では商工会青年部が一生懸命頑張っているからいいよというご答弁もございましたが、やはり未来を考えると、商工会青年部ももう20代がいなくなりました。30からで、一番年少が30歳となっております。青年でいられるのもいつまでなのかと思うところでございまして、定年は45歳までになっております。そういったことを考えると自分たちも危機感を持って、若い人たちの取り組みを今一生懸命やっているところでございます。

そういったといったところも考えながら、ぜひ若者会議においては若者の町政参画、協働のまちづくりを推進するために取り組んでいく事業で若者、女性の意見、特に女性の意見というのはやはり聞いていて、性別が違いますから考えている思考も違ってきて、大変実がある内容を話してくれるところもございまして、こんなところもあるのかと。学校についてもやはり女性の意見が、父親はなかなかPTAに参加しづらいという状況もありますし、女性の意見は私もPTAの役員を経験して大変参考になるところが多かった部分があります。

ぜひ地域と行政が協働で取り組む担い手づくりということも考えながら、少し具体的に提案させていただきたいことが1つありまして、中学生が、中学生から参加する取り組み、それをふやしていただけないかなと思っております。地域コミュニティーへの帰属意識を高めるために中学生から取り組んでいくことが大変重要ではないかと私は思っております。地域活動を実践しつつ、地域コミュニティーってこんなものなのだというのを考える時期に中学生という多感な時期は大変いい時代だと私は思っておりますので、中学生を取り込むと家庭を含んだ地域という、少し広がるわけです。

ね。ただの地域ではなくて、子育て世帯もそこに中学生の母親、父親というところで広がっていくと思うのです。それで行政と協働して進めることで効果を発揮できると思っています。

具体的には、地域としては防災訓練とかに中学生が興味を持って参加できるようなプログラムをふやしていただく。あとは地域の、本当に言い方はかわいいのですけれども、ジュニアリーダー、中学生がみずから、子供が減ってきておりますが、ジュニアリーダーの育成をしていくわけです、中学生に対して。防災に対してもそうですし、地域に対してもジュニアリーダーの育成を進める。育ったジュニアリーダーが各防災会や地域ボランティアとともに活動できる仕組みを各防災会等にも協力してもらってつくっていく。防災ボランティアの皆様と一緒につくっていく。大変すばらしい事業になるのではないかなと私は思っておりますし、行政としては中学生の地域社会参加を促すという体制を学校の一貫した対応として継続するように中学校に働きかけをしていただければと思うわけです。私はこのような取り組みを継続していくことで、地域活動支援の一層の充実を図っていけると考えております。こういった取り組みについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 中学生の件については、行政といいますか、私のほうのサイドではということでお答えさせていただいて、教育関係のほうは教育長さんのほうからあるかと思えますけれども、今おっしゃるように、地域コミュニティーに中学生も、また小学生もということですが、入って、ぜひ関心を持ってもらって入ってもらうということは、大変貴重なことだと思うのです。大変いいことだと思うのです。それで現に防災の話も出ましたけれども、何かあったときに子供たちの、小学生の面倒を見ながら中学生が帰る、一緒に通学、下校をやるというのはもうできているのです。できているのだけれども、この前の雪のときなんかというときは一番やるべきときだったと思うのですけれども、それができない。こういうところが問題だと思うのです。決め手はできているのだけれども、それがいざというときに働かないというようなこともありますので、ぜひそういうようなことがきめを細かくつくってできるような体制を、そして中学生にもいろんな形で応援をしていただく。力なんかでは私なんかよりもよっぽどあるような中学生多いわけですから、そういうような形で地域の協力、

お願いを。

それと先ほどに戻ってしまっただけなのではございますけれども、いろいろ町からお願いをするときに、例えば子育て支援の会議がありますので若い世代の人は参加をしてくださいという応募の仕方、それから何か防災会がありますので若い人たちの参加、こういうことがというような、大まかなことなのですね。会議の募集。ですので、これからはもうちょっと一歩進んで、若い世代の人たちにはこういうことはどうお考えですか、この全体の中でやるのですけれども、こういうものについてはどうなのだろうと。このところについては女性の代表の方としてどういうお考えでしょうかとか、避難場所、避難所づくりのときには女性の視点としてはいかがでしょうかとかというような具体的な問題も提示をしながらお願いをしていくのも一つの策かなと。

というのは、先日、議員さんもお骨折りいただいている消防団に女性の方が入っていただきました。それで、初めてですからいろいろ悩んだこともあったと思うのですけれども、出て、一緒に行進をしていただくわけです。それで、右向け、左向け、そういうようなこともやる中で、消防団員としての一体感というのは初めて入った女性の人も持ってきたと思うのです。そうすると消防に対する意識というのはいろんなほかの人たちよりちょっともっと進んで感じ取る部分というのは出てくると思うのです。そういう状況をほかのところでも少しずつ少しずつやっていければ、その中学生ではないのですけれども、そういうような状況、意識づけというのはできてくるのかなという感じがいたします。

中学生については、本当にそういう形で、高校生についてもおじいちゃん、おばあちゃんたちをどう守るのかということですから、学校で教育をしているとおりでと思うのですけれども、行政としてもできる限りの地域のご協力をいただきながら、そして子供としてどこまでお願いをしたらいいのかという問題もあると思いますので、行政のほうとしてそんな感じ、その程度にさせていただきます。あとは。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 答弁書のほうには記載はないのですが、町長から振られましたので、教育長、率直な中学生の活動についてご意見をいただけたらありがたいのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。



○小久保錦一教育長 今、日本国中、防災に対してはどこの市町村も関心があり、あつてから防災をどうするのではなくて、日ごろからそういった教育をやはり学校の中で行っていかなければいけないというふうに考えております。以前は、今もそうなのですけれども、防災の日を決めて避難訓練を中心に、どちらかといえば自分たちが積極的ではなくて教師の指導のもとに行うというのが今までの形だったかと思えます。それらを先般玉ノ岡中学校で七郷地区の防災訓練に中学生が100名程度参加させていただきました。そのときに校長さんからこういった活動が生徒と一緒にしてお年寄りをリヤカーに乗せて避難する練習もさせていただいたと。こういうことが年の中に計画されて実施できるといいですねというお話を承りました。私は、町の防災計画に小学生、中学生、高校生、大学生はどういうふうにかかわっていくかというのをきちっと位置づけて、その中でやはりねばならないではないですけれども、どこまでができるかというのをやはり町全体で考えていき、教育の中で子供たちも意識を持って一緒になって、その中で私たちも貢献できたのだと、そういった教育を今後醸成していかなければいけないかなというふうに感じております。来年は町も50周年でございますので、そういった防災に若い人たちが参加できる体制を一緒になって構築できればいいかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 前向きなご答弁ありがとうございました。今後、嵐山町においては、自分たちの町は自分でたちでよくする、地域のつながりや支え合いの力をより強くするを目指していただき、ぜひ今後における嵐山町の地域コミュニティの活性化に向けた取り組みをご期待申し上げ、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項1の小学校和式トイレについてからです。どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番（佐久間孝光議員） 議席番号3番、佐久間孝光、議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

第1項目、1、小学校和式トイレについて。菅谷小学校入学のしおりには入学前の心得として子供たちが学校生活にスムーズになじめるよう入学前にできるようにという幾つかの項目が示されております。その中に「和式トイレの座り方も経験させておいてください」との記述があります。小学校入学児童を持つ家族は若い世代であり、彼らが住まっている家には和式トイレがない場合も多い。実際保護者の方からどう対応すべきか相談を受けたが、学校ではどのように保護者に対し説明をし、また入学後児童に対しどう指導しているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、質問項目1の小学校和式トイレにつきましてお答えいたします。

最初に保護者に対しての説明ですが、各小学校とも入学説明会のときに入学のしおり等に入学前に準備をしておいてもらいたい項目の一つとして、トイレの使用方法について説明をしております。説明概要としましては、和式便器が多いため、和式トイレでの排せつの練習をしておいていただきたいことをお願いしております。

続きまして、入学後の児童に対しての指導方法でございますが、入学式翌日からトイレの使用方法につきましては各担任が説明をしております。説明内容といたしましては、和式便器の使い方の絵を使用しての説明及び実際にトイレで足の置く位置や水の流し方など、現地でのトイレでの説明をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、再質問させていただきたいと思います。

○大野敏行議長 どうぞ。

○3番（佐久間孝光議員） 平成25年だったでしょうか。森議員がこの和式トイレについて一般質問をされておりました。その中でも和式トイレということになると我慢して、それで健康被害につながったり、あるいはいじめにもつながるといようなお話もいただきました。私は入学時点でこれが徹底されるのが今の時代、どこまで意味があるのかということを見ると、例えばこれなんかはほっといても2年生、3年生に

なればほとんどの子ができるようになると思うのです。

それと、あともう一つは今の保護者の方たちの考え方、物事の捉え方。我々のときには学校からいろいろ保護者として通知をいただいても、いろいろ書いてあるけれども、ここまではできないなというような、いいかげんということではないですけども、少し幅を持たせるような形での理解の仕方をしていた方たちが多かったのかなというふうに思いますけれども、今の保護者の方たちは本当に一字一句丁寧に読み込んでいくのです。その中で一つでも疑問点に感じたり、できないなとなると本当に大きな不安を抱えてしまう。結局それが大きなストレスになる。ですから、例えば小学校1年生が使うトイレ、学校全体考えても当然限られていると思うのです。教室棟だとか管理棟、当然1階の部分だけ、それからあとは体育館の中、菅谷小学校の場合には体育館の外にもトイレがありますけれども、そういった小学校1年生が使うであろうと想定されるようなトイレだけでも全て洋式のほうに変えていくということはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

今までちょっと何年前だったか、各学校もやはり和式がほとんどだったということで、一部洋式トイレということで変更の工事をさせていただきました。今現在では各フロアにトイレ1カ所なり2カ所ございますが、どこにでも洋式の便器は設置するような形をとっております。その中で、今1年生の使うところだけでも全て洋式化というお話がございましたのですけれども、こちらのほうの考えといたしましては、和式便器のほうも一応使い方というのは覚えておいてもらったほうがいいのではないかという考え方も一つありまして、実際には、いつ災害が起こりまして、簡易式なトイレですとか、そういったものを使用することになるかもしれない。または、例えば登山だとかそういったところに行ったときに、山小屋とかというので洋式便器のトイレというのはほとんどないのかと。大体和式スタイルが多いのかなとか、あとはまた海外等で発展途上国みたいのところへ行くと、やっぱりトイレの整備というのはおくれていきますので、和式スタイルで使用することも結構多くあるのかなと。発展途上国に行くこと自体が余り多くはないかもしれませんが、そういったこともありますので、和式の排せつの仕方を学ぶためにも全て洋式化ということではなく、一部は残し

ながらもやっつけていければいいのかなというふうには考えております。

また、トイレのほうにつきましては、各小中学校とも衛生的な面も考えまして、今現在整備をする課題の一つとしては捉えておりますので、施設整備計画等を踏まえながら学校の大規模改修とか、そういったものを踏まえながらトイレの改修をするときにはその辺はよく検討して洋式か和式の割合といたしますか、そういったものも検討しながら整備を今後はしていければいいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今の和式トイレの使い方を覚えておいたほうが良いということは本当にそれはそのとおりだと思いますし、いろんな議論がありまして、日本人にとっては和式のほうが非常に健康面でもいいのだというような意見もたくさんありますので、それを否定するものではありません。ただ、整備するにしても全てのやつを洋式にということではなくて、予算的なこともありますので、だからぜひ小学校1年生が使うであろうところだけでもきちっとやる。それはなぜかということ、例えば先ほど防災の話も出ましたけれども、いざ大災害が起これば、小学校というのは避難所としても使っていくわけです。そうすると小学校といえども小学生だけではなく介助を必要とするような高齢者や身体障害者の方、あるいは妊婦の方もいるし、あるいは外国人の方も入ってくるでしょう。特に介助を必要とされるような方の場合には、和式トイレでするなんていうことはほぼ不可能です。では、それでそういう人たちのために大きな多目的なトイレが必要かということ、そこまではなくても、洋式であるならばそういう方たちも介助がいればきちんと用を足すことができる、そういう大切な役割もありますので。特に1階ですから、そういった方たちにとっても使いやすくなる。特に体育館の場合にはイの一番にそういう方たちが使われるわけですから、そういうところだけでも先行してやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 お答えさせていただきたいと思います。

今議員さんおっしゃるとおり、要介護者のことを考えますと、そういった体育館にも身障者用トイレといたしますか、新しくつくりました七郷小学校、菅谷中学校の体育館につきましては設置をしておりますが、菅谷小学校、志賀小学校、玉ノ岡中学校に

つきましてはいまだにそれは設置されていませんので、そういった部分も考えながら、今後の整備計画につきましては検討していきたいというふうには思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 児童にとっても、また保護者のストレス解消というか、少しでも軽減をする、また避難所としての役割もしっかりと果たせるような形で計画立てて、これは予算も伴うことですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは大項目2のほうに移らせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 どうぞ。

○3番（佐久間孝光議員） 槻川沿い遠山地区遊歩道周辺の管理について。嵐山渓谷バーベキュー場はJTBるぶ、comでは全国日帰りバーベキュー&キャンプ場、関東エリア人気スポット6年連続第1位を獲得いたしました。このことは大変喜ばしいことであると思います。しかし、そのにぎわいの陰で迷惑を受けておられる方々もいるわけです。特に遠山地区に整備された遊歩道周辺は民家が近いにもかかわらず夏には大音量で音楽を流し、夜遅くまで騒いでいるマナー違反の方々もいると聞いております。町としてどのように対応すべきと考えているのかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

バーベキュー場のにぎわいの陰では、槻川や都幾川に面した場所にお住まいの方には川遊びのシーズンとなる夏休み期間中は特に平常時とは異なり、行楽客などによるさまざまな問題によりご迷惑をおかけしているものと考えております。ご質問の遠山地区につきましては、お盆休み期間中に河原でのカラオケを夜遅くまで行い、近隣住民の方にご迷惑をおかけしたという内容かと思われますけれども、バーベキュー場のように河原を占用し、管理をしている場所であれば即座に注意をすることも可能ではありますが、誰もが利用することが可能な一般の河原に関しましては利用者のモラルに頼らざるを得ません。しかしながら今後も同様な行為が繰り返される場合には、地元との協議による対策も必要になるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、再質問させていただきます。

遠山地区は今お答えになった山下課長の地元でもありますので、私のほうから説明するまでもなくその実態はよくわかっておられるかなというふうに思いますけれども、観光事業の拡大、発展に関しては、これはほとんど多くの方たちが、町民が望んでいるところだと思います。また、理解もしていただいて協力もしていただいている。ただ、こういうところを整備をしていくということは、今までよりも多くの方たちがそこを訪れるわけです。訪れていただくことは大変ありがたいことなのでありますけれども、それと同時に今までなかったような問題も発生する可能性も出てくる。そして、また今ご指摘のとおり、ここの遠山地区は観光協会が管理をしているわけではありませんので、どうしても管理という点においては手薄になってしまう。安藤副町長なんかの場合には観光協会の事務局としてもご活躍をいただきましたので、そういうことがもう既に想定をされていますので、そのところに観光トイレですとか、あるいは甌穴の前に駐車場をつくる、これも既に予算化までされているわけです。その工事のほうは着工されているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

今年度、既に予算のほう計上させていただいておりますけれども、遠山地内の甌穴、そして遠山道を下りまして、もともと駐車場がありました場所がございます。そちらの2カ所に駐車場を設置するというふうなことで予算化をいただいておりますけれども、この後今年度事業として造成に入っていくという予定でございます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前11時01分

---

再 開 午前11時12分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間孝光議員の再質問からの続行です。どうぞ。

○3番(佐久間孝光議員) まだ、着工されていないという報告がありましたけれども、

私も気になって何度か行って、また先週も再度確認に行ってきました。まだ全く着工されていないのですね。これは県との事業だとか、いろんな諸事情があろうかと思えますけれども、遠山の方々はこういった問題は今始まったわけではないわけです。何年も前からそういうことが行われているわけです。それで、先ほど河原のというふうにありましたけれども、自分ちの私有地におしっこをされたり、ごみをポイ捨てされたり、あるいは路上駐車が何台もあって、自分の家に車で帰れないというようなこともずっと起こっている。ただ、町として進めている事業だから、そういう理解のもとに地域の方たちも我慢をさせていただいている。そういう状況にあるわけですから、やはりこここのところは優先順位を少し上げていただいて、そして予算化も既にされているわけでありますので一日も早い着工をするということによって、地域の方々も俺たちのことをしっかりと見ててくれているのだな、俺たちの問題を認識してくれているのだなという安心感にもつながりますので、安心感が持てれば、またいろんな面でさらに理解と協力を得ることもできると思いますので。

それから、あとは管理の問題です。本当にモラルによるところというところも、確かに河原の中はわからないことではありませんけれども、これ1日、2日ではなくて毎日のように何年にもわたって地域住民の方たちは迷惑をしているということも考えていただいて、それでこの定例会のおとといでしょうか、文教厚生委員会の委員長からも報告がありましたけれども、あの中にもヒントが幾つか隠されているのかなというふうにも思っておりますので、ぜひ参考にさせていただいて、地域住民にとっても、またそこを観光として訪れる方にとっても、町全体にとってもみんなが喜べるような方向性で進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

それでは、大項目3番のほうに移らせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○3番（佐久間孝光議員） 「教育の町嵐山」について。今回の町長選において、岩澤町長は、町の将来を考えたとき一番大切なことは教育であり、人づくりである。人口がますます減っていくことが予想される中、今までの考え方ではいけない。知識を詰め込むだけの教育からの脱却。競争力を身につけさせることも大切であるということ力を説かれておりました。具体的にはどのような方向性を考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番の「教育の町嵐山」についての具体的な方向性ということでございますが、お答えをさせていただきます。

近年教育に関する課題というのは少子高齢化の進展等に伴いまして、就学、就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造、また社会システム変化等への対応が求められるなど多岐にわたっております。国では、このような課題を踏まえて、教育再生、地方創生、一億総活躍、働き方改革などなど幅広い取り組みを進めている現状です。学校教育の分野では、教育改革を推進するため、今年度文部科学省は小中学校の教育の基準となる学校指導要領を10年ぶりに全面改正する作業を進めております。この内容に関しましては、8月5日に中央教育審議会における改定内容の答申素案が公表されたところでありますけれども、答申素案では全国学力テストの結果で知識の活用に対する課題が指摘されていることを踏まえて、知識偏重からの脱却をするとともに思考力、表現力を育成する方針が示されております。また、急速に進むグローバル化に対応し、国際的に活躍する人材を育成するため、小学校から英語を教材として本格的に導入し、英語教育を強化する方針なども示されております。

嵐山町におきましては、人口減少、また少子化の進展に対応するため、昨年度策定をした嵐山町総合戦略に沿った各種事業を進めているところでございます。この総合戦略の中で、子供たちの未来を創出することを基本方針の一つとして言い続けておりまして、その重要な取り組みとして嵐山町の教育環境の充実を掲げております。今後この取り組みを進めることとともに、国が進める教育改革による新たな方向性に沿ったカリキュラムを取り入れることが急務であると考えております。

なお、学校教育現場で改定後の内容での授業は平成32年、2020年度から順次導入をされる予定となっておりますが、町といたしましても教育行政の目指すべき新しい方向性を踏まえ、改定後の内容を早急に取り入れて、その効果が早期に浸透していくよう取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ありがとうございます。今いろんな中教審からの答申も受けた中でカリキュラムということでお話がありましたけれども、学校の統合というようなことに関してはいかがでしょうか。



○大野敏行議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 人口が減少してくる中で国、県の方向、特に国の方向というのは今回の教育の改定というのは、今話をさせていただいたような状況で変えていくわけです。それで、その教育を今までと同じような形で進めていくためにはどうしたらいいかというような大きな課題になってまいります。それに今おっしゃったようなことも視野に入れていかないといけないと思います。そして、そのほかにもいろいろ考えられるかもしれませんが、そういうことも含めた中で、さらに嵐山町の教育行政の進展、結果として子供たちの学力はアップをする、あるいは町内全域に教育に関する関心度が高まるというようなことをできるようなまちづくり、これが日本一のまちづくりを目指していくという一番の基本でございますので、そういうことで視野に入れていく必要があるというふうに思っております。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 鎌形小学校が平成19年の3月に廃校になりまして、菅谷小学校に統合されました。鎌形小学校は児童数が100名を切ってから35年間かかって最終的にはそのような状態になったと。そして、この35年間の間、何もなかったかといえばそうではなくて、私の記憶する限り、2回から3回、もうそろそろ統合したほうがいいのではないだろうかというような機運が高まったこともございました。しかし、その地域の方々の本当に強い思い、またその当時の保護者の方たちの考え方、もう少し頑張らせてくれというようなことの中で35年かかってやっとそういった方向性になったわけです。

学校の統合というのは、例えば民間の企業が業績が悪くなったということで、今まではA、B、Cと3つの工場があったけれども、2つを閉鎖して1つにしようというような単純な、経済的なあるいは財政的な問題だけで判断をするということはいかかなものかなというふうにも思っております。これはなぜかといえば、学校というのは地域と密着しているものでありますから、その学校がなくなるということは本当にその地域の地域力全体が下がっていく、そのことにもつながりかねません。鎌形小学校の場合にはそういうことをしっかりと配慮していただく中でこの地域から子供たちの声を絶対に消してはいけないのだという中で幼稚園を持ってきていただいた。これはすばらしい判断であったなというふうに私自身も思っております。

今回の定例会の冒頭でも、岩澤町長が4期目を就任する挨拶の中でこの地域のきずなというのが非常に大切なのだというようなお話もいただきました。私も全く同感であります。この地域のきずなこそがこれからますます強化していかなければ、町の運営というのはなかなか難しいだろうなというふうに思いますので、こういったことを進めていく、検討していく上においては、慎重には慎重に、また時間をしっかりかけて議論する中でやっていくべきだというふうに私は思いますけれども、最後に一言、岩澤町長の所見をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今議員さんからお話ありましたように、鎌形小学校の経過についてもお話いただきました。100名を切って35年ということだったそうですが、そういう状況もありました。それと、もう一つご指摘いただいたのが財政問題だけではないよと、地域力の問題があるではないかと。地域と密着した中で、いろいろこれからもそういうものは考えていくべきだという全くそのとおりのご指摘で、私もそのとおりでと思います。それで、今統廃合のお話を出していただいたのは、嵐山町だけではなく、こういう問題が日本中どこの地区でも起きているということが出てきたのかなというふうに思うのですけれども、100名を切った。この比企郡の中の学校の中で100名を切っている学校が幾つあるか。七郷小学校より小さい学校が幾つかあるかという状況なのです。七郷小学校は嵐山町では一番小さくて、七郷小学校が人数がこうなったからどうしよう、どうしよう。こういう学校が比企郡の中にも幾つもあるわけです。そういうような状況が比企郡なのです。埼玉県の中の比企郡はそういう状況下がある。そして、一つの町ではその統合を進めているということでございます。

ですから、嵐山町も今議員さんおっしゃるように、財政だけの問題ではないよ、地域のことをしっかり考えた上でという話、全くそのとおりですけれども、財政も考えないといけないと思うし、地域も考えないといけない。地域力というのは学校がなくなったら、まさに地域力というのは全く衰えてしまうと思うのです。その地域力、地域の文化度というのをどう維持をしていくかというのが大きな課題だと思います。その文化度を落とさないで、それでそういうようなことができるのかできないのかというような、これから迎えるであろうそういった問題について、委員会、どういうものになるかあれですけれども、そういうようなものでご議論をいただいて、町民合意の

上で一つの方向を出していくということになるのかなというふうに思っております。  
議員さんおっしゃるとおり、地域というものをしっかり考えていく必要というのは全くそのとおりだと思います。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） ありがとうございます。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございます。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号5番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の町長の公約について聞くからです。どうぞ。

〔5番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 5番議員、青柳賢治でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目の町長の公約について聞くということでございます。町長は生半可な思いで4選に立候補したのではないということを町民に言っておられました。その中で大きく希望があふれる、嵐山町の未来がかかる公約を掲げられました。この難しい公約をいかようにして実現を図っていくのか、具体的な施策についてお聞きしたいと思います。

成熟した社会となりまして、グローバル化が進み、さらに教育行政の変革が求められる今日、人が人をつくるという、この超難問と言える、(1)といたしまして、日本一の教育の町、この実現をどのように進められるのか。

(2)といたしまして、地方創生の星と期待がかかる、多くの人が利用し、往来し、これからの活力の源泉となってもらわなければならない場所でもあります武蔵嵐山駅、この駅周辺の活性化、この実現をどのように図っていくのでしょうか。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 青柳議員さんにお答えをさせていただきます。

まず、1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。日本一の教育の町の実現をどのように進めるか、このようなご質問でございますが、なぜ今教育が特に注目をされているのでしょうか。社会環境が激変する中で人々の指針となるものが時とすると定まらないときもあるかもしれません。教育ではよく不易流行と申しますけれども、変わらざる不易なものと環境の変化に対応して変えていくものに分けられます。今このとき、これらに対応するために町ではまず推進体であります教育委員会体制の再構築が必要であると考えております。

地教行法の改正で教育委員会の組織が大きく変わりました。教育委員長と教育長と管理運営、責任の所在などがわかりづらい部分の改正がなされ、教育長に教諭の責任が一本化されました。郡下では今年度中全て移行予定で、この新制度に移行していないのは嵐山町だけとなります。本町でも新制度への意向を来年度当初としたいと考えております。責任体制の明確化、そして情報公開、施策のスピード感を加えて、町民の信頼に足る組織を目指してまいります。

町の義務教育は教育委員会より定期の報告により成果と課題が公表されております。課題への対応は、教諭と連携、教育委員会と連携を密にしながら、的確に進めてまいりたいというふうになら考えております。

国では2020年度より大きな改革を計画しております。グローバル化が進み、知識の蓄積だけでなく、知識を活用し、応用し、問題の解決力の向上、情報化社会で生き抜く力の強化などを目指した教育内容へと移行するとしています。国際機関でのテスト結果が日本の子供たちの成績が振るわない原因も指摘される中での改革となります。町では、遅滞なく対策を講じ、子供たちの未来に備えます。

細部については、予算も伴うこととなり、新年度具体策を提案したいと考えております。日本一の教育の町。まちづくりは、教育についての多くの人の関心、これが推進力となります。今後見込まれる町の大きな改革には、町民代表も含む委員会などの設置も視野に町民と一体となり進めてまいりたいと考えております。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

(2) 番でございます。嵐山町の顔である駅周辺の開発、これは長い懸案事項でした。しかし、駅西地区を取り巻く状況も変化をしてきており、新たな一步を踏み出すときの到来と考えております。商工会、観光協会などとも連携を図りながら、それぞれの組織の発信拠点整備も視野に長期計画に今このときスタートしたいと考えており

ます。一步一步の歩みでも町が動いているなというふうにも実感できるよう着実に進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それでは、（1）から再質問させていただきます。

○大野敏行議長 どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 岩澤町長が3期12年間という町政に携わられたいろいろの経験の中から今答弁されたようなものが培われてできたものだと思います。それで、先ほどからも出ていますように、まちづくりは人づくりであると、こういったことを踏まえて、地域コミュニティー事業、その他の事業を推進してまいられたのだと思います。そして、この4選に当たって、私はやはり一番、町長、いよいよ人が人をつくるという究極的な、我々が人間として生きていく、そして次の時代の人に渡していくというようなことを考えたときにいい公約、これを掲げられたなと私は思いました。そして、これは今まで町長がいろんな実績を積み重ねてきた中からお考えになられていることでしょうけれども、やはり今まで以上の教育に関する人、大勢の人たちのあらゆる分野の協力をいただかななくてはならない、私はそのように考えますが、町長いかがでございますか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 まさにそのとおりでと思うのです。人づくり、これは今議員さんおっしゃるようが一番難しい問題であります。しかし、なぜ今なのかというのがあります。それは今それだけ大変な時期、それだけ長い日本の歴史の中でこんなに変化が見込まれている、そして変化が始まっているときというのは、ないわけでありまして。そして、複雑化してくる社会の中で価値観が大変多様化してきております。そういう中で、教育、人づくりをしていくということですから、大変難しいわけです。それで答弁させていただきましたけれども、推進母体である教育委員会の組織をしっかりと再構築と言いましたけれども、そうしてこの教育の町、嵐山をつくっていくということございまして、議員さんおっしゃるとおり、そういった母体をつくって、そして人づくり、日本人をつくっていく。大変難しいところに挑戦をしていくという考えでございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今の答弁で非常に難しさ、大変なことなのだという含んでいる町長の答弁だと思われますけれども、その推進母体というような話も今出ました。やはり先ほどの答弁の中にありましたように、今教育委員会の組織というものが大きく変わっている。そして、私もちょっと調べてみましたが、この教育委員会体制の再構築というようなことが今の答弁の中でも出ておりますけれども、やはり責任の所在の不明確さや、それから副町長、町長との連携の強化、迅速な対応、こういったもとからこの改正に至っているわけでございますが、今町長はの中で、群下の中では新制度への移行が、嵐山町だけが移行していないという答弁がございました。そして、さらに本町では新制度への移行を来年度当初としたいという答弁でございますが、これは平成27年の3月議会においてもこの改正についてはいろいろ議論が出ております。そういうこととの関連性についてはいかがお考えでございますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 新制度と旧制度というのは、議員さんもお承知のとおり地教行法が変更になりました。そして、今までは議員さん方からいろいろご質問ありましたように、教育委員会の内容については町長は首を突っ込むのではないよということでございました。そして、そのとおり教育委員会についてはいろんなソフト面というか、内容についての意見というのは出しませんでした。しかし、新制度というのは、今度はちょっと違いますよということになってまいりました。そういう中で町長としての考え方も入れさせていただいて、そして教育委員会の中で議論を進めていた。それが町民の皆さんの中に浸透ができるような形でいけばさらにいいのかなという基本的な考え方を持っております。ということで新制度に早く移行をしていきたいと考えております。

そして、新制度になって、先ほど佐久間議員からもありました大きな問題もあるわけです。そういうような問題も現に課題に乗せて、それで、その上できょうの問題、あしたの問題をどうするのか、5年後の問題をどうするのかということをしつかりこの時期にやっていかないとおくれしてしまうかなと。そのための組織づくりという考え方でございます。新制度、新年度からというのはそういう考え方のもとでございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私は、きょうは学校の統合のことについては触れないでおこうと思っているのです。それは佐久間議員がおっしゃったように、いろんなこれから

の中で課題となってくることでしょうけれども。まずは、やっぱり今町長がおっしゃったようなところあたりがこれからの新しく進んでいく新制度のかなめだというふうに考えるのです。そうやってきたときに、やはり今までの教育委員会体制が4名、その中から、今度新しい教育長を町長が任命するわけですよ。5名かな。ちょっとその制度はいいとして、今度教育長を任命されるわけですよ、町長が、新しい制度は。今まで教育委員会で選んでいたわけですよ。私がそういう中で申し上げたいのは、やはり町の方向、こういうふうな日本一の教育の町にしていくのだぞという方向性なのです。その方向性は教育委員会の皆さんの考え方もあるかもしれない。また、保護者の皆さんの考え方もあるかもしれない。さまざまな考え方があるのです。そのさまざまな考え方を一つの力、嵐山町が進む方向性に力に転換して持っていかなくてはならないのだというふうには私は考えます。そういう中で、今町長がそういったことについてもやっていくのだということなので、今1つ答弁の中で出ました。多くの人の関心、そういったところをどういうふうにして、ある程度町長、これから総合戦略会議もあるわけですよけれども、進めていくようなお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど教育長の選任の話が出ました。これは担当のほうから。そして、今お話ありましたように、どうして、どうやってということですが、先ほど答弁の中でお話をさせていただきました。これが一番のあれかなと思うのですけれども、多くの人の関心が推進力となります。ここの関心がないと全くいろんなことをやっていくための推進力というのは生まれてこないと思うのです。それには教育委員会の傍聴者がふえるとかというようなこと、そして今議員さんおっしゃるように、どんどんもっとしっかり広報をして、今何をやってるのだ、どういう方向のことをやっているのだというようなことを出していく、それでご理解をいただきながら進めていくというような状況がないと、なかなか陰で、陰でというほどではないのですけれども、わからないような状況の中に結果としてなってしまうようなことであると、なかなか日本一づくりというのは難しいのかと。それには、どんどん出していくということが必要かなというふうに思います。

そして、今回の教育の一番の改革のあれというのを、大学入試を今度変えていくということなのです。それで、この大学入試を何で変えるかというのが、教育の一番の

出口になっているわけです。ですので、そういうようなことをやっていくための教育改革にもなるわけですので、いろいろな状況を理解をいただく、関心をいただく、そういった組織を運営をしていくという中で、町民の皆さんに関心を持っていただく、これが一番大きな仕事かなと思っています。

○大野敏行議長 続いて、中嶋秀雄総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうからは新教育制度の移行に当たりまして、教育長の選任の関係、今議員さんからお話がありました。新教育制度におきましては、議員さんからお話がありましたとおり、教育長については議会の同意を得て、そして町長が任命をするというような形になります。そういったことでございまして、教育委員会で任命というようなことではなくて、町長が議会の同意を得て任命をするという形になります。

それからもう一点、議員さんのほうから今総合教育会議というお話がありました。今お話がありましたように、この総合教育会議は新制度においてこれはスタートしているわけでございます。本町におきましては、27年度に2回、そして本年度に1回開催をしております。これについては、教育大綱のことについてまずは協議をしていただきましたが、議員さんご質問のように、この総合教育会議が定められた、設置された大きな目的というのは、いわゆる予算の執行権を持つ、そして町の総合的な方向性を考える行政の長であります町長と、それから教育、このことが社会情勢によりまして非常に大きな共通の理解が必要だと、そういったことの共通の理解を図るために、またある1点では、いじめやさまざまな社会問題に教育委員会だけでは、教育行政だけでは対応できないところについて、町の長の権限を持って対応をするというようなことが大きな目的でございますので、この総合教育会議の中でさまざまな今後の課題が語られるというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） いずれにいたしましても、日本一の教育の町という方向はやっぱり方向として、嵐山町の町民が一丸になっていくというようなところに集めていかななくてはならないのだと。まして子供たちが減っていく、そういう状況の中で嵐山の宝は子供たちです、これからの。10年、20年後の子供たち、そこにかける思い、それから今言った、いろいろかかわってくる複雑な問題を子供たちが生きる力として指



導してあげられるのは我々大人だったり、学校の場所であったり、また町長であったりと思います。そういう意味で、私はこれ本当に公約という、公の約束ということではなく、恐らく嵐山町がこれからしっかりとそこに腰を据えて取り組んでいかななくてはならないのだろうなという問題だというふうに認識しておりますので、ぜひとも大勢の皆さま、また教育委員会含めてご理解いただいた上で進めていただきたいと思えます。

次に移ります。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） この駅周辺なのでございますけれども、当然地方版の総合戦略などにも具体的なことも載っています。ただ、私ついつい、町長の公約の中にも駅前の周辺の活性化というも載っていましたので、一つだけ駅をやはり、前はごみ捨てのようなことでちょっと質問させてもらいましたけれども、きれいになって、皆さん「行き帰りが楽しいね」という声を聞くわけです。何とかやっぱりあそこも、ただ武蔵嵐山駅を使って池袋に行く、川越に行くとか、小川に行くとかという、そういったものではなくて、そこにもう少し付加価値を加える、そこを通過することだけで楽しいねというような、それはにぎわいづくりにもなってくるでしょう。恐らく今7,000何百人だと思えますよ、1日の乗降客が。ただ、この間の経済雑誌に載っていたのは、この10年間近辺でかなり乗降客の人数を落とした駅の中に武蔵嵐山駅、載っておりましたよね。やはりこれは花見台工業団地の経済の縮小、そういったものの中からそういう現象も起きているのでしょうけれども、それをさらにこの計画では1万人に戻すのだという計画です。私はあの駅が1つあることを、もう少し嵐山の価値、財産の一つの深め方というか、そういうところにつなげていくような感覚があっているのではないかと思うのです。

そういう意味では、あそこに嵐丸ひろばができました。今度あそこに情報発信拠点ができるということで聞いております。嵐山町の町民の市街地の皆さんがあそこを散歩の経路の一つに入れるぐらいの魅力ある発信をできる場所として何か行ってみたらこんなことが出ているぞと、そんなふうな町のにぎわいに、町に関心を持ってもらうというのですか、興味を持ってもらうという、駅に。そういうことが必要なような思いますが、町長、いかがでございますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるような状況を展開したいということで、これが長い間の懸案になってきておりました、何しているのだということになるわけですが、そういう状況をこのところで一步踏み出したいということで、駅の内部も改装をさせていただいた。そして、行政だけでなく地域の人たちと一体となってということで、それには観光協会または商工会の発信拠点というようなものも会と組織と連携をとりながら進めていきたいというふうに考えています。そういう中で、町でできることというのは空き家対策というのがあるわけですので、そういうようなものをあの地域のところで何か取り組みができないかというようなことも含めて、議員さんおっしゃるように、総合力で町近辺のにぎわいづくりをつくっていききたい。

そして、駅というだけでなく、やはり駅前の道路、駅前通り、あれを国道までつなげる形の整備が進められればというふうに思っています。これはおいそれとすぐできる問題ではありませんので、東松山を例に見ても、庁舎から駅まで18年かかったということでございますので、嵐山町でも10年計画と言っていますけれども、ぜひこの計画をスタートして、そして一歩ずつでも進んで、ちょっと変わってきているなどというような状況が常に感じられるような形の着実な進展が図ればよいなと。そういう方向をとっていければということで国、県に働きかけながら、ほかの組織、商工会、観光協会とも連携をとりながら、地域の皆さんとも相談をしながら進めていきたいというふうに進めて考えています。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今町長が答弁されましたように、やっぱり当たり前のように駅があるということではなくて、今道路のことも出ましたけれども、やはりその辺を複合的に絡ませた、嵐山流の、駅を東口から西口行ったら楽しいよとか、そんなところに一歩ひねり出して、そういったことを一つの起爆剤にして、駅前を西口降りると非常にちょっとみずばらしい建物もあります。そういったこと含めて、いろんな力を合わせて、駅前の美化もちろんですけれども、進めていただきたいと思います。この後また長島議員の質問ありますので、このことについてはこのぐらいで終わらせてもらいます。

次に移ります。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○5番(青柳賢治議員) 2番目といたしまして、東松山少年事件に私たち大人ができることということでございます。夏休み中に比企郡市が大騒ぎとなります少年の死亡事件が発生しました。私たち大人ができることは何なのだろうと考えずにはいられません。スマホなどにおける情報のやりとりでも問題が発生しているのだと聞いております。そこで何点かお尋ねしたいと思います。

(1)といたしまして、嵐山町の小中学校においてスマホなどの扱いはどのようになっているのでしょうか。

(2)といたしまして、町内外を越えて子供たちの交流もあるわけで、学校側ではどのような管理体制をとられているのでしょうか。時には指導が必要なような場合もあると思います。このようなときの対応についてはいかがなされているのでしょうか。お聞きいたします。

(3)といたしまして、スクールソーシャルワーカーやスクールパートナーの相談者数の状況、対応についてお聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 初めに、先般東松山市の河川敷で16歳の少年が殺害されるという痛ましい事件が発生いたしました。被疑者の5人のうち3名は公立の中学生ということで防止できなかったのか、議員さんのご指摘のとおり、また同様の危険がさらされる児童生徒がいたかどうか、それらについても危機意識を持って真摯に受けとめております。

それでは(1)につきましてお答えいたします。嵐山町の小中学校においてスマートフォン等の扱いにつきまして、まず校内への持ち込みにつきましては禁止となっております。また、使用等についての講演会等を行い、正しい使用方法について指導しております。具体的な指導方針としまして、県教委から提供いただいた資料をもとに携帯電話使用の指導方針を各小学校で策定することができます。

中学校における携帯電話使用の方針、例を申し上げますが、中学生の携帯電話利用については、物事の判断能力が十分に育成されていない段階であること、またその利用における依存症やいじめ、有害サイト利用に伴うトラブルの発生など、学習活動へのさまざまな影響が考えられることなどから、中学校における携帯電話使用のルール作成については、次のような指導指針を定めることが適当であると考えます。中学校

における携帯電話使用の指導方針、ルール、例を申し上げます。①、中学校においては発達段階を考慮し、特段の事情がない限りは校内への携帯電話の持ち込みは原則禁止とする。②、生徒の通学時における安全確保等の観点から、特別やむを得ない事情がある場合は学校長の判断により、例えば居場所確認や通話機能に限定した携帯電話とする。③、学校への持ち込みを認める場合は学校での教育活動に支障がないように配慮するため、校内での使用を禁止するほか、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却する。さらに保護者への周知の方法といたしましては、入学準備説明会やPTA総会等を活用し、あらかじめ保護者等への周知を行うなど学校の取り組みに対する理解を得て、協力体制を構築するよう努めております。

質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。町内外を越えての子供たちの交流についての学校の管理体制といたしましては、比企地区、班での校長会、教頭会をはじめ西部地区生徒指導担当者研究協議会、学校と警察との連絡会等でも情報共有、解決に向けた協力体制の構築、同一步調での指導を行い、広域的な範囲での指導、管理体制をとることができています。気になる情報があれば関係学校間で速やかに情報を共有し、解決に向けて取り組みを行っております。しかし、近年は子供たちの連絡手段が多様になり、特に携帯電話等を所有する児童生徒がふえ、いつ、誰と、どのような連絡をとっているかを把握することが非常に難しい状況にあります。よって、先ほどから申しておりますように、気になる情報があれば、関係学校間で速やかに情報を共有し、解決に向けて取り組んでおります。さらに、大きな事故、事件に発展しないようにするためには、学校だけではなく、保護者、地域との連携もより一層大切になります。今後も一層連携を強固にし、広域的な指導の充実に努めてまいります。

また、指導が必要な場合の対応につきましては、市町村、学校は違えども平成22年文部科学省作成の生徒指導提要、県教委作成の彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」等に従い、生徒指導を行っておりますので、各市町村、各学校の指導は同一步調で取り組むことができっております。特に指導の際、留意する点といたしましては、1、生徒指導体制の充実と強化、児童生徒の健全育成と問題行動の予防や解決に向け、学校全体で一致協力して取り組むことが基本であります。2、教職員の専門性と協働性の発揮、ともに働く協働性でございます。教職員がお互いの役割や業務分担(専門性)などを十分に理解し、助け合い、創意工夫する協働性が大切であります。3、家庭、地域への生徒指導体制に関する情報提供の重要性、家庭や地域の協力を得るには

学校が積極的に自校や校区における生徒指導の実態や指導体制に関する不断の情報提供を行うことが重要であります、等が挙げられます。

以上、答弁とさせていただきます。

質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。本町では児童等が抱える問題の解決を図るため、問題を抱えた児童等が置かれた環境への働きかけを積極的に行っております。本町の特長といたしまして、スクールソーシャルワーカーとスクールパートナーが配置されています。スクールソーシャルワーカー、SSWは教育に関する悩みを抱える保護者への相談支援を中心に週4日間、県費の2日間に加え、町費2日間勤務しております。スクールパートナー、SPは不登校傾向の児童等にかかわる家庭への相談支援を中心に週2時間2人体制で勤務しております。今年度4月から8月の相談の状況と対応につきましては、以下のとおりでございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、相談件数は延べ42件、県費勤務時の相談を除いております、でございます。相談内容は主に不登校傾向、友人関係の問題、家庭環境の問題でございます。対応方法はケース会議、保護者面談、児童等面談、教職員への助言、関係機関への報告、連絡、相談等でございます。スクールパートナーにつきましては、相談件数は延べ9件、学校訪問、ケース会議等は除く、でございます。相談内容は、主に不登校でございます。対応方法は家庭訪問、保護者面談、ケース会議、関係機関への報告、連絡、相談等でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 大野敏行議長 青柳議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

---

再 開 午後 1時27分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5番、青柳賢治議員の一般質問を続行します。

第5番、青柳賢治議員。

- 5番(青柳賢治議員) それでは、答弁いただきました(1)から再質問をさせていただきます。

学校の原則禁止、こういったものは当然でございましょうし、当たり前なことだろ

うと思いますけれども、今携帯電話やスマホというようなものの機器がこの10年間で非常に発達したという、我々も予想もできないぐらいなところに来ているということも考えますと、中学生の携帯電話は原則学校に持ち込み禁止だということであって、私もそういったスマホとか携帯はどうかのかなということは何人かのお母さんですけれども、聞いてみました。そうすると、やはり小学生でも半分ぐらい持っているのではないのというお母さんもいましたけれども、中学生になるとほとんどではないかなと、そうなのだと。私一番この事件がスマホだとかそういったことに返事が来なかったとか、そういうようなことも新聞の記事に載っていたわけです。そういう中で、やはり肝心なことは便利だけれども、使い方間違ってしまうと、そんなところまで行ってしまうという事実は本当に恐ろしいことです。そう考えますと、その辺の今それぞれ指導方針、指針が出ていましたけれども、使い方のマナー、そして持ってもいいけれども、学校に持ち込みは禁止だという点の嵐山における指導の徹底といたしますか、その辺については教育長、やっぱりある程度その線で徹底されているのだというふうに思っていますかどうですか、ちょっと答弁をお願いいたします。

○大野敏行議長 答弁求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 青柳議員の質問にお答えいたします。

まず、今ご質問の中に触れられた中で、嵐山町の携帯電話を所持している件につきまして6月に調査いたしまして、まとまったものがございますので、まず述べさせていただきます。小学生は携帯電話を町内3小学校で1年から6年生まで調査したところ195名、全体の27.8%、持っているが27.8%でございます。持っていないのが506名で72.2%でございます。中学校のほうを見ますと、持っていると回答していただいた生徒が208名、51.9%、それから持っていないと回答したのが48.1%、ほぼ互角なのです。大事なところは、特に中学校なのですけれども、携帯電話を学校に持ってきてはいけないという決まりがあるわけなのですが、事情を聞いてみますと、ほとんど必要で持ってくるではないそうでございます、今の現状では。ただ、それが非行とどう絡むかについてはまた別の問題ですけれども、でも一応そういうことで徹底はしているということで、ただそれがいつまで徹底できるかまたいろいろあるのですけれども、そういった中で一つの菅谷中学校の生活の決まりの中に携帯のことが書かれております。生活の決まりは服装の問題と髪型なのです。以前は茶髪の子もいましたから。そ

れで、その他のところに「学校生活に不必要なものは持ってこない。また、危険物、カッターナイフ等を持ち込まない。さらに、電子機器、携帯電話、スマートフォン、音楽プレイヤー、ゲーム類等の持ち込みは一切認めない。不要物は学校が一時預かり、保護者へ返却する」、こういうことが決まりの中にうたってありまして、これに対して保護者から変えろとかそういったことはなく、今の段階ではこれ遵守されておるようでございます。しかし、長年の中で検討していかなければならないのもあるかと思いますが、一応これで菅谷中さんのほうは徹底できているかなど。玉ノ岡もほとんど同じでございます。

また、今回事件が夏休みに起きましたですけれども、夏休みの生活の心得が、やはり菅谷中学校の例を申し上げますけれども、一番最後のところに「友人宅には外泊しない」これは当然なのですが、今回のお亡くなりになった少年とちょっと違いますけれども、外泊してしまっているとか、よそへ泊まってしまったとか、これはちょっと危険です。そういうことも生徒だから「夜間の外出はしない」とか「交通ルールマナーを守る」、さらに「携帯、スマートフォンにまつわるトラブルがふえています」と、これは大きく黒字にしてあります。「特にライン利用者の犯罪がふえています。以下の注意事項を守って、加害者や被害者にならないように気をつけましょう」と、これが菅谷中学校のこの夏休みの生活の心得にきちとうたってありまして、状況を聞きましたですけれども、携帯等でのトラブルはなかったと、こういうことでございます。しかし、やはりこの心得があるから、では守るかという、そのところが自覚の問題になりますので、この辺の指導が大事だなというふうに捉えております。

また、使い方のマナーにつきましてなのですが、一応この調査によりまして小学生のほうの持っている使用用途、マナーにちょっと近いのですけれども、大体一番多く使っているのは、小学校は出かけたときの連絡なのです。日曜日とか土曜日に学校に行っていないときに、外に出たときに家庭に連絡するがこれを使っていると。それから、ラインです、やっぱり。ラインが2番目で67.8%です。それから、出かけたときの連絡が75.0と。これは複数回答なのですけれども、3番目が動画とか音楽とか視聴等で60.1%と、これがベストスリーなのです。中学のほうを見ますと、やはり圧倒的に多いのが、これも複数回答なのですけれども、出かけたときの連絡なのです。やはり家庭で携帯を持たせたときには何かのときには家庭に連絡するのですよという、それに使われているということが非常に多いということで67.2%です。それから、メー

ルがやっぱり48.7。このメールがなかなか難しいのでありまして、親が時々見るというのもまた干渉するということになってしまいますから、中学生非常に難しいです。お友達と勉強のことでメールしているとか、何かのことで励ましてあげようという、それならいいですけども、ここがまた一番心配なところでございます。また、ゲームで37.9%ということで、特に出かけたときとかメール等が使用用途であります。マナーにつきましては、一応そういった中で正しく使っていく、これを学校のほうでも学校には持ってきてはいけない、どうしても持ってきたときには一時預かるよと、こういう指導を今徹底しておりますので、今後土日等のときの使い方については、やはり心配だなと思われる子が出た場合には注意していく必要があるかなと思います。現状で今両中学校とも特にこの子が心配だとか警察から連絡があったとか、そういった情報は受けておりません。だからといって安心はしておりません。そういった状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうですね、その辺持っている生徒と、それからそれが一致するぐらいに学校のほうも把握されているということで、なかなかどういう情報のやりとりはどうかということは、そこまでは大変なことだと思いますけれども、まずそういうことがなされているということは、やはり何かのときの場合には大事なことだと思いますし、私はそのメールとか何かというのは特に、電話ですと音が鳴って、はいつて出るわけですけども、ラインだとかメールとかというのは寝てても来るとか、時間が不規則といいますか、就寝時間が10時だとすれば、夜の10時以降は友達のところでも誰でも電話なんかしてはいかんよというのが大体常識といいますか、昔はそうだったような気がしますけれども、今はもうそういう時間のあれがないわけです。自由自在といいますか、そういったことについてもちょっと私お母さんから言われたのですけれども、そういうところまでなかなか親も目が光らせられないので、子供同士で使うときもある程度時間の制限というのは守っていただけたらいいやねと。それはやっぱり家庭教育なのだろうと、そのお母さんはおっしゃっていました。ですから、何でもかんでも学校のほうにということではなくて、当然それを持たせるときには親としての責任と、それを持つ自覚というものがあって、当然便利であるがゆえに持たせていくわけでしょうけれども、そういうところ含めて親からそのようなことが



意見として出たりする環境みたいなものも必要なような気がします。どうでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

学校では、例えば夏はお祭りなんかございますよね。そういうときは、一応菅谷中では21時までに帰宅ということが明記されております。お祭りですから、やはりお祭りもそんなに遅くまでは子供が出ているとよくないので、それらを勘案して全ての地区の今年の夏祭りもあるところでこういうふうにはピリオドになっておりますので、それについては協力いただいているかなど。学区では親御さんと保護者会とか、そういった会うときにこれから一層この携帯等の使用については家庭とよく相談をさせ、学校でこうするのだというのではなくて、親子で、やっぱり持っている以上は親子の信頼関係を持ちながら上手に使っていただく。また、そういった時間帯も、うちはもう10時以降はだめなのだよとか、それは家庭の中でルールをつくっていただいてもいいのではないかと。それらについてはやっぱりこれから学校と家庭で連携しながら正しくメールをしていただく。また携帯を使う場合もさっき申したような形で使用していくようなそうした話し合いをしていく機会が必要かと思っておりますので、またそれらについても校長会、あるいは教頭会、あるいは学校にお伺いしたときにお話ししてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私たちの嵐山町においては、そういった小中学校においての携帯、スマホなどの学校の管理といたしますかという部分は非常によくできているのではないかとことを私も感じましたので、引き続き親の指導といたしますか、保護者の指導含めて、うまく便利に使っていただけるようお願いしたいところでございます。

（2）に移ります。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） こちらのほうも教育長から答弁いただきました。西部地区の生徒指導担当者研究協議会というものがあってかなり広範囲に、西部地区ですから、

埼玉県を東部、西部、北部、南部と分けたときの西部地区だと思われかもしれませんが、こういったものが機能しているのだというようなことで感じておりますけれども、このところの、私一番この質問の中で申し上げたいところは、やはり私たち嵐山町の範囲の子だけであればある程度把握できているのだけれども、例えば、そこをよそを越えて寄居だとか、もう少し比企郡外みたいな、そういった運動を通じたりとかいろんなものを通じて交流が図られているわけなのです。そういう中で触れ合いがあったり、知り合いがあったり非常にいいことだと思うのです、刺激し合うことで。ただ、そういったことがある程度生徒がどういう外部の学校の子供たちだとか、接触しているというようなことの把握というのはいかがなものなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

今青柳議員からご指摘の西部地区生徒指導担当者研究協議会、これは事例等を出しながらこういったときにはこういうふうな対応をお互いにやっということうことで協議をなさっているのですけれども、この地区は警察を一つの単位として、嵐山町は小川警察署です。ここに先ほど申しました学校警察連絡協議会、通称学警連というところで、学校と警察署との連絡等に関する協定書というのができておまして、これは平成16年の2月9日から施行しているのです。もう10年以上前から。これは、私たちは嵐山町ですからときがわ、旧玉川村とそれが一緒になってのときがわ、この協定書は旧の形でまだ都幾川村、玉川村のときにできているのです。東秩父と嵐山、小川と。これがずっと続いております。この中に警察のほうでこれは大変だなというときは学校のほうへ連絡をいただくことになっているのです。これはどういうことかという、今回起きたような逮捕事案、また身柄つきの通告、釈放等は必ず入ります。それから一番学校が知りたいのは、ちょっとここに集団非行グループがいますよと。今回の東松山事件は暴走族グループ、バイクを乗っていると聞いておりましたけれども、そういったおそれがあって、おたくさんのほうの学校にもこういう子がいますよとわかれば言っていただく。そういう警察から直接連絡、非行問題行動がどうも出そうだと、たまっているよと、そういうときの連絡、それから薬物、昔はよく薬物乱用がありましたけれども、そういったたまっている場合、それから不良行為があると、そういったときに警察から連絡が来ることこの協定書なっているのです。逆に学校か

らのほうもちょっとうちのほうの名前は伏せますけれども、この子が心配なのだけでも、何か行動していないかいと、こういった未然防止のための校長が警察と生活安全課が中心なのですけれども、連絡を取り決めるように、これ認めるようになっていくのです。そこをやっぱり絶えず足しげく通って連絡とることが必要であると。教育委員会もたまには、たまにという言い方よくないですけども、警察に行って何かありますかと言うと、最近いろんな会合のときに子供のそういったたまり場が少なくなって、大きな異常はありません。ないから安心しているというわけではありません。そのときはそうだったということですから、そういったように絶えず連絡を取り合っ、て、学校と警察が事故に至らないように現在も続けております。学警連の会長が2年交代なのですけれども、現在菅谷中学校の鈴木校長さんがその会長なのです。この間も事件があつてすぐ相談しまして、警察にも直接伺つて一層この学警連の連携を進めていこうという形で現在進めております。そうした中で、子供の安全について協議していくのが学警連の協議、これが一番私たちにとってみると頼りになる連絡協議会かなというふうに捉えております。もちろんそれぞれの学校で菅谷中学校も菅谷中学校区で、小中連携した生徒指導を中心とした会議もございましてけれども、やはり命にかかわる、心配されるのはやはり警察と一層連携をとるとということが大事だと思つております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはり一つの嵐山町にも玉ノ岡中学、菅谷中学と、こうあるわけですが、それをさらに超えてよその学校までなかなか気持的にそういったところまで先生方もご苦労されているところもあるのだと思つてはいますが、やはり一般市民である我々町民もそういったことへの関心、その辺がやっぱり子供たち一人一人に、我々なんか朝ちょっと行ってこいよという感じで朝を見送るぐらい、信号機のあるところ立ったりしてはいますが、そういうなんかも含めて、やっぱり関心持つていくという社会風土というか、町民の気持ちというか、そういったことが大事なような気がしますので、ぜひともここにも書いてありますが、「New I's」という中で共同歩調をとられているという、やっぱりその共同歩調のもとに広域的なことというのは処理もできるし、早いスムーズな対応もできるのだと思つてはいます。そういうことはさらにうまい連携をとつた形で進めていただきたいと思います。

(3)に移ります。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○5番(青柳賢治議員) 28年の4月からこういった形でスクールソーシャルワーカーの町の単費によるものとか、それから、これはスクールパートナーということが行われているわけですが、この質問も今実際に嵐山町において現状はどうなっているのだろうなという中でお聞きさせてもらったわけでございます。そういう中で、このスクールソーシャルワーカーの相談件数、これは県費の分は除くということでございますので、嵐山町の方だけで42件ということなのですが、これは子供さんとスクールソーシャルワーカーの信頼関係のもとに進んでいくのだと思います。そういった点ではある程度大変なお仕事だと思いますけれども、ある程度スムーズにスクールソーシャルワーカーさんの仕事というのがいっているというふうに教育長お考えになっていらっしゃいますか。いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

スクールソーシャルワーカーは、県費と嵐山で行う4月から町費も入りまして、1人の方が県費のほうで2日、町費のほうで2日ということ、同じ方が4日間勤めております。これは県下でも嵐山町のみだと思います。一般的にはスクールソーシャルワーカーは週2回というのが県が対応している中で、やはり大きな悩みを持っている家族に対して温かい支援というのでしょうか、そういった中でこのスクールソーシャルワーカーが、きょうも先ほど午前中見えまして、これから小学校に伺いますと、こういった中で、ここにスクールソーシャルワーカーの業務報告というのがある。毎日週4回行ったのがここに町費分と県費分が別々書いているのですが、一つの例を申し上げますと大変よくやっていたら、例えば、9月13日の例を見ますと、今週の火曜日だったのですが、ここにある小学校に行きまして養護教諭と小学校1年生のお子さんのことで情報交換をされて、その内容を校長先生のほうへお伝えし、そしてそのお子さんについてこれからも情報交換しながら場合によっては教室行ってそのお子さんを見ているのです。お母さんがうちの子どもがちょっと心配なのでという、そういう親御さんの意向に沿って、では行きます。先生も授業はしているのですが、一体どういう行動をとるのかというのを見させてもらう。場合によ

ればその子にも会う機会があれば回っていくという形で、実際はそのことは話はしません。その子について養護教諭と相談をしながら担任にも伝え、そして担任も日ごろ授業の中でその子について情報交換して親御さんに伝えていくと、こういったお仕事。そして、午後は別の学校に行きまして、小学校5年の男子のお子さんについて担任より相談を受け、今後その児童への見守り、そして教育委員会指導主事と連携しながら、あるいは場合には福祉関係の担当者のほう連携しながら対応していこうという、そういう相談を学校に訪問してやっていただいております。

また、その日3回目は、今度は小学校6年生の男子の児童宅に行っております。これは不登校の子なのですけれども、これが1学期から訪問16回目と書いてあります。1人の子に対して継続してお母さんの不安を取り除くためにお邪魔して、これは学校へ来ていませんから、子供が。毎日来ていないわけではありません。そういった対応をして、1日に大体学校に訪問する1軒家庭と、これが1日の大体の業務のようでございます。それをローテーションでぐるぐる回る。特に小学校のほうが多いのです。大変聞き役というのでしょうか、親身になって学校側の意見も聞き、親御さんの意見も聞いておまして、私どもは大変このスクールソーシャルワーカーの導入に対しては、今後も、時によってはちょっと負担になるのかなって感じることもあるのですけれども、今のところは大変私自身も勉強になって、それぞれのお母さん方、お父さん方との悩み相談にかかわれるお仕事に対して非常に意欲を持って努めていただいております。大変すばらしいスクールソーシャルワーカーと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今教育長から答弁いただきましたように、嵐山町の場合はいち早く町の単独予算を使って、そういったところへの対応もされているわけでございます。責任も重たいし、かなりの激務なのだと思います。そういった意味も校長先生だとかそういうお立場もあるでしょうけれども、よく見てあげていただいて、生徒さんとの信頼関係、それから親御さんとの信頼関係といえますか、あとさらに現場の責任者の方との責任関係のものはうまくつながってやっていただけたらと思います。

もう一点だけ。スクールパートナーのほうはどのような、延べ9件とございましたけれども、これもやはり親との信頼関係のもとに、これは不登校児でございますので、

どのようなことでございますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

スクールパートナーは本年4月から導入したものでありまして、2人パートナーがおります。そして、現状では2人目の方が今週から動き出しました。これは家庭からの不登校ぎみの要望があったときに親御さんに対応する不登校専門のSPでございます。これに対しては、先ほどスクールソーシャルワーカーさんがかかわっていた方にさらにSPがかかわる場合もございますし、仕事の分担という意味ではありませんけれども、不登校のことについてはSPを中心に対応していこうというのが私どもの考え方でございまして、現在そのSPの仕事の大きな内容は親御さんとの面談。現在かかわっているのが小学校6年生の方で来年中学へ上がるのですけれども、親御さんから相談がかりまして、毎日休んでいるわけではありませんけれども、折に触れてSPさんとお話をしたいと。たまたまSPが家庭に訪問して今まで9回、夏休み中だけで9回対応しています。夏季休業中はSSWのスクールソーシャルワーカーは勤務はございません。SPは夏季休業中であろうと勤務いただいておりますので、その中で不登校の子の家庭にお邪魔して一緒に基をやったり、あるいはトランプをやったり、場合によったらミニサッカーをやったりして、子供の状況をプレーセラピーというのだそうですけれども、見ながら、この子はどういうことで不登校なのかなというのをやっぱり研究しながら対応していただいている。こういった親御さんが自分のお子さんが学校へ行けないことによって不安や悩みを抱えております。そういった家庭に少しでもかかわるのがSPでございますので、これは一層今後注視してまいりたいと。2学期からもう一人の家庭にSPが対応しております。また報告等受けて、一層充実したご指導いただければありがたいと、このように思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） こういったことが起こらないことが一番なわけでございますけれども、本当に神奈川であったこともそうですし、身近にありました。やっぱりその中で一市民として何ができるかと。やはり今教育長の答弁を聞いてて思われるのは、やっぱり数、子供さんの宝が少なくなっていく中で、一人一人の子供に声をかけ

たり関心を示していくという大人の行動、これがやはり大事なのかな。もちろん家庭も大事です。学校も大事です。ですけれども、地域としてやっぱりそういったことも1つ2つできたらまたどうかなというようなことも感じました。

最後になりますが、これから日本一の教育の町を公約に掲げられた町長としては、今回のこのような事件、そして今教育長が答えてくれました。町長としてはどのような思いといたしますか、見解でいらっしゃいますか。お聞きいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

いろいろ新聞報道等でだんだん情報が出てきて、しかしそういう中で一番言われるのが、地域でもうちょっと届かなかったかなというのが言われております。一番難しいことかもしれないのですけれども、もうちょっとどうにかできたのではないかとか、あるいは同級生とか仲間がもっと声をかけられればとかというような新聞報道等にあるわけです。それで、先ほど来ソーシャルワーカー、こっちのパートナー、これを今話を聞かせていただく中で、一番思うのというのは、これが例えば学校の先生の立場として、そしてスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールパートナーの皆さんが連絡をしながら対応していただいていると思うのですけれども、100必要だとする中でどこまでこれが届いているのかなということなのです。その友達やあるいは学校の先生がずっとついているわけにはいきませんよ、だけれども、電話をしたり、1週間に1回とか何か行ったりとかというふうなことやっていますと。しかし、もっとやればよかったとか、こうすればよかったというのがあるのですけれども、実際こういうふうにやっただけで、やっているのだけれども、もうちょっとどうだったとか、いやこれでもう限界だよとか、やることはということがどの辺どうなのかというのが、いま一つなかなか素人とか、直接関係していない者にとってはわかりづらいところだというふうに思っています。ですので、例えばスクールパートナーにしても予算の関係で今こういう状況になっていますけれども、これがどうなのか、こうなのかというのはこれからの課題かな。そして、できることというのは、やっぱり町ではやっていきたいなというふうにこれからも考えております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今回このような質問の中で、教育委員会のほうで、私なりに

は帰って自分の地域の父兄の保護者の方にこういう形で説明ができるというふうに思  
いまして答弁いただきました。やはり我々地域は地域でいつも見ているのだよ、そう  
いうような気持ちだとか目だとか心遣い、これがやはり我々のこのような小さな町に  
は欠かせないのではないのでしょうか。そのようなことを思いまして質問のほうを終わ  
らせていただきます。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号4番、長島  
邦夫議員。

初めに、質問事項1の駅前活性化事業についてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 議長より指名されました長島邦夫でございます。今回の一般  
質問は大きく分けて2問でございます。明快なる答弁をお願いしたいというふうに思  
います。

それでは、初めに駅前の活性化事業についてから始めさせていただきます。駅未利  
用地に就労、居住の相談や観光案内等を行う情報発信拠点整備をする経費が計上され  
ました。駅前活性化の第一歩と考えます。下記2点について伺います。

1としまして、情報発信拠点の整備の進捗をお伺いいたします。

2番としまして、駅前の現状はシャッター通り化が進み、近所での生活用品の購入は  
厳しい状況があります。振興計画の中にも商業を営む方の高齢化が挙げられているが、  
なぜかスーパーやコンビニ等も撤退が進んでおります。駅前には学校も近く、最適の居  
住環境であるというふうに思います。徒歩での日用品の購入に困難がある、中心市  
街地生活者に買い物難民があるとすれば、中心地の機能が不足していると考えます。  
いつもでございますが、現状の対策をお伺いをいたします。よろしく願いいたしま  
す。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに小項目（1）について、初めに山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうからは質問項目1の（1）の拠点施設本  
体の進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。



情報発信拠点施設の整備に関する事業の進捗といたしましては、現在調査、測量、設計業務の発注に伴う積算を完了し、東武鉄道本社からの正式回答受領に向けた調整を図っている状況であります。調整の内容に関しましては、建物の建築位置の決定に伴う最終調整となりますが、本議会終了後に鉄道本社での協議を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 続いて、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からも（１）につきましてお答えをさせていただきます。

駅西地区の活性化は、これまで長年にわたり多くの町民や各種団体の皆様からご要望をいただいております。昨年策定いたしました嵐山町総合戦略では、住みよい豊かな環境、並びに活力と生きがいを創出することを目指す事業の一つとして、駅西地区の未利用地に観光、農業、商業、工業、就労、居住など、あらゆる情報の発信拠点の整備を位置づけたところでございます。現在のところ、今後そこを拠点として活躍をしてもらう地域活性化コーディネーターの募集を予定しており、また情報発信拠点を含めた駅周辺の全体的な構想図を作成する予算を計上しており、実施に向けた準備を進めている段階でございます。具体的には、嵐山町環境協会で委嘱を予定しておりますコーディネーターを募集をするところであり、また構想図につきましてはその整備に係る財源も検討しつつ作成をする必要があると考えており、それらを見据えた構想図を作成する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（２）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 （２）につきましてお答えをさせていただきます。

町ではロータリーの整備等のハード面から、ボックスショップや朝市などへの補助のソフト面など、駅西地区の活性化を図るべきさまざまな事業を行ってまいりました。昨年度におきましては嵐丸ひろばの開設、駅の模様がえ等を行ったところでございます。しかしながら、ここ数年空き店舗、また売り地が出てきており、以前にも増して寂しい状況も見られることから、さらなる活性化を行っていく必要があると考えております。

駅西地区の活性化につきましては長年の懸案事項であり、町長就任当時からのよ

うに活性化したらいいのか、考えない日はありませんでした。駅地区の取り巻く状況は大きく変わってきており、新たな一步を踏み出すときに来ていると考えております。武蔵嵐山駅構内の未利用地におきましては、情報発信拠点施設の整備に着手をしたところではありますが、今後はさらに駅前広場、また駅前道路の県道武蔵一嵐山停車場線の拡幅も含めたハード面の取り組み、またシャッター通りを解消に向けたソフト面での取り組み等々、長期プロジェクトに着手をし、利便性の高い魅力的なまちづくり推進に踏み出したいと考えているところでございます。将来のためにも今できることに取り組むときが今である、そう考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1問、2問、関連はあるのですが、別々に質問をさせていただきたいと思います。

今課長さんから答弁がありまして、先が見えてきたなというふうに思っております。当初若干の調査費というのでしょうか、東武との交渉に当たっての金額が計上されていきました。これで何をやるのかなというふうに思っていたのですが、東武のほうに交渉に行っていると。これは東武のこれからの返事待ちなのではしょうけれども、予想的にはちょっと私なんか心配しているのですが、以前は業務部も池袋にあったのです、東武の。ところが、今は私の聞いたところによると、そうではなくて浅草のほうの日光線のほうですか、あちらのほうに業務部が移ったのだというような話で、力を入れぐあいが、やはりこちらが少し、何か向こうには今度は汽車ぽっぽ、SLも走らせるのだとそんな話も聞いていますし、力も入れているのだなというふうに思うのですが、この協議をしていく予定ということですからけれども、町の考えている駅前の拠点となり得るような感じがするのでしょうか。そこら辺からお聞きをしたいというふうに思いますが。

○大野敏行議長 答弁求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんご質問の東武さんとの調整協議でございます。おっしゃいますように、今現在東武鉄道本社、俗に言いますスカイツリーがありますすぐ近くに本社を構えております。そちらの本社部署の関係でございますけれども、今現在、今年度に入りまし

て本社の資産管理部、それと経営学管理部、両方の部局と嵐山町と一緒に調整を図っているところでございます。今年度に入って7月ぐらいだったと思いますけれども、用地に関しては東武さんのほう提供する方向でおおむね決まりそうだというお話を頂戴しておりました。この議会前に若干一部計画の修正をお願いしたいというふうなことで東武さんのほうから申し出がありまして、この後最終的に建物の位置を微修正といたしますか、微調整していただきたいというふうなことで、その辺の調整を図って最終というふうな見込みであります。やはり議員さんおっしゃいましたように、私どもの受ける感じからしましても、本社の移転を含めてちょっと東上線から東上線中心だったものが若干違うほうにも移りかけているのかなという印象は受けているところでございますけれども、変わらず事業の関係、もともと観光の関係等調整を以前からしておりますので、そちらの関係に関しても、内容に関してはほとんど変わらず進捗はできているのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私も総括のそこら辺についてはさせていただきましたが、そのとき内容もお聞きしたのは駅の未利用地ということでございますから、ここなのですね、あそこなのですねってしましたが、大体その想定どおり進んでいるということに理解をしました。

それで、支援課長さんのほうに答弁いただいた関係に移りますけれども、地方創生の加速化交付金、これが当初のあれのときにはそれがついていなかった。だけれども、それが加速化交付金のほうに予算そのものが予定していたものが移ったというふうなことで今回の決算のあれにも書かれておりますが、構想図図面作成委託料が162万円、測量設計の委託料について1,080万円というふうなそれが加速化交付金のほうでただけというふうなことで聞いておりますが、これについてもいろいろそれについてこれからやっていくことだというふうに思いますが、お聞きしているとおりハード面についてはどのようにしていくのかなというふうに思うところなのですけれども、まだこういうものをつくる、ああいうものをつくるというふうなところまで行っていないのでしょうからあれなのでしょうけれども、そちらのほうの、もしこれが進んでいた場合にどのようにお考えなのかお聞きできればというふうに思いますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんご指摘のように、一番の懸案事項というのはハード部分をいかにやっていくかということだというふうに思っております。さきの6月議会のときにもいろいろ議員さんのほうからもご質問いただきました。そのときに私のほうではいろんな各種、国等の助成をいただきながら有利なものをということでご答弁をさせていただきました。その後の状況でございますが、今年度国において編成をされました第2次補正予算、この中に新たな制度が位置づけられるということになりました。この制度の詳細につきましては、実は明日、埼玉県のほうから各自治体に対して説明会があるということございまして、細部についてはまだわからない部分もございますが、内容といたしましては、この地方創生に関しては各自治体そのハード部分がネックになっているということがあるのだと思います。そういった部分を解消するがために地方創生に係る施設整備についての交付金、新たな制度を設けるというような内容になっているかと思えます。国の予算総額といたしましては900億円というようなことが言われております。

この情報発信拠点については、こういった事業を進めるという考え方については加速化交付金の交付決定をいただけているということですから、こういった考え方自体、こういった事業を進めることについては国はもう認めているというふうに理解をできるのかなというふうに思っております。このハード部分についても新しい制度、こういったものが活用できるような形で今後取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 聞けば聞くほど明るい要素が聞こえてくるのでよかったなというふうに思っています。そして、ここに書かれているとおり、地域活性化のコーディネーターさん、これから公募なさったり募集したりというふうなことだというふうに思うのですが、そのように書かれておりますが、偏ったというか、私なんか東武にお勤めの人だったりなんかについて、いろいろお話を聞いたりなんかはしています。この嵐山町にもOBと言われる方もたくさんいらっしゃいますよね。そういう方にいつだったか話を聞いたときに、僕なんかには余りそういう知恵を持っていないけれど

も、東武のことについてはある程度わかっているつもりなので、ご相談いただければそういうものもできるのだけれどもねというふうなこともいただいたことがございます。やはりそういうふうなコーディネーターさん、いろんなコーディネーターさんのところをご意見いただくのですから、幅広くあれでしょうけれども、やっぱりよくわかっている方を入れていただいて、町に長年ずっと住んでいて、その会社にお勤めだったわけですから、少しそういう活力とかご意見とかノウハウもいただくような感じにさせていただいたほうがいいのではないかなというふうに、ずっと以前からその方にもそういうことがあったらぜひ話す機会をしてみましようというふうなお話を聞いたことがございます。どなたかは申し上げませんが、いまだかつてその方がそういう気構えでいるか気持ちを持っているかどうかわかりませんが、そういう方もいらっしゃるということでそういう活力も利用していただきたいというふうに思うのですが、さらに伸びるような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいまコーディネーターの関連のご質問ということでございます。この地域活性化コーディネーターについては、私どもが考えているのは中心的な存在となるコーディネーターがいて、それを取り巻くチーム員というものを足す、いていただいてチームで動くというふうな考え方を持っております。コーディネーターの要件等々については、また明日ご質問の中でもあるわけでございますが、一定の年齢だとかそういったものを設定をさせていただいて、これから募集をしていこうというふうに考えております。

今議員さんのほうからご提案をいただいたいろんな知識を持っている。今は東武鉄道に関してということでお話をいただきましたが、嵐山町内にいろんな知識だとか技能だとか、いろんなアイデアだとか、そういったものを持っている方たくさんいるというふうに思っております。そういった方々をそのコーディネーターが中心になっていろいろつなぎ合わせて、嵐山町全体の活性化を図っていきたいというふうに考えております。もし今議員さんがおっしゃるようなこんなすばらしい方がいるよということであれば、ぜひとも私どもにお教えいただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） どんな事業を進めるのでも、午前中からも少し話がありましたですけれども、公募してもなかなかベストな人が集まってくれないと、そんな話も違う面ですけれども、お聞きをしました。やはりそういういろんな方が関心を持つような、今レベル的に低いのだと思うのです。全体的にこういうふうに上げてきて、そこでそのラインの中でだったら私もこうありますよ、こうありますよと手を挙げる、そういうふうな機運というのか土壌のを上げるという、そういうこともやっぱりちょっと必要なのではないかなというふうに感じ的には思います。ですから、飛び抜けてさっき言った人みたいに、私はそここのところに関係していたからノウハウもありますからというふうなことでと言うけれども、通常は一般的にこれはコーディネーターさん募集といっても、これ手を挙げてくれる人がいればいいけれども、なかなか難しいのではないかなというふうに思いますので、先ほど言ったようなことも含めて考えていただいて選定をしていただければいいのではないかなというふうに思います。

では、2問目に入らせていただきますが、よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） この答弁にもあるように前から中心市街地の活性化、町はずっと予算をつけてくれて、私なんか商工会にいたときもいかな事業をすれば町の活性化に結びつくのだとか、いろいろ検討して朝市も始めました。もう私今全然タッチしていませんけれども、さくらまつりの始まりというのはいつも私何回か言っているかと思うのですけれども、駅からおりて、その人たちが嵐山の魅力のある桜堤のほうに回っていただくようなライン的なもので堤で何かをやりましょう。だから、駅からおりる人を対象にしてあれやって、町の中の人は今非常に楽しんでいますが、それが第一なのです。それが活性化の中の予算を使わせていただいていると。あとは、今はやっていませんけれども、フリーマーケットもありましたよね。そういうことで、またそのほかに夕市も今始めていますが、そういうことによって活性化の中、駅からおりる人も対象にしてというふうな構想を持って始めたのがこれは事実のことなのです。そういうことの中において、商工会はそれについていろんなことを今までやってきたというふうに思いますが、商工会のほうに買い物難民についていい知恵はないかということで商工会にお尋ねになって、そのお答えが出てきた、上がったのではないかなというふうに思うのですが、それを見てそんなに、ではこれをやりましょう、

あれをやりますというふうなあれではなかったというふうに聞いていますが、それについて町長、その上がったものについて何かお答えがいただければありがたいのですけれども。

○大野敏行議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんも商工会、観光協会で駅周辺いろいろご苦労いただいたり、いろんな案を出したりしていただいてきたわけですが、なかなか成果までいかないのが現実であるわけです。そして、何でというとなんか答えははっきりしていません、鎌形のコンビニもなくなってしまった。結局採算が合わないということで、駅の近くにあった最新の隣のコンビニも終わってしまうというような状況になっている。ということは、あの辺はそういう購買量っていいですか販売量っていいですか、そういうものが見込めないというふうな市場調査をしてもそういうような状況になっている地区だと思ふのです。実際問題、菅谷の4区というのが、西側のところは4区というところなのですけれども、3区と6区、高齢化率が一番高いところなのです。ですので、若い人は少ない、3区と5区、そこところはそういう状況の人たちが住んでいる。ということは、購買力というのも少ないという市場調査のあれが出てしまっているのだと思ふのです。そうすると、そういうようなものというのはあそこにはなかなか張りついてもらえないなということだと思ふのです。

それで、これも聞いた話ですから、あれですけれども、西口のところに飲食店が出た、何とかというお店が。それで、あそここのところの市場調査やったときには、近隣のというよりご婦人の40代の飲食利用率というのが高いという数字が出たのだそうです。というのは、子育て最中のご婦人の利用率というのがちょっと高いのではないかって、周りのところより、嵐山のあそここのところ、それで出たのだというようなことを言う調査の内容の話聞いたことがあります。ですから、いろんな事業をやる人というのは、何かビジネスチャンスはということで、いろんなアンテナを張りめぐらしているわけですが、そういう中であってはそここのところはそういう状況。ですから、あとは通過客、通る人、にぎわいづくりがないとなかなかあそここのところにはそういったあれが張りつかないのかなというような状況だと思ふのです。ですので、どうかこのにぎわいづくりをやっていかないとはいけないな。ですから、やっていたところがあいてしまうというような状況というのが非常に厳しい状況だなというふうに思い

ますので、何としてもあそこのところをにぎわいづくりをしていくのには、やっぱり前に議員さんもおっしゃいましたけれども、コンパクトシティではないですけども、いろんな機能を少しずつ集めてくる。商工会の事務局が交流センターの2階のところに構えているわけですけども、ああいうようなものだとか、観光協会ですとかというようなこういう組織の中心になるものというものが、やっぱりそういう中心のところに集まってきてこない、なかなか次の一歩というのは進まないのではないかな。ですので、そういう組織とも一緒に連携をとりながら駅の開発をやっていきたい、駅周辺の開発をやっていきたい。

それと、もう一つは道路、駅前通りです。駅前通りの道路が歩道もああいうような状況ですし、ちょっと歩きづらい。何かあるとはみ出していないというような状況ですので、そういうものも含めてあそこのところを再開発ができるというその一歩を踏み出していこうという段階でございます。ですので、これから先は長いかもしれませんが、一歩一歩というか、もう間を置いてしまうと何か冷めてしまいますので、何かこう少しずつでも何かやっていくような展開が図ればなというふうに考えています。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 最初に1問目と2問目を分けてやりますというふうにお話ししましたですけども、やっぱりちょっと違うのだというふうに思うのです。順番的に駅のほうに力を今入れてくれというか、それも中心地についてはいいことだというふうに思います。そういうようなところから駅の中心地のにぎわいづくりもやっていきたい、徐々にやっていきたい、それはもう十分よく理解できます。ただ、最近本当に心配しているのは、今高齢化の話が出ましたですけども、駅のあたりを中心と捉えるのか、やっぱりパトロールセンターあたりを中心と捉えるかということになると、パトロールセンターあたりのところを中心地と捉えたら、学校には近いし、駅にも近いし、我々在の人間からすれば非常にうらやましいところに住まいがあるわけです。そこに高齢化した人ばかりになっていて、そこに若い人がいらっしやるのでしょけれども、誰でもそうですけれども、なかなか若い人が継続的にそこへ住まない。そうすると、中心地というものが、嵐山町の中心地というのがあそこではなくなってしまうような気がするのです。これはとても耐えられない話で、幾ら在の人間だとしても。やはり先ほど町長午前中道路のことを少し、ああ、いい考え持っているのだなというふ



うに思いましたですけれども、やはり何がそういうふうなものをこういうふうに通してみたり、通せばそれに対しての市場調査もちろんやらなくてはならないです。道路つくったからといったって、それで買い物のお客さんがそこに来るかどうかというのはわかりませんが、ただ我々なんか、昔から思うと、あそこに昔ヤオコーさんがあったときの思いもつかなかったような状態になってしまっているわけです。そういうふうなことを考えると、駅は駅、中心地は中心地で考えていって、今いろいろなものをちょっとするとやっていきたいと思っていると。それをやっていかないと、当然新しく来る人も家を建てる人というのもいなくなってしまうかと思います。やはり中心地であるから、家の建てかえがあったり、またあそこの東原の団地あたりもどんどんお客さんがおうちをつくってくれるような状況になれば、我々も菅谷の中心地というのはやっぱり公園だな、活性化してきているなというふうにするのですが、今逆にマイナスの方向にどんどん行ってしまっているから心配しているところなので、こういう質問を何回となくさせていただくわけですが、やはりそここのところのこの意識を町長先ほど順番よくいろいろなものを持ってきて、手を加えていって中心地の維持はしていくと、そのような考えですが、それについて反論は別にございませんけれども、ただその時期たるものが高齢者だけになってしまって、そのうちに駅の中心地でも空き家が出てきてしまうのではないかなというふうにするのですが、何とか早く商工会のプロジェクトについても大したいい返事は町長のほうに出なかったのだという話は聞いています。ですから、商工会、観光協会を当てにするよりは、やはり違うさっきの駅前のコーディネーターさんではないですけれども、別な組織をつくってもらって、そこで嵐山の駅前、駅前でなくて中心地の活性化について居住環境をよくして、人がどんどん入ってくるようなことも考えなくてはいけないかというふうにするのですが、そここのところを提言したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 全くそのとおりなのです。そのとおりなのですけれども、なかなかそういうような形に進みづらい状況が。それで何で組織を当てにするかっていったら、商工会の今会員450名近くいるのです。その450名の会員さんがいま一つ元気がないわけです。それで、その人たちを中心にしないと商工会というものの活性化は図れないと思うのです。それで、あそこの地域でなくてもうちょっと交番のほうといいますか小

学校のほうといたしますか、そっちが中心地をとというようなことですけれども、嵐山町で今人口がふえているというのは7区、9区というバイパス沿いのほうのところの造成をしたところ。平沢の地区というようなところなのです。やっぱりそういう造成をして土地を新しくした、そういうところは人がふえている。それで、中心部というところは土地を動かないわけです。ですから、そのところを昔の手法でいけば区画整理をしたわけですが、今はそういうことがやりづらい状況の中で、今あるままで置いてあるということになると、なかなかその土地のところの流動性がついてこない。ですから、そのところをどうするかということなのですけれども、非常に難しい状況で、固定資産はしっかり放したくないというようなこともあるでしょうし、出てくる人たちもなかなか難しいところには、それよりは何か売りに出た新しい区画整理ができたところには行く、そういうような状況が嵐山町では、現状ではそういう状況があると思うのです。ですので、真ん中のその何もやっていないようなところというのは、なかなか出てきてくれる人が少ない、そういう状況になってしまっていると思うのです。そのところを、だからどうするかというのは、やっぱり今そのところにある会員さんを中心とした人たちが一つ一つが活性化していけば、今私が、展開になるのだと思うのですけれども、こういう状況ですので、なかなかですが、数は450あるわけですから、その中でどうにか、それに観光協会はまた別にあるわけですので、そういうものがどうにかできないかなというふうな感じで悶々としているのが今の状況です。

- 大野敏行議長 長島議員、一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時46分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
長島邦夫議員の再質問を続けます。
- 

◎発言の訂正

- 大野敏行議長 1点、山下企業支援課長から訂正をしたいという旨の申し出がありましたので、それを許可いたします。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 先ほどの答弁の中で、東武鉄道本社が移転をしたというふう  
に申し上げた部分ございましたけれども、これは誤りでございまして、東武鉄道さん  
の機構の改編によりまして、営業部分が一部統合をされているという状況でございま  
す。訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

---

○大野敏行議長 それでは、第4番、長島邦夫議員の再質問から続けます。

長島邦夫議員どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 前向きな答弁をいただいて恐縮なのですが、この答弁書の中にも長年の懸案事項であり、ずっと今まで考えていなかったときはないということ  
でございしますので、町長ここで新しい任期を4年迎えたわけですから、この任期の間  
にここに書かれているような駅前というか駅中心地の活性化に向けて取り組んでいく  
という決意だというふうに思うのですが、改めてこのところをもう一度考えている  
ことをお話ししていただければ、それで終わりにしたいというふうに思いますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 中心地の機能が不足という、買い物難民というような話もありました。  
難民というのはちょっと大げさかもしれないのですけれども、不便をこうむっている  
という人はあると思うのです。それで、例えば菅谷の地内のところに何らかの商業施  
設ができたとしても、やっぱり歩いてそのところまで行くというのが不自由な人とい  
うのはかなり出てしまっているわけです、現状で。ですから、不便をこうむってい  
るというか、そのところまで行けないというのは、これはもうちょっと近くのところ  
に商業施設ができてもしっかり同じだと思うのです。ですので、あとは足の確保とい  
うような違った視点のほうに行かざるを得ないのかなというふうに、この買い物の  
ほうに関してはそんなような感じがします。

そのほかにこの中心地としての機能というのは何があるのだろうということですが  
れども、先ほどから言うように組織の中心部をこの中心地に移していく。そうすれば、  
それだけでもやはり人の動きというのは格段に違って来るわけですので、そういう  
ようなこと。それから、その空き店舗等が出てしまっているわけですので、そういう

ものをどういう形で埋めていくのか、埋められるか。それで、ここだけでなくてちょっとしかけているところもあるわけですが、大型店であいてしまっているところをどうにかということでも話もしているのですけれども、なかなか進まない状況ですけれども、いろんなそういうあいてしまっているところがそのまんまというのは、何とも寂しい感じがばあっと通っただけでも感じるのです、そういうところを少しでも減らして行って、人が出入りするような状況をつくっていかないといけないかな。それにはいろいろ気がつくところには話をするわけですが、なかなかうまい方向に進んでいかないので現状ですが、さらにいろんな知恵を働かして情報をとりながら進めていければというふうに思っております。おっしゃるとおり中心地が寂しいというのは、まさにそのとおりでございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、次に進ませていただきます。

○大野敏行議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 大項目の2番です。集中豪雨による自然災害についてお伺いをいたします。

地球温暖化等に伴う台風等による大雨や集中豪雨等の頻発が懸念され、全国的に避難勧告も多く出されている。嵐山町でも河川堤防の決壊、町、県ホームページには県内土砂災害警戒区域、町地域防災計画、ハザードマップによる急傾斜地崩壊危険箇所も公表されている。下記についてお伺いをいたします。

1番としまして、県への河川護岸要望の状況を伺う。

2としまして、住宅のある急傾斜地崩壊危険箇所の定期的な確認、住民啓発、避難情報、避難勧告の現況を伺います。

3番目としまして、たび重なる豪雨の影響でふるさとの川のモデル事業、川の再生事業での飛び石の一部が機能していなくなっております。復元についての要望をどのようになさっているかお伺いをいたします。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、（1）につきましてお答えをさせていただきます。

本町における河川改修は、平成18年に埼玉県が策定した荒川中流右岸ブロック河川

整備計画に基づいて実施をされております。計画の対象期間はおおむね30年間とし、洪水による災害の防止、または軽減を図るために、当面の改修目的を時間雨量50ミリ程度の降雨により発生する洪水は安全に流下させることができる治水施設の整備を行うとされております。この計画に基づいて過去の洪水の際の浸水状況を踏まえ、護岸の改修などの河川整備が実施をさせておりますが、いまだに河川の断面が小さな区間や本線との合流点との処理が行われていない箇所等が残っており、洪水による被害状況や流域における土地利用状況などを考慮し、緊急性、必要性の高い箇所から整備を進めている状況です。

なお、本町においては河川の氾濫による大きな被害は近年では発生しておりませんが、未整備区間は残っており、早期の整備が求められる状況でございます。このような状況において関係8市町により都幾川・市野川水系改修促進期成同盟会を組織し、県及び国に対して河川整備の早期実現を要望しているところでございます。

次に、(2)につきましてお答えをいたします。嵐山町内には土砂災害防止法に基づき区域指定をされている箇所が37、うち特別警戒区域内の住宅が20戸、警戒区域内に7戸ございます。まず、住宅のある急傾斜地崩落危険箇所の確認でございますが、定期的な確認につきましては実施しておりませんが、台風等による大雨により被害が予想される場合には該当者への連絡を行うとともに、特に危険と思われる箇所は現地を確認を行っております。しかしながら、その確認の方法など明確に定めていないのが現状でありますので、今後はマニュアルの作成及び地域との協力体制の整備が必要であると考えております。

次に、住民啓発でございますが、町のホームページに嵐山町の土砂災害危険箇所として情報提供しておりますが、近年の豪雨による災害の頻発傾向に鑑みまして、今後は定期的に町の広報等を利用して積極的な周知を図るとともに、作成中の土砂災害ハザードマップを完成させ、再度対象地区に注意喚起してまいります。

また、避難情報・避難勧告の現状でございますが、これには避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階がございます。昨年9月の大雨災害や過日の台風9号の接近時の2回、避難準備情報を発令しております。これまで嵐山町におきまして避難勧告を発令したことはございません。危険箇所に居住されている27戸に対しまして、例えば避難準備情報を発令する場合においては、いち早く職員の直接電話連絡による対応をすることとしております。

次に、(3)につきましてお答えをいたします。川のまるごと再生事業により整備されました槻川嵐山溪谷パーベキュー場上流の飛び石につきましては、現在機能しておりますが、一方、都幾川の千騎沢橋下流に位置する飛び石につきましては、平成元年から10年の間にふるさとの川モデル事業によって多自然型川づくりの手法を取り入れて整備をされました。これは、川底の洗掘を防止する底固めとしての機能が目的であり、飛び石としての機能は底固めにコンクリートブロックにかえて自然石を使用し、副産物的に飛び石の機能を設けたものでございます。そのため、たび重なる増水のたびに流下してくる砂れきにより埋もれてしまいました。こうした現状を平成25年度に行われた川のまるごと再生プロジェクト嵐山部会で話し合いが行われた結果、県は平成25年度にこの底固めを再生し、飛び石的な機能も復元をいたしました。しかしながら、平成26年6月の豪雨による増水で、再び飛び石としての機能は不能になりました。これに対しまして、平成26年度に川のまるごと再生プロジェクト嵐山部会において、飛び石機能の復元を改めて県に要望いたしました。現状において本来の底固めとしては機能しているため河川管理上は支障がない、こういうことで飛び石の機能の復元は実施されずに現在に至っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、1番から質問させていただきます。

県への河川の護岸要望についてはさまざま出ているのではないかなというふうに思ったのですが、私の近所というか、一番目につくところに八幡橋というのがございますが、その上流がたび重なる豪雨で徐々にどんどん崩れていって、この現状をどう見ているのかなというふうなことで課に聞いてみましたら、県のほうはこれについては対応するのだというふうなことで、緊急的なものを行ったように見られます。ですけれども、ほかにも槻川だとか都幾川ですとか市野川ですか、ほかにも要望が出ているところのあるとすればその状況をお聞きしたかったのですけれども、どんなところが出ているのか教えていただければというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 現状をまずお話をさせていただきたいと思うのですけれども、都幾川につきましては、今未整備部分となっているのが班溪寺橋の上流と、こういうこと

になっております。50年に1回訪れる災害、50年確率と呼ぶそうですけれども、その洪水に耐え得る計画と、こういうことで整備がなされておりまして、具体的にはふるさとの川モデル事業で鎌形の南部土地改良区の沿線がずっと護岸整備が完成しましたと、こういうことでございまして、未整備は班溪寺橋上流のみと、嵐山のエリアです。嵐山の都幾川とか東松山市行くとまた違いますけれども、嵐山のエリアでは都幾川について未整備は班溪寺橋の上流のみということですよ。

次に、槻川でございまして、槻川につきましては5年に1度、5年確率と、5年に1度の洪水に耐え得る計画がこの河川の整備計画になっておりまして、ご承知のとおり槻川については自然の護岸、今の自然の溪流を大切にするような工法というのを採用されておりまして、特に新しく護岸をするというふうなことは考えていないと、こういうことでございます。

次に、市野川につきましては、今整備をされているものは3年確率、内容的には時間雨量で46.3ミリ、この雨量に耐えられる構造ということで整備が進められておりまして、現在大字川島の鬼鎮様から滑川の水房地区に行く矢崎橋、矢崎橋から上流、志賀の志賀沢川というのが流れ込んでいる箇所がございまして、そこまでは整備が終わっていると。あとはその志賀沢川の上流、寄居町方面に向かって、それから矢崎橋の下流、滑川町方面に向かって整備が終わっていないと、こういう状況でございます。なお、整備が完成している部分についてはやはり46.3ミリの降雨に対応できる構造になっているというふうなことでございます。

次に、粕川でございまして、粕川につきましては全線完成をしておりまして、3年確率で完成をしていると、こうふうな河川管理者の考え方でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、今出たところ、自分でも目で見ているところをちょっと質問させていただきますが、班溪寺橋の上流というのはかなり90度に曲がって、上流は都幾川のほうに行くわけですが、上流の川のまるごと再生、都幾川の部分でその上流については随分よくなりましたが、ちょうど班溪寺のある下については自然石で十分、通常岩と言いますけれども、そこで耐えられているから余り影響はないのでしょうけれども、その下の橋のところは近年整備が全然されていない状況なものですから、洗堀というのですか、橋の橋脚そのものもかなりえぐれていますし、どこに、

コンクリートの塊があちこちに横たわっているのです。それはどこにあったものだからよくわからないような状況なのです。ですから、先のよい状況が私なんか全然わからないものですから、どこから崩れたのかちょっとよくわからないので、県がまるごと再生で班溪寺の上流まで、嵐山町の部分についても草刈り等だとか河川について随分管理をしているみたい、そこから下が全然いかないものですから、心配はしていたのですけれども、予防はしてあるということであれば、ぜひ早期にお願いしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それと、私が冒頭申し上げたところについてはもう対応ができているということですが、やはり都幾川でも住民の方からされると、やはり今言った自然石の部分については大丈夫なのですけれども、一部普通の土砂のある部分はかなり削られているのです。それで、そこはもう多分民地だと思うのですけれども、大きな木が生えていますから、余り影響はないように見えるのですが、また次の台風、何年かすると、その大木も倒れてくるような状況になってしまうのではないかなというところが八幡橋から下流のところに水量を見る計器というか測定場所があるのですけれども、そのところの近辺は気をつけていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それと、槻川につきましては、これこそ本当に自然石のところもありますけれども、今度つくった飛び石がありますが、飛び石の上流については左右が自然石ではございませんので、徐々に川幅が広がっているような気がしますので、やはりこういうところは各自自治体でよく見ていて、それで判断なさったか、県のほうはそこまで把握できるかどうかわかりませんので、注意なさったほうがいいのではないかなというふうに思います。

市野川のほうにつきましては、ついこの間総務経済のほうでたまたま市野川の脇を散策をしましたですが、かなり大水が出て、中の田んぼとか畑のほうにも随分流れ込んでいるような感じがします。現況を伺うというふうなことで質問があって再質問はどこですかというふうなことですから、そうしたのですから、これに後の答弁は結構ですけれども、そういうところが随分ありますので、ぜひ注意して嵐山町のほうが県の管理でしようけれども、そうではない半分は地元で見なければ気づかないところがあるので、それは十分注意していただかないと、万が一、最近北海道のほうでは川の根元が洗削されてそこへ突っ込んでしまった人がいるというふうなことでご



ございますので、都幾川についても槻川についても暴れ川というふうに、いわゆる短期ですごく水がふえるところですよ。長続きはしないのですけれども、やはり近隣の高い山に降ったものが一遍に流れてくるという川でございまして、十分注意なされたほうがいいのではないかなというふうに思います。答弁は結構ですから、次に進ませていただきたいと思います。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 2番に入らせていただきますが、ここに答弁されていただきましたが、常時については土砂危険箇所についても通常は見えていません。でも、豪雨が近くなった夏場については定期的に見てなされたほうがいいのではない、特に住宅のある27戸のところ見たほうがいいかなというふうに思うのですが、どうしてなされていないのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 土砂災害の、まず基本的な対応方針なのですけれども、今までは裏山が崩れた方等もありまして、職員が自発的にその場所を確認をして今回のこの降雨ではどうかということに対応してまいりました。根本的なこととして町の職員がとるべき対応というのはどうなのか。町の職員はこれまでさまざまな各地で発生してきている災害の教訓というのがいろいろ情報が入っておりまして、町の職員がとるべき行動、これはいろんな町に寄せられる災害の情報、これを把握して対策を講じる、そしてその対策を住民に周知をし、住民に必要なならば避難してもらおう、そういうふうなことが極めて大事でございまして、では、その情報をどういうふうに集めていくかというふうなことでございますけれども、関係する消防団、あるいは防災会、地区の区長さん等からその現地の情報をいただいて、それに対していち早く対応をとっていくというのが町の役割でございまして、職員が現地に出て行ってしまうと、今申し上げた重要な部分が抜けてしまうと、こういうふうなことも指摘をされておりまして、今までは今までとして、今後は町の職員は今申し上げた町の職員としてとるべき行動、それをとっていききたいと、このように考えております。それが主な理由でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 今後はマニュアルの作成及び地域の協力体制の整備が必要であるというふうに考えておりますということでございますので、マニュアルはてつき

りあったかなというふうに思ったのですが、今後作成ということなのでしょうか。あわせて、結構です。それをお願いいたします。

○大野敏行議長 答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 このたびの岩手県の災害等でもいろいろ新聞等でいろんな課題が載っております。土砂災害が発生をするおそれがあるときにいろんなタイミングで情報入ってくるわけですけれども、土砂災害警戒情報というのが発令をされる。これを発令されたならば雨雲の動き等を見ながらメッシュ情報というのが、町に新しくそういう情報が入ってくるようになりました。そのメッシュ情報に基づいて、これから雨雲が土砂災害を起こしそうな場所に向かってくと、まさにそういうふうな状況にあれば避難準備情報を発令して、今までは避難準備情報って避難するまでの体制を準備しておくというふうに捉えられていたわけですけれども、そうではないのだと。避難準備情報は災害の弱者、要援護者ですね、障害者ですとか高齢者ですとか介護を受けてる方ですとか、そういった方はもう既に避難を始めるというふうな情報なのだ。このたびの岩泉町の楽ん楽んという施設の施設長さんが反省の弁が新聞に出ておりましたけれども、実はそういうふうと考えていなかったと。避難準備情報というのは避難する準備をすればいいのだと、こんなふうに捉えていたと。いや、そうではない、もう災害の避難に時間がかかる人はもう避難を始めるのだと、こういうことなのです。またそういったことでございまして、町では今マニュアルというのがいろんな災害の教訓を経て、内閣府が定めているガイドライン、これが細かく改正になってきているのです。そのたびにマニュアルを改正しなければならないわけですけれども、残念ながら町においてはこの町は非常に災害のない平和な町でございまして、そういうふうなマニュアルまでが整備をされないで今日を迎えてしまったというふうなことでございまして、これは今整備をする一つの機会であろうというふうに捉えておまして、今はマニュアルを整備してさまざまな対応に対してスピーディーに迅速に的確に対応できる町の仕組みをつくっていくと、これが今大事な仕事だろうというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） この地域、本当に安全な地域と我々も思っているし、ですか

ら飛び抜けた豪雨になると逆に心配になってしまうと。今まで隠れていたものが表に出てくるのではないかなというふうな心配があるわけですから、こういう質問を今回はさせていただいたわけでございます。新聞等を見ますと、県のほうでも非常にこれについて検討を、何の検討委員会かちょっと今記憶に出てきませんけれども、検討委員会にして、大学の先生のもとに進めるのだと、そのような話も新聞でちらっと見たような気がします。

それで、ハザードマップは、地震に対してのハザードマップの中に急傾斜地崩壊危険箇所のマップというのもございます。私がネットの中で見たのと大体類似しているなど、そんなふうにしたわけですがけれども、やはりしっかりとしたハザードマップも今作成中ということでございますけれども、進捗のほうはどこら辺までいっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 ハザードマップについてちょっと申し上げておきたいと思うのですが、想定される災害ごとにハザードマップが必要だと。そのリスクを評価をしてどういう対応をとるのかというのがハザードマップでございまして、今できているのは震災についてできています。ですけれども、深谷断層地震を想定したのですけれども、そのころに比べると年数が経っておりまして、学会では地震に対する評価がちょっとまた変わってきていますので、新しいハザードマップを見直しをする必要もあるのだと思うのですけれども、とりあえず地震のハザードマップはできております。そのほかに今申し上げました土砂災害のハザードマップ、洪水のハザードマップ、それから大雪のハザードマップ、その災害ごとに必要だというふうなことでございまして、そういうふうな時代に入ってしまったと、こういうふうなことでございます。今土砂災害のハザードマップは部分的には担当課で整備しておりますけれども、危険箇所今27カ所、関係する住宅があるところは27カ所あるということですが、そのところについて全てがまだできていないと、こういう状況でございまして、急いでこの分については整備をするし、洪水のハザードマップについては新年度、嵐山町は浸水の対象の地区に入っていないのです。浸水が嵐山町では発生するというふうな区域に入っておりませんので、そのところはこういうふうにつくったらいいのか。埼玉県内でも入間市だけがつくっているふうな状況でございまして、嵐山町は洪水のハザード

ドマップをつくるつくり方もいろいろ研究していかなければならないというふうなこともございます。ただ、災害は待ってくれませんので、今やれるべきことを我々はやっていくと、このように考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 慎重に十分いろんなものを、外についてもいろんな災害が発生しているわけですから、そういうものも考慮しながら嵐山町に合ったびったりしたものを今注意検討しながらつくっているということで、なるべく早くつくりたいというふうなことで答弁いただいたというふうに思います。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、3番目に移らせていただきます。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 飛び石の関係でございますけれども、ふるさとの川モデル事業のところの桜並木の脇にある飛び石については、私もあそこにあるということを知らなかったぐらいです。一応目的がそういうことだというふうなことであれば、飛び石は補助的なものにつくられているので、余り使う人もいませんので、誰が使うのだろうなというふうなところでございますから、それはそういう目的であって飛び石はその上に乗せただけですよというような感じに受け取りました。ですけれども、要望がなされているということで早目の復旧がなされればというふうに思います。

今回質問を主にしたのは、新しく飛び石がバーベキュー場の上にてできました。飛び石といえばサイド側の川に沿ったところの飛び石もありますし、横断する飛び石もあります。もう水位が上がれば利用できないのは十分わかっているのですけれども、たまたま私があそこへ行ったときどうですかって言ったときに、横断する飛び石が随分基礎をしっかりと飛び石を置いたように、あそこに勤めている人も十分見ているわけです。私も見ていました。議会でも現地の調査もしました。すばらしいものができたなというふうに思ったのですが、何か職員に言わせると、大部分は大丈夫なのですけれども、一部何か飛び石の石が傾斜してしまっていますよ。私もそこから見に行こう見に行こうって、いつでもこここのところずっと雨ですから水位が引かないので、現状は見えていないのですけれども、秋になればあそこを渡って去年もそうだったですけれども、多くの行楽の方がもみじ狩りをするわけなので、水位が落ちる前にも幾ら

かこの調査をしていただいたほうが、全部渡れなければ反対側に行けませんので、注意というか再度そこを見ていただいて、もしそこが渡れないような、危険なような状況であれば致命的なところなので、早急に県のほうに要望するなり、欠陥の飛び石になるのではないかなというふうに思うのです。想定外と言われればみんな想定外になってしまうのですけれども、それが傾くようだったらちょっと違うような気がするので、検査をしていただいて、それが間違いなくそういうふうに危険ということになるのであれば、早急に県のほうで直していただいて嵐山町の観光に支障が出ないようにしていただきたいというふうに思うのですが、ご答弁いただきたいと思いますが。

○大野敏行議長 答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 川のまるごと整備の完成した施設につきましては、その維持管理について県と町で協定を結んでおります。その中で、河川内の大きな、県が施行した工事については県が管理をしていくと。それから、今議員さんからお話しございました河川に沿ってある飛び石、これについては町が観光協会の協力を得て管理をしていくと、こういうふうなことでなっております。今議員さんからお話しいただきました箇所については、ちょっと早急に確認をいたしまして県のほうにお話をしていきたいと、このように考えております。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。いつぞや私ここで一般質問の中で、嵐山と都幾川の境のところに川のまるごと再生の事業が始って、地域の住民は全然知らないのですかというふうなことで聞いたときにいろいろな対応していただいたという話を聞いていますから、結構なのですけれども、そこのところの飛び石も一部隠れてしまっています。そういう現状なので、それは嵐山町の管轄外でしょうけれども、嵐山町の中のあるものについては、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時22分)